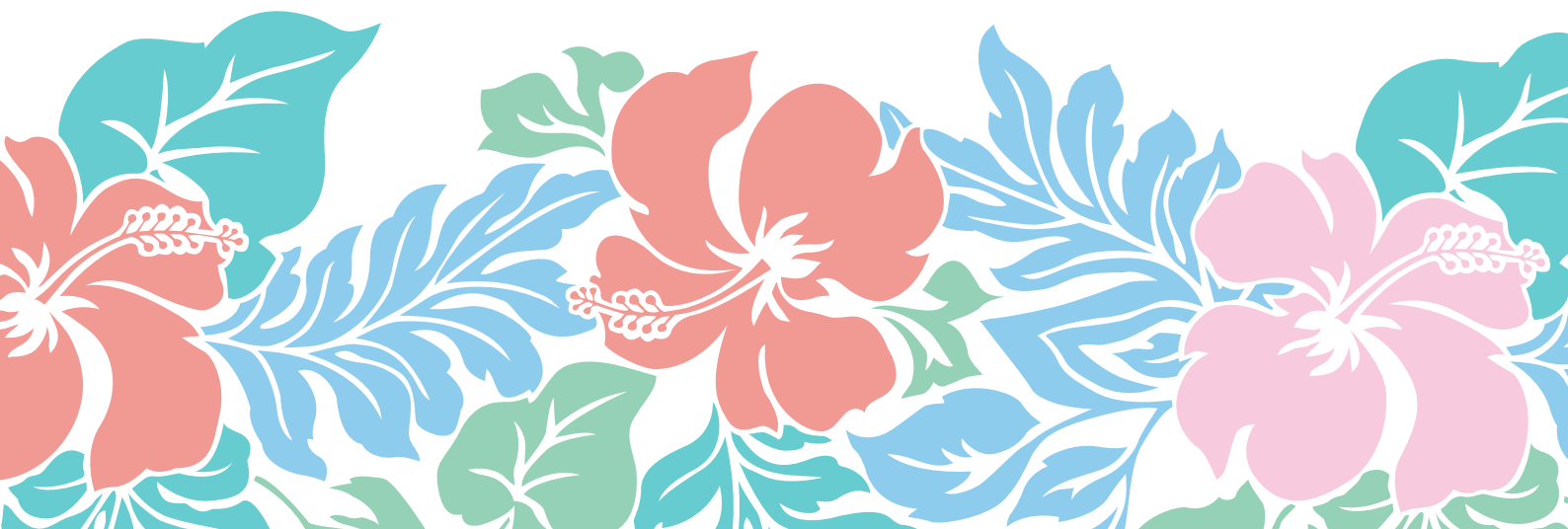


第5次嘉手納町 総合計画

前期基本計画

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

沖縄県嘉手納町





第5次嘉手納町 総合計画

前期基本計画

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

第5次嘉手納町総合計画策定にあたって

本町は、昭和51(1976)年1月1日の町制施行から早40年以上が経過いたします。町域の82%を米軍基地が占めており、狭隘な土地の中で、多大な制約を受けてまいりましたが、厳しい状況の中、嘉手納町が今日の隆盛を見るに至ったのは、先人達のたゆまぬ努力によるものです。

これまでに第4次にわたる総合計画を策定し、本町のまちづくりを推進してきました。平成21年度を初年度に取り組んでまいりました第4次嘉手納町総合計画では、主にソフト事業に注力し、生活環境及び住宅政策をはじめ、子育て支援や福祉・健康の推進等、各種政策の計画的な推進に取り組み、自主・自立の行政運営のもとで着実な成果を上げ、本町の発展に寄与してまいりました。

一方で、社会情勢は大きく変化しており、人口減少や少子高齢化社会の進展、安心・安全に対する意識の高まり、国際化・情報化に向けた超スマート社会への対応、そして 地方分権のますますの進展など国や県、地方自治体の役割や責務は多様性を帯びております。

このような変革の中で、町民の皆様の多種多様なニーズに応え、魅力あるまちづくりを行うために、今後10年間の町政運営の根幹となる第5次嘉手納町総合計画を策定いたしました。

本計画では、『ひと、みらい輝く交流のまち かでな』を将来像に掲げ、「信頼」、「発展」、「継承」の3つを基本理念とし、分野別に5つの基本目標を設定し、豊かで活力に満ちたまち、文化の薫る人にやさしいまちを目指し、引き続き、町民協働によるまちづくりを進めてまいります。

今回の前期基本計画では、喫緊の課題である人口減少と少子高齢化を改善すべく「住み良いまちプラン」、「生き活き子育てプラン」、「元気で長生きプラン」「希望のある心豊かな人づくりプラン」をリーディングプランとして位置づけ、横断的な組織運営を図りながら取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に際し、多大なるご尽力を賜りました嘉手納町総合計画審議会の委員をはじめ、町議会議員、嘉手納町まちづくり町民会議や町民アンケートなどを通して、貴重なご意見を寄せていただきました皆様と関係各位に対し、心から感謝を申し上げます。

今後も、町民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、豊かな生活が送れるよう本計画の推進を図り、「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」の実現に取り組んでまいります。町民各位のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年4月

嘉手納町長 當山 宏



目次

序論

第1章 総合計画策定について …… 2

- 1 計画策定の背景と意義、役割 …… 2
- 2 計画期間の構成と推進に向けて …… 3
- 3 嘉手納町の概要 …… 4

第2章 計画策定における基本事項 …… 6

- 1 時代の潮流 …… 6
- 2 嘉手納町の現状と課題 …… 13

基本構想

第1章 嘉手納町の目指す姿 …… 24

- 1 将来像と基本理念 …… 24
- 2 基本目標 …… 25
- 3 人口ビジョン …… 32

第2章 土地利用構想 …… 33

前期 基本計画

第1章 前期基本計画について …… 36

- 1 計画の目的と役割 …… 36
- 2 計画の期間 …… 36
- 3 前期基本計画の構成 …… 36

第2章 リーディングプランと施策体系、土地利用計画 …… 37

1	リーディングプラン	37
2	施策体系	40
3	土地利用計画	42

第3章 基本目標別計画 …… 47

基本目標 1 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ 健やかなまちづくり（保健・医療・福祉・子育て）… 49

基本施策 1-1	地域福祉の推進	49
基本施策 1-2	高齢者福祉・介護保険の充実	52
基本施策 1-3	障害福祉の推進	56
基本施策 1-4	母子保健・子育て環境の充実	59
基本施策 1-5	健康・長寿のまちづくりの推進	64
基本施策 1-6	社会保障制度の運用	67

基本目標 2 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける 魅力ある人づくり（教育・文化）… 70

基本施策 2-1	学校教育の推進	70
基本施策 2-2	人材育成・国内外交流の推進	75
基本施策 2-3	生涯学習の推進	78
基本施策 2-4	平和学習の推進	81
基本施策 2-5	地域の歴史と文化の保存・継承・活用	83
基本施策 2-6	スポーツ・レクリエーションの振興	86

基本目標 3 安全・安心で住みよいまちづくり（建設・環境）… 88

基本施策 3-1	自然環境の保全と緑地の充実	88
基本施策 3-2	循環型社会の推進	91
基本施策 3-3	公害防止の推進	93
基本施策 3-4	土地利用と住環境の充実	95
基本施策 3-5	道路交通ネットワークの形成	99
基本施策 3-6	上下水道の整備	102
基本施策 3-7	防災力の高いまちづくり	105

基本施策 3-8	防犯・交通安全の推進	108
基本施策 3-9	安全な消費生活の推進	111
基本施策 3-10	基地対策の推進	113

基本目標 4 活気に満ちた賑わいのあるまちづくり（産業）

基本施策 4-1	農水産業の振興	117
基本施策 4-2	商工業の振興	120
基本施策 4-3	観光業の振興	123
基本施策 4-4	情報通信産業の振興	126
基本施策 4-5	就労支援の充実	128

基本目標 5 皆でとりくむ協働のまちづくり（行財政運営）

基本施策 5-1	適切な行財政運営の推進	130
基本施策 5-2	男女共同参画社会の推進	134
基本施策 5-3	町民協働のまちづくり	137
基本施策 5-4	地域コミュニティ活動の充実	140

参考資料

1	策定の経緯	144
2	策定の体制	146
3	第5次嘉手納町総合計画策定に関する条例・規則	151
4	嘉手納町まちづくり町民会議	159
5	第5次嘉手納町総合計画策定審議会	163
6	用語解説	166
7	平成29年度 町民アンケート	172

序 論

第1章 総合計画策定について

第2章 計画策定における基本事項

第1章 総合計画策定について

1 計画策定の背景と意義、役割

(1) 計画策定の背景と意義

嘉手納町では、これまで第1次、第2次の総合計画における将来像を「安らぎと生き甲斐にみちたまち、嘉手納」として、町勢発展のため、まちづくりに努めてきました。第3次、第4次総合計画では、「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として、施設整備や生活環境の向上に努めてきました。

近年においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、安全・安心意識の向上、技術革新、地方分権の進展などまちづくりを取り巻く社会情勢は大きく変化しており、様々な形で地域振興に大きな影響をおよぼすことが予想されています。

このような社会情勢の変化に、適切で柔軟に対応していくためには、本町が目指す将来像や方向性を明確にし、必要な施策を効果的に推進していく必要があります。

第5次総合計画においては、第3次及び第4次総合計画で掲げた将来像の実現を目指して鋭意取り組み、着実に築き上げた礎を活かし、引き続き「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これまでのまちづくりを更に継続発展させ、福祉や教育、住生活の向上や産業振興など、町民と協働し、より良い暮らしを実感できる施策を展開する必要があります。

(2) 計画の役割

嘉手納町総合計画は、将来像である「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」の実現に向けて長期的・総合的な方向性や取り組みを示す、本町の行政計画の最上位となる計画です。

本町の特性や課題及び社会の動きや町民のニーズを踏まえながら、町民とともに今後10年を展望する理想的なまちづくりのビジョンとそれを実現するための手法を示す計画として新たに「第5次嘉手納町総合計画」を策定し、まちづくりに取り組んでまいります。

(2) 計画の推進に向けて

まちづくりについては、総合計画の内容を熟知するとともに、それを基に策定された施策ごとの目標達成に向けて進捗管理と行政評価※1を行い、有効性を高めるための改善や見直しを柔軟に行う必要があります。また、それらの内容を町民へ周知し、透明性を高めるとともに、協働体制を強化していく必要があります。

本町では、目標指標の設定により、基本計画に掲げる施策・事業の進捗状況を的確に把握するとともに、事業の検証・評価を実施することにより、適切な進捗管理に努めるものとします。

3 嘉手納町の概要

(1) 位置・地勢

本町は、沖縄本島の中部に位置し、東シナ海に面する海岸線沿いであって、県都の那覇市から北へ約23kmの地点に位置しています。北は比謝川を境に読谷村、南東部は嘉手納飛行場内で北谷町、沖縄市と境界を接しています。

面積は、15.12km²で南北に約8km、東西においては、北の方で約2km、南の端では約5kmの南北に細長い逆L字型になっています。町域を流れる比謝川は、沖縄市に源を発し、東シナ海へ注ぐ本島最大の流域面積を有する河川であり、流量も豊富で2級河川の指定を受けています。

嘉手納町の位置



(2) 沿革

戦前の本町は旧北谷村の一行政区域であり、字嘉手納を除くと純農村でした。しかしながら、沖縄本島の中部という立地条件に恵まれていたため、交通の要衝として県営鉄道嘉手納線の終点にもなっていました。また、沖縄県立農林学校をはじめ、官立沖縄青年師範学校、嘉手納警察署、沖縄製糖株式会社嘉手納工場等が所在し、中頭郡における経済、文化、教育の中心地として役割を果たしていました。さらに、沖縄八景に数えられた水量豊富で風光明媚な比謝川には、県下各地から家畜を積んだ汽帆船が比謝橋付近まで出入りし、中頭郡における家畜の一大集散地として賑わい、人と自然と産業の調和のとれたまちとして発展を遂げてきました。しかし、第二次大戦において住家をはじめ一木一草に至るまで焼き尽くされ、まちは文字通り灰燼に帰し、昭和20

※1 行政評価：行政活動の目的を明確にし、加えて成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。

(1945)年の終戦を迎えることとなりました。

戦後は、米軍嘉手納飛行場の建設により北谷村は分断され、飛行場内の部分的通行も禁止となったため、住民の日常生活や行財政運営にも著しく支障をきたし、昭和23(1948)年12月4日を期して、人口約3,800人をもって北谷村から分村し、「嘉手納村」としての第一歩を踏み出すこととなりました。

分村間もない昭和25(1950)年には、朝鮮戦争の勃発によって、米軍は嘉手納飛行場を「極東最大の空軍基地」として逐次整備拡張し、その都度、宅地や農地が軍用地に姿を変えていき、狭小な住宅地域を一層狭め、住民は残された僅かな地域で窮屈な生活を強いられてきました。

また、住宅地域が同飛行場に近接していることから、昼夜を問わず発生する爆音、飛行機墜落事故、燃料流出、井戸汚染、あるいはB-52戦略爆撃機の飛来など、幾多の基地被害を被り、そのため「基地のまち」というイメージが強く、嘉手納は、「沖縄の縮図」といわれてきました。

一方、戦後の混乱期は、産業皆無の状態であり、必然的に基地依存の生活に頼らざるを得ず、そこに就業の場を求めて人口と各種事業所が急増し、村の様相も次第に都市的形態を整えるようになってきました。こうした都市的形態に応じた新しい時代の新しいまちづくりを目指し、一層の発展向上を図るため、昭和51(1976)年1月1日を期し、「嘉手納村」から「嘉手納町」へと移行し、県下で7番目の「町」としてスタートし、今日に至っています。

平成20(2008)年3月には、広大な米軍基地の所在による閉塞感を緩和し、町の活性化の促進を目的とした沖縄米軍基地所在市町村活性化特別事業により、総事業費218億円余をかけたタウンセンター開発事業、マルチメディア関連企業誘致事業、総合再生事業を実施しました。

近年では、ハード事業の成果を町民に還元し、人々が潤い、喜びと希望を持って暮らしていけるようなソフト事業にシフトした施策を新たに展開し、後期高齢者に対する保険料の一部助成や妊婦健康診査の公費助成、ひとり親家庭などへの支援、医療から介護への切れ目のない支援など、これまで以上に保健・医療・福祉に取り組んでいます。また、安心して子育てに取り組める環境の充実を目的として認可保育所の開園など待機児童の解消に向けた取り組みや医療費・給食費の無料化の実現、予防接種費用の助成なども実施しています。教育では、幼保・幼小連携や独自の小中一貫教育を推進し、本町教育の充実と発展に尽力しています。加えて、児童・生徒の学力向上と安定した学びの場を提供するため、各種サポーターの配置やデジタル教材などのICT^{※1}機器を活用した教育を展開しています。

文化振興では、かでな文化センターのバリアフリー化や音楽によるまちづくりの推進、文化協会や関係団体と連携を図り文化発表の場を増やすよう努め、文化振興による地域活性化に取り組んでいます。その他にも定住促進に向けた施策を推進するほか、老朽化した公共施設の再整備、資源循環型社会の構築の推進に取り組んでいます。

※1 ICT: ICT (Information and Communication Technology) は「情報通信技術」の略。

第2章 計画策定における基本事項

1 時代の潮流

(1) 人口動向

「平成27年国勢調査」における国内の総人口は約1億2,710万人となっており、平成22（2010）年と比べると約100万人近く減少しています。

大正9（1920）年以降の人口推移を5年ごとの増減率でみると、大正14（1925）年から昭和10（1935）年にかけては6～7%の増加で推移していましたが、その後の10年間は戦争による死亡や軍人・軍属の海外出兵、民間人の海外移住とそれに伴う出生率の低下によって増加幅が減少しました。昭和20（1945）年～25（1950）年には海外からの引揚げ、復員による帰国、それに伴う第1次ベビーブームによる出生率上昇によって15.3%増加と急激に上昇しましたが、その後は出生率の低下に伴って増加幅が縮小し、昭和30（1955）年～35（1960）年には4.7%増加となっています。その後、第2次ベビーブームにより昭和45（1970）年～50（1975）年には7.0%増加と増加幅も拡大したものの、昭和50（1975）年～55（1980）年には4.6%増加と再び縮小に転じています。その後も増加幅の縮小は続き、平成22（2010）年～27（2015）年には0.8%減少、年平均0.15%減少と、大正9（1920）年の調査開始以来、初めての人口減少となっています。

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

「平成27年国勢調査」における国内の年齢構造3区分別人口割合を見ると、年少人口^{※1}は約1,589万人（12.6%）、生産年齢人口^{※2}は約7,629万人（60.7%）、老年人口^{※3}は約3,347万人（26.6%）となっています。「平成22年国勢調査」と比べると年少人口は5.5%減少となり生産年齢人口は5.9%減少となっているのに対して老年人口は14.4%増加となっています。それに伴い4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。また、75歳以上の後期高齢者の比率は12.8%となり、年少人口の比率を上回るなど、これまでにない超高齢社会を迎えています。

また、少子化は、女性の就業機会の向上などライフスタイルの変化や非婚化、晩婚化に伴う出生数の減少により進んでおり、平成27（2015）年の合計特殊出生率は1.46と人口維持に必要とされる2.07を大きく下回る状況が続いています。

少子高齢化は、労働力人口の減少に伴う経済の停滞・縮小や社会保障費の負担増加など経済社会にも大きな影響を及ぼすと考えられています。

このような中、国では急速な少子高齢化の進行に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけると

※1 年少人口：15歳未満の人口。

※2 生産年齢人口：生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。

※3 老年人口：65歳以上の人口。

ともに、東京圏への人口の過度の一極型を是正し、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生に取り組んでいます。

（3）健康・福祉・子育て環境の充実

平成27（2015）年にベビーブーム世代が前期高齢者に到達し、そこから高齢者数は増加の一途をたどっており、10年後の令和7（2025）年には高齢者人口が3,677万人に達すると推計されています。また、世帯主が65歳以上の高齢者である世帯数を見てみると、平成27（2015）年には1,918万世帯でしたが、令和7（2025）年には、2,103万世帯に増加すると予想されており、そのうちの69.9%が一人暮らし・高齢者夫婦のみの世帯と見込まれています。

今後、高齢化に伴い、認知症高齢者といった要介護者の増加が予想され、社会保障費などの増加や孤独死問題などが発生すると考えられます。

沖縄県の人口は増加が続いていますが、令和7（2025）～令和12（2030）年をピークに減少に転じると推計されており、全国と同様の問題が発生すると考えられます。

これらの対策として、医療・介護保険料の負担見直しを図り、だれもが適切なサービスを受けることのできる社会や住み慣れた地域で人生の最後まで住み続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供・確保される「地域包括ケアシステム」^{※1}の構築を目指した取り組みなどが実施されています。

また、子どもや子育てをめぐる環境は変化しており、待機児童問題をはじめ、厳しい経済状況や雇用情勢が家計に影響を与えているほか、核家族化や少子化、ひとり親家庭、子どもの貧困化による子育て家庭の養育力^{※2}の低下及び地域のつながりの希薄化による共助機能の低下など、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくない状況になっています。こうした中、保育の提供体制の確保、保育・教育を担う人材の確保と資質の向上、社会的な支援の必要性が高い子どもと家族に対する適切な支援を推進するために、国や地域を挙げて子どもや家庭を支援する、支え合いの仕組みを強化・構築することが求められています。

※1 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。

※2 養育力：子どもを育てる力。

(4) 教育・文化の振興

日本は、超スマート社会（Society5.0）^{※1}の実現に向けてAI^{※2}やビッグデータ^{※3}の活用などの技術革新が急速に進展している中、人生100年時代^{※4}を迎えようとしています。

こうした社会の大転換の中、すべての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするうえで、教育の果たす役割は大きくなっています。

こうした社会情勢を踏まえ、国においては、平成30（2018）年6月に「第3期教育振興基本計画」が策定されました。本計画では、「誰もが人間ならではの感性や創造性を発揮し自らの『可能性』を最大化していくこと、そして誰もが身に付けた力を生かしてそれぞれの夢に向かって志を立て頑張ることができる『チャンス』を最大化していくこと」を謳っており、それを実現するために、今後の教育施策に関する基本的な方針が示されています。

沖縄県においても市町村との協働による学校教育の充実、学校施設・設備の充実、社会教育の充実、文化の継承、スポーツの振興等を図る「沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】（沖縄振興計画）」を策定し、取り組みが実施されています。

本計画においては、「資源に乏しい沖縄の最大の強みは豊富な若い人材である」とし、子ども達に対して、学力の向上や能力などを引き出す学校教育の一層の充実と、沖縄全域における公平な学習機会の確保、高等教育の推進、海外留学制度の拡充等を図り、幅広い知識や教養、道徳心及び国際性を持った個性豊かな人材の育成など、施策展開の基本方向が示されています。

生涯学習については、少子高齢化の進展や人間関係の希薄化などによる地域社会の教育力^{※5}低下など状況は大きく変化している中、「潤いと生きがいのある生涯学習社会 "おきなわ" の実現」に向けて、「沖縄県生涯学習推進計画」を策定し、県民一人ひとりが生涯にわたり生きがいとゆとりを持って充実した生活を送れるよう、いつでも、どこでも、だれでも学習することができ、その成果が社会において適切に評価・活用され、その結果、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環がなされるよう生涯学習社会の実現を目指しています。

※1 **超スマート社会**：必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かくに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会。

※ **(Society5.0)**：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会として我が国が目指すべき未来社会の姿。

※2 **AI**：人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことである。一般に「人工知能」と和訳される。

※3 **ビッグデータ**：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。

※4 **人生100年時代**：「寿命が（100歳前後まで）今後伸びていくにあたって、国・組織・個人がライフコースの見直しを迫られている」という内容を表す。

※5 **地域社会の教育力**：子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えるであろう地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然等を指し、地域に根付いた教育資源となり得る価値あるものととらえること。

(5) 安全・安心な住環境の構築

平成23（2011）年の東日本大震災では、観測史上最大規模のマグニチュード9.0、最大震度7を記録した地震と大津波によって東北地方と関東地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらしました。また、平成28（2016）年の熊本地震は、熊本市周辺で相次いで地震が発生し、建物の倒壊や土砂災害などによる深刻な被害をもたらしました。加えて、平成30（2018）年の豪雨など全国で地震や大雨などによる大規模な自然災害が頻発しました。

災害による被害を少なくするためには、災害に対する備えや正しい知識の習得など継続的な防災教育などの重要性が認識されるとともに、行政がすべての被災者を迅速に支援することが難しいことや行政自身が被災して機能が麻痺するような場合を想定し、地域コミュニティ※¹における自助・共助による「ソフトパワー」を効果的に活用することが不可欠となります。

「地域活動の活性化」、「地域コミュニティと行政の連携」、「事業者と地域住民との連携・共生の促進」が地域防災力の向上につながる重要な鍵となっています。

また、我が国の交通事故発生件数及び刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、子どもや高齢者を狙った犯罪の発生、インターネットなどを利用した犯罪の増加など、生活の中で新たな脅威が発生しています。

(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化が進むと予想されており、地域活力の維持とともに、医療・福祉・商業など生活機能を確保し、公共交通と連携して、車を持たなくても暮らしやすい生活環境を実現することと財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

そのため、医療・福祉施設・商業施設や住宅などがまとまって立地し、高齢者などが公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできるまちづくり「コンパクト・プラス・ネットワーク※²」の考え方にに基づき、国では新たな仕組みづくりを進めています。

特に、交通機能が発展している今、都市機能強化のために、行政の支援や地域社会との協働・連携により、医療や観光、商業施設などの拠点施設を結ぶ道路整備及び誰もが移動しやすい交通環境などの見直しや構築が求められています。

※1 地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

※2 コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とした考え方。

環境問題については、廃棄物の増大、自動車排気ガスによる大気の汚染、生活排水による水質の汚濁等、生活に密着した問題から、地球温暖化、放射能の拡散等、地球規模での課題まで空間的な広がりを見せています。特に地球温暖化問題は、世界的な人口増加や化石燃料の大量消費などにより、二酸化炭素などの温室効果ガス^{※1}が増加傾向にあり、異常気象の発生や海面上昇、それに伴う水資源や食糧生産の不安定さも懸念されています。そのため、今後は大量生産・大量消費・大量廃棄などを見直し、限られた資源を有効に活用し、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会^{※2}の構築が求められています。

(7) 産業・就業構造の変化

日本の社会経済は、東アジアを中心とした新興国の技術革新や労働生産性の向上による国際競争力の低下及び人口減少、少子高齢化に伴う労働力人口の減少などを背景に潜在成長率の低下が見込まれており、なお厳しい状況にあるといえます。

労働市場では、少子高齢化・人口減少に伴う人材不足への対応や正規雇用、非正規雇用などにおける雇用形態の多様化、賃金格差への取り組み、年齢や性別などに関係なく、誰もが働きやすい職場環境づくりを図るため、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする「働き方改革」を進めています。

一方、ICTやAI、ロボット技術等、技術革新が急速に進展しており、これらの技術が、製造や医療、福祉、教育等の分野で経済的発展や社会的課題を解決するツールとして期待されています。特に、テレワーク^{※3}や遠隔医療、遠隔教育等のICTによる沖縄県の地理的不利性の克服、AIやロボット技術による労働力不足の解決などが考えられ、将来は人間が担う労働が変化していく可能性があります。

沖縄県の完全失業率は、近年、改善傾向にあります。本土復帰を果たした昭和47（1972）年以降、全国平均を上回る状況が続いています。このような現状を打開するため、自立型経済の構築を目指し、発展するアジア諸国と隣接している地理的優位性や地域資源などの豊富さ、独特の文化などの沖縄力を活用した沖縄型産業の振興をはじめ、地域特性を活かした産業の育成や振興を進めています。

沖縄県のリーディング産業でもある観光をみると、平成29（2017）年の入域観光客数は約940万人で、5年連続過去最高を更新しています。また平成30（2018）年に策定された「第5次沖縄県観光振興基本計画 改訂版」では、令和3（2021）年までに入域観光客数を1,200万人とし、観光収入を1.1兆円として目標を掲げています。

※1 温室効果ガス：赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスの主なものとしては、二酸化炭素（CO₂）、メタン、亜酸化窒素、対流圏のオゾン、フロンなどがある。

※2 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

※3 テレワーク：組織や企業の戦略的な情報通信技術（ICT）活用により実現することができる、時間や場所にとらわれない新しい働き方。

近年では、外国人観光客の増加などにより、県内の景気は好調に推移していますが、アジア圏の経済発展により、国主導による観光振興施策が進められており、こうした変化に対応した魅力ある産業振興がより求められています。

（８）地方分権と協働による健全な行財政運営

平成12（2000）年に地方分権一括法^{※1}が施行され、本格的な地方分権の時代に入り、国と地方自治体はこれまでの上下・主従から対等・協力の関係に改められました。平成18（2006）年に地方分権改革推進法^{※2}が成立、平成22（2010）年には地域主権戦略大綱^{※3}が閣議決定され、国と地方自治体のあり方は変化しています。

近年は、生産年齢人口の減少による経済活力の低下、高齢化の進展による社会保障費の増大などが懸念されています。また、併せて公共施設の老朽化への対応などもあり、今後の財政状況は厳しさを増していくことが予想されます。こうした中、市町村が自らの判断と責任で取捨選択し、個性を発揮しつつ、効率的かつ効果的で持続可能な行財政運営が求められています。

このような社会情勢を背景に、防災や防犯、福祉、教育、文化等の分野においても、改めてボランティア活動といった地域コミュニティの活用が見直されつつあり、安全・安心な地域づくりに取り組むには、様々な地域団体との連携や住民と行政の協働による問題解決の推進が求められています。

※1 **地方分権一括法**：平成11（1999）年7月に成立し、平成12（2000）年4月から施行されている。全部で475本の関連法案からなる。コンセプトは、地方分権。もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。

※2 **地方分権改革推進法**：地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした日本の法律。平成19（2007）年4月1日施行。施行後3年で効力を失う限時法。

※3 **地域主権戦略大綱**：地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成22（2010）年6月22日の閣議において決定。第1から第10までの10項目で構成されている。

(9) 基地問題等

日米両政府は平成25（2013）年「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に合意しています。これは沖縄県内で人口の多い嘉手納基地から南にある米軍施設・区域を再編統合したうえで、駐留軍用地を順次日本に返還する計画で、それぞれの返還時期を明示しています。返還にあたっては多くの課題が想定される中、一日も早い基地問題の解決が求められています。

また、「沖縄21世紀ビジョン基本計画【改定計画】（沖縄振興計画）」において、大規模な基地返還を克服すべき沖縄の固有課題とし、県内の基地の整理・縮小が行われていますが、現在でも面積比で全国の70.3%の米軍専用施設が沖縄県に集中しており、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業用地の確保など地域の振興開発を図る上で大きな制約となっています。

さらに、航空機などによる騒音や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人などによる刑事事件や、地位協定上の不公平からくる不利益、油類の流出など、他地域と比べても偏在的・不公平な様相を呈しており、県民に多大な影響を与えています。

県民の安全確保や負担軽減のため、米軍基地問題については、日米両政府に対し米軍基地に起因する様々な事件・事故や環境問題への取り組み、日米地位協定の抜本的見直しを求めるなど、より一層の綱紀粛正措置を図るとともに、再発防止策の実効性の検証を含め、対策を講じるよう求めています。

加えて、日本では、戦後生まれの人口が80%を超えており、教育機関における平和教育をはじめとした平和啓発への取り組みが一層求められています。

2 嘉手納町の現状と課題

(1) 人口動向

【現状】

「平成27年国勢調査」における本町の人口は13,685人、世帯数は5,069世帯となっています。本町の人口は昭和60（1985）年までは14,000人台を保持していましたが、平成2（1990）年から13,000人台まで減少しており、その後は微増減を繰り返しています。

世帯数については、昭和55（1980）年から一貫して増加しており、平成27（2015）年と昭和55（1980）年を比較すると、人口は2.9%（409人）減少している中、世帯数は約39.0%（1,421世帯）増加しています。

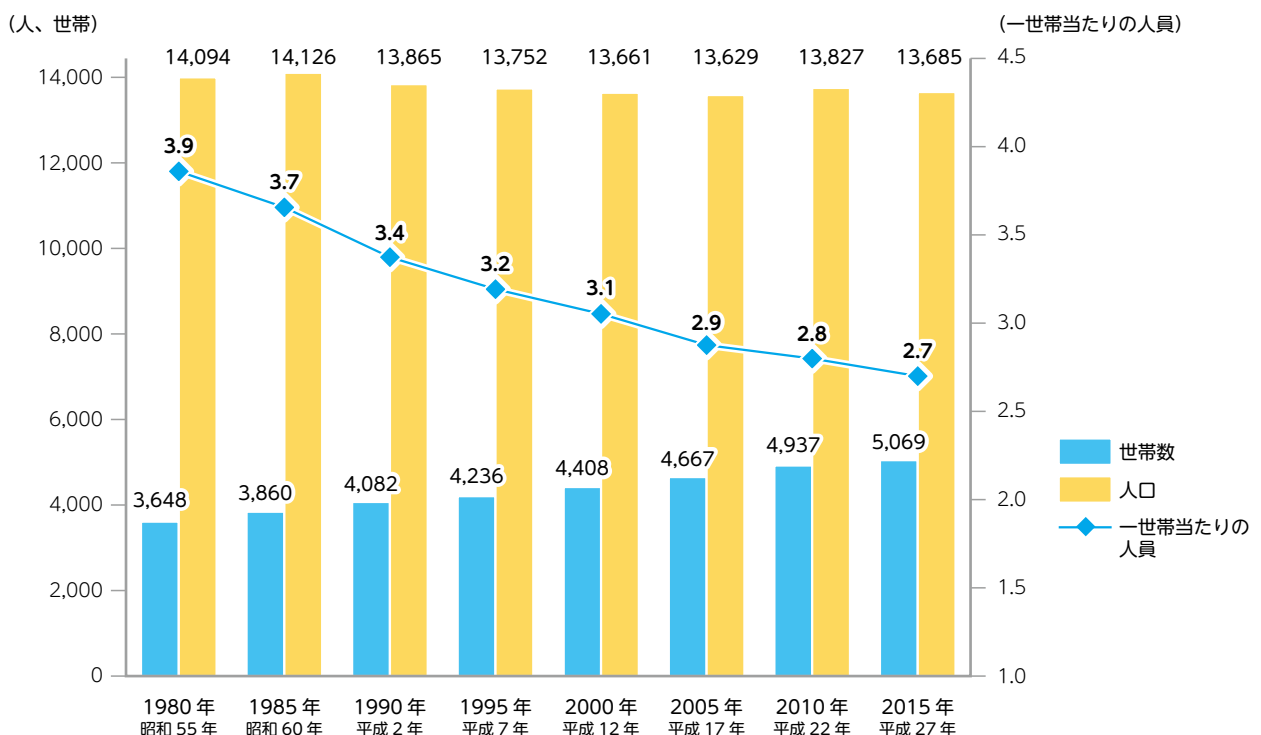
一世帯当たりの人員をみると、昭和55（1980）年には3.9人であったものが平成27（2015）年には2.7人となっており、徐々に世帯規模が縮小している様子がうかがえます。

【課題】

人口減少や世帯数の増加など、それぞれの問題解消に向けて取り組む必要があります。

人口・世帯数・1世帯当たりの人口推移

資料：国勢調査



(2) 少子高齢化・人口減少社会の進展

【現状】

「平成27年国勢調査」における本町の人口は、「平成22年国勢調査」と比較すると142名減少しています。また「平成27年国勢調査」における本町の年齢構造を3区分別年齢人口で見ると、年少人口の比率は17.1%、生産年齢人口は60.3%、老年人口は22.3%となっており、老年人口が年少人口を上回っています。

「平成17年国勢調査」と比較すると、年少人口は7.0%、生産年齢人口で2.0%とそれぞれ減少し、老年人口は13.9%増加しています。

加えて、平成20(2008)年から平成24(2012)年の合計特殊出生率をみると1.71となっており、今後も引き続き人口減少することが懸念されます。

また、人口統計による将来の人口推計によると、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口の増加が予想され、引き続き少子高齢化が進行するものと考えられます。

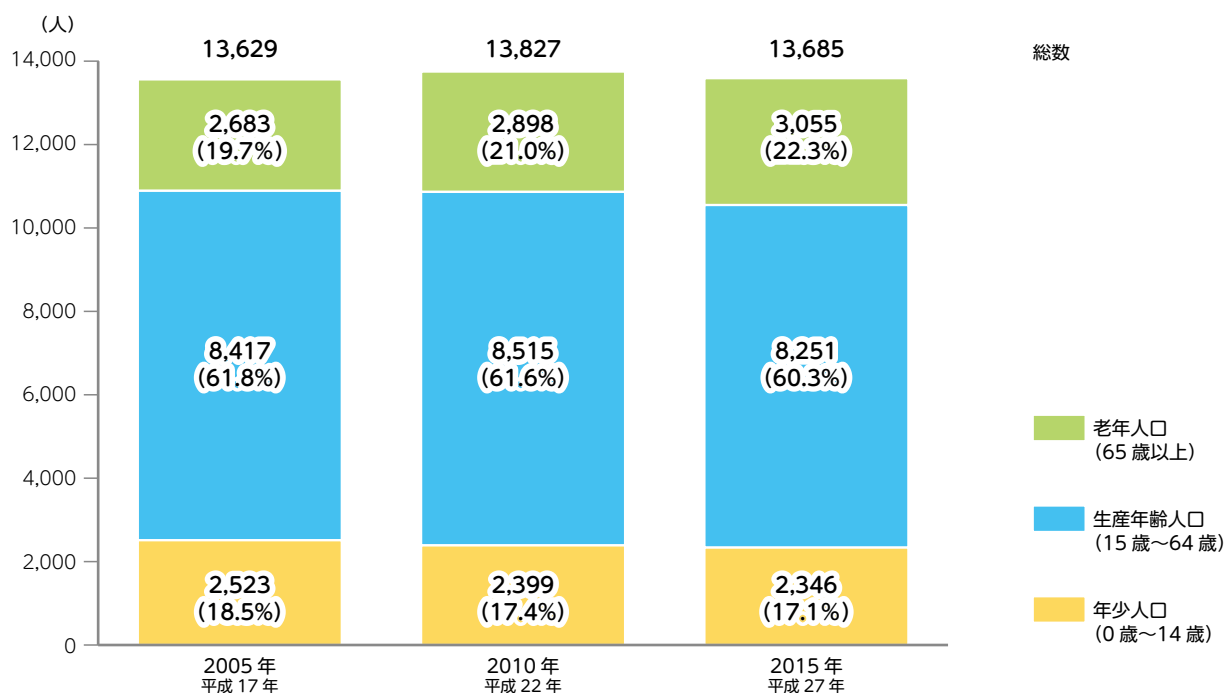
本町においても、「しごと」と「ひと」の好循環を構築し、人口減少を防ぎ、自律的に活力のあるまちづくりに取り組むため「嘉手納町人口ビジョン」及び「嘉手納町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

【課題】

今後さらに少子高齢化の進行が予測されることから、若い世代の定住化に向けて安定した雇用の創出や住み良いまちの創出、結婚、出産、子育て環境の充実を図り、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

3区分別年齢人口の推移

資料：国勢調査



(3) 健康・福祉・子育て環境の充実

【現状】

本町の人口構成においても、老年人口は増加傾向で推移しており、同様に要介護・要支援認定者数も増加傾向にあります。加えて、世帯数の増加に伴い独居老人世帯が増加している傾向にあります。そのため、「第7期老人福祉計画」を策定し、沖縄県介護保険広域連合の「第7期介護保険事業計画」と併せて、住み慣れた町でいきいきと暮らせるよう事業を推進しています。また、障害者については、自立し共生できる社会を目指して、生涯のライフステージ^{*1}全般にわたる一貫した支援体制の構築に取り組んでいます。

そのほか、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員及び関係機関とも連携を密にし、地域福祉の推進を行っています。

また、地域包括ケアシステム構築のために導入された生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業への取り組みを段階的に開始しています。

特定健診、特定保健指導を引き続き重点的に取り組み、町民の健康意識向上を図るとともに、生活習慣病の早期発見のため、集団健診へ足を運んでいただくよう様々な施策を行い、受診率向上を目指しています。さらに、医療費分析により本町の課題を把握し、町民の健康保持と医療費の適正化を図っています。

母子保健については、各種健診やその他の母子保健事業の充実を目指し、健やかな子の育ちを支援しています。中でも子ども医療費助成、子どもフッ化物塗布助成事業、特定不妊治療費助成は町の独自事業として取り組んでおり、安心して子育てできる環境整備に努めています。

保育においては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、施設整備による待機児童の解消や、保育士の資質向上による保育内容の充実に取り組んでいます。

本町における子どもの貧困対策として、子どもたちの実態を把握し、「沖縄県子どもの貧困対策計画」に沿って、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。

【課題】

町民ニーズの把握に努め、関係機関との連携を強化し、保健、医療、福祉・介護サービスの充実を図り、すべてのひとが心身ともに健やかに生きがいを持ちながら、安心して住み続けられる生活環境を確保する必要があります。

また、子どもを安心して産み育てられるよう、引き続き待機児童問題解消への取り組みの検討やサービスの充実を図るとともに、地域コミュニティを活用しながら、共に支え合う環境づくりを進めていく必要があります。

^{*1} ライフステージ：人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

(4) 教育・文化の振興

【現状】

本町内には町立の小学校が2校、中学校が1校あり、近年の児童生徒数は横ばいで推移しています。

本町では、教育大綱に「嘉手納を愛し、心豊かで力強く生き抜く子、学び続ける町民を育む」を教育目標として掲げ、進取の気性と国際性に富み、社会に貢献できる活力ある人材育成と生涯学習の振興に取り組んでいます。

学校教育においては、確かな学力を身につけ、豊かな心を持ち、自ら目的意識や学ぶ意欲に満ちた自主性、社会性のある幼児・児童・生徒を育てるため、学校をはじめ保護者や地域社会と連携を図りながら教育活動を推進しています。

また教育施設などの改築や耐震化を進めるとともに、小中学校では、学びのセーフティネットの構築^{*1}に向けて、教育環境の整備や経済面の支援及び学力向上のため学習支援員やスクールカウンセラーの配置、特別な支援を要する児童に対し特別支援教育支援員を配置するなど、きめ細やかな指導のもと、教育環境の向上に努めています。

加えて、グローバルな人材育成の一環として嘉手納外語塾を開講し、実践英語や海外短期留学、基地内インターンシップ、ビジネスマナー等の計画的な教育カリキュラムを構築し、多くの資格取得をはじめ国内外大学への進学や県内外へ就職しており、多くの人材を輩出しています。

社会教育の充実を図るために、各種スポーツ大会やスポーツ教室、国内外への交流派遣事業の実施及び各種講座を開催しています。

文化面では、文化協会による文化祭の開催や、サークルなどによる三線、琴、茶道のほか、各自治会におけるエイサー活動など文化活動の推進をしています。また著名人を招いた公演会やコンサートをを行うなど、様々な分野において芸術文化に親しむ機会を創出しています。

平和教育についても、戦争の悲惨さを忘れることなく、次世代へ継承していくよう、その大切さに触れる機会づくりなどの取り組みを行っています。

【課題】

毎年実施される「沖縄県到達度調査」や「全国学力・学習状況調査」の平均正答率を県平均及び全国平均と比較すると、小学校はすべての科目で県平均（全国平均）と同等あるいはそれ以上となっています。中学校においては、すべての科目が県平均（全国平均）を下回っており、確かな学力の定着・向上が大きな課題となっています。

また、「児童・生徒質問紙」の結果によると、夢や希望は抱いているものの、自己肯定感・自己有用感、対面でのコミュニケーションを通じて信頼関係を築く力などが全国の数値と比較すると低い現状にあります。豊かな心を養うためにも自主性、協調性、創造性を重んじる取り組みが必

^{*1} 学びのセーフティネットの構築：意欲と能力のある者が高等教育に進学し、安心して学習できる環境を整備する。その際、経済状況にかかわらず、学生の就学機会を確保するため、進学希望者にとって予見可能性を持てる経済的支援を整備する。また、生涯を通じて、高等教育機関で学べる環境づくりを進める。

要となります。

さらに、地域内の教育力向上を目指し、町の教育目標を共有し、地域社会や家庭と連携を図るコミュニティ・スクール^{*1}などの推進を強化する必要があります。

また、伝統芸能や地域文化などの継承者不足など様々な問題があり、地域の歴史と文化を学べる環境づくりを推進する必要があります。

(5) 安全・安心な住環境の構築

【現状】

東日本大震災を契機とした防災への関心向上を踏まえ、本町においても「嘉手納町地域防災計画」の見直しを行い、社会構造の変化に対応しつつ、地震・津波や風水害、基地災害等から住民の生命及び財産を守るため、迅速かつ円滑な防災応急対策などを策定しています。

また、大規模災害時における災害応急対策活動の場となる防災拠点の整備やICTの活用などを図ることで、災害に強いまちづくりに取り組むとともに自主防災組織^{*2}の育成及び要配慮者^{*3}の情報提供に関する取り組みを進めています。

さらに、自助・共助・公助の実現に向けて、地域コミュニティの活性化に取り組むとともに、学校、警察、ボランティア団体等との協力のもと交通安全・防犯対策の充実など、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活できる環境の構築を推進しています。

【課題】

避難場所などの周知、災害発生時における危機管理体制の充実、地域で生活している避難行動要支援者^{*4}の支援体制を構築する必要があります。

コミュニティが希薄化する中、ひとり親家庭や独居老人等の様々な支援を必要とする世帯が増加しており、困難を抱えた人を地域で孤立させないために取り組み、誰もが安心して共に暮らせるまちを構築する必要があります。

※1 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6））に基づいた仕組み。

※2 自主防災組織：主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、そのほか防災関連のNPOなどがその例である。

※3 要配慮者：必要な情報を迅速かつ確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※4 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々。

(6) 誰もが住みやすい都市形成及び環境問題への取組

【現状】

本町の面積は、15.12km²であり、その82.0%にのぼる膨大な面積が米軍基地となっており、狭隘な土地の中で、快適な生活環境の整備に向けて、密集市街地などの課題解決に向けた居住地区の整理や商業施設の活性化、上下水道、都市公園等のインフラ整備を行ってきました。

また防衛局による買上げ用地^{*1}を活用した町民農園の整備や町民ニーズを把握しながら老朽化した公共施設などの長寿命化及び建替えに着手しており、将来を展望したリニューアル整備も計画・推進しています。

加えて、交通弱者^{*2}への対応として、「嘉手納町地域福祉交通アンケート調査」を実施しており、町として公共交通に関する取り組みを検討しています。

さらに、定住化に向けた取り組みとして、各種補助金の交付や地域環境への配慮、公共施設などの整備に取り組んでいます。

一方で、都市化の進展に伴い、ごみ排出量の問題をはじめ、様々な環境問題が発生するようになりました。これらの状況を受け、町民意識の向上やごみの減量化に取り組むとともに温室効果ガスの削減などを推進するため「嘉手納町温暖化防止実行計画」を策定し、取り組んでいます。

【課題】

生活環境向上のため、墓地が隣接している住環境や狭隘道路、接道要件を満たしていない建替え困難な住宅や老朽化による危険家屋が存在する密集市街地問題の解消や防衛局による買上げ用地のさらなる有効利用などを検討する必要があります。

また、交通弱者が不自由なく移動ができるよう新たな公共交通の検討や自然災害や生活公害、基地公害等へのさらなる対応など町民が快適に住み続けられる住環境づくりを推進する必要があります。

複雑化・多様化・地球規模化する環境問題に対応するため、町民意識のさらなる向上に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築に向けて、町民及び事業所と連携しながら環境保全対策を推進する必要があります。

※1 防衛局による買上げ用地：法律に基づき、飛行場等周辺の一定の区域を対象に、建物等（建物、立木竹、その他土地に定着する物件）の移転又は除却の補償及び土地の買入れを行っている。移転補償等の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第二種区域（第三種区域を含む。以下同じ。）という。移転補償等は、この第二種区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものとなる。

※2 交通弱者：自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。また、交通事故の場合には、自動車（加害者、強者）に対して被害者となりやすい子供や高齢者などの歩行者をさす。

(7) 産業・就業構造の変化

【現状】

「平成27年国勢調査」によると15歳以上の労働力人口は増加傾向にあり、平成22（2010）年と比較すると3.3%増加となっています。また産業別就業者数の推移をみると第1次産業は20.8%減少、第2次産業は0.4%増加、第3次産業は5.7%増加となっており、「卸売業・小売業」や「飲食店」を中心とする第3次産業が主要な産業となっています。

産業振興としては、中心商店街の活性化をはじめ、既存産業や新規産業の振興に向けた対応に取り組んでおり、商工会や商工業者と連携を図りながら、かでな元気プロジェクト事業をはじめ、各種イベントの開催や商品券事業、販路拡大支援等を実施しています。ほかにも町として優良特産品推奨事業なども手掛けています。

また農業、漁業等に対しても生産意欲向上及び増産を図るための各種支援を実施しています。情報通信産業では、企業への雇用奨励金などの支援を行うとともに、町民の情報リテラシー^{*1}の向上、就職支援や資格取得支援のため各種講座を実施しています。

観光業としては、観光需要の高まりもあり「道の駅かでな」をはじめ、国内外から年間50万人以上の方が本町を訪れており、さらなる機能拡充を図るため、リニューアル事業に着手しています。

同時に、町内各種団体が実施する音楽イベントへの支援やうたの日コンサートの誘致など精力的に取り組んでいます。

様々な取り組みの結果、平成26（2014）年「沖縄県買物動向調査報告書」によると購買人口は5,325人、吸引力指数は0.39、吸引力順位は13位、地元購買率は17.6%となっています。平成22（2010）年と比較すると購買人口は1,566人増加、吸引力指数は0.12%増加、吸引力順位は3位上昇し、地元購買率も9.8%増加となっており、本町への魅力が高まっていると考えられます。

【課題】

将来的な就業人口の減少が予想されている中、本町の産業振興及び就業人口の確保を図っていくためには、既存産業の振興を行っていくとともに、新規産業の誘致や創業者への支援の実施及び働く意欲のある町民に対して就労に関する支援を引き続き実施する必要があります。

観光産業では、国内外の来訪者がより快適に観光を楽しめるように、新たな交通システムの検討や多言語サービスの充実といったインフラ整備、カヌーといった体験型観光や観光ガイドの活用推進など、受入体制の更なる充実を図る必要があります。

また、多くの観光資源や魅力ある特産品はありますが、情報発信力が脆弱なために効果的なPRができていない現状があります。また来訪している観光客が本町を回遊し滞在する時間の延伸を図るため各種イベントや魅力ある商品、観光地の創出、宿泊できる環境の検討をするなど将来を見据えた施策を積極的かつ戦略的に展開する必要があります。

^{*1} 情報リテラシー：情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

(8) 地方分権と協働による健全な行財政運営

【現状】

少子高齢化の進展に伴う社会保障費などの増加や公共施設の老朽化などに伴う改築・維持補修費の増加などにより、多額の財政支出を必要としています。さらに自主財源の柱である町税収入についても、生産年齢人口の減少が予想されており大幅な増加は期待できないことから、今後は厳しい財政状況が続くことが予想されています。複雑化・多様化する町民ニーズに対応しながら、魅力あるまちづくりを進めるためには、効率的で持続可能な行財政運営が求められています。

今後は、近隣市町村との広域連携の検討をはじめ、国・県が創設する各種補助金制度や民間活力などを活用し、本町の実情に即した効果的な施策を展開する必要があります。

また、本町においては、地域コミュニティ活動の推進のため各種取り組みを進めています。

【課題】

今後は、人口減少や少子高齢化に伴う財政への影響や権限移譲に伴う行政事務の増大などが考えられるため、限られた財源と人材を活用した行政サービスの維持向上を図る必要があります。

また地方分権改革が推進される中、多様化する町民ニーズに対応するためには、職員の政策形成能力とその実行能力が求められるとともに、町民や事業者がまちづくりに参画する機会を増やし、更なる協働のまちづくりを推進する必要があります。

(9) 基地問題等

【現状】

本町を取り巻く基地問題は、航空機騒音や排気ガスの悪臭を始め、旧海軍駐機場の再使用問題、第353特殊作戦群駐機場等拡張整備計画やパラシュート降下訓練、航空機墜落事故、米軍人による飲酒運転や交通事故などが挙げられ、戦後70年以上を迎えた今でも厳しい状況が続いており、町民への負担は依然大きいものがあります。

嘉手納基地には、F-15戦闘機などの常駐機に加え、他基地からの訓練や暫定配備による外来機の飛来が常態化し、機種、機数とも相当数に及んでいます。これら航空機の離着陸、訓練による騒音は、地域住民に多大な影響を及ぼし深刻な問題となっています。

航空機騒音の軽減緩和策として、平成8（1996）年3月日米合同委員会で「嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置」が合意されましたが、依然として昼夜を問わず騒音被害が続いている状況にあります。

航空機騒音の軽減に向けては、平成22（2010）年5月の日米安全保障協議委員会共同発表に基づき、平成29（2017）年度もF-15戦闘機などの訓練移転が実施されましたが、外来機の飛来、訓練等により、その効果を実感するまでには至っていないのが実情となっています。

航空機の排気ガスによる悪臭問題についても、航空機騒音と並んで、大きな問題の一つであり、大型機駐機場から発生する航空機のエンジン調整の際の排気ガスは、鼻・喉・目を刺激するよう

な強烈な悪臭で耐え難いものがあり大きな基地被害となっています。このような中、大学機関の協力を得て、本町は、嘉手納町住居地域に達する嘉手納基地由来の臭気物質について、発生源と考えられる機種を同定するために、空軍大型機駐機場を取り囲む3地点において、臭気物質などの測定を実施しました。調査結果は、空軍大型機駐機場のE-3早期警戒管制機の駐機場付近に臭気発生源があることを強く示唆するものとなりました。

こうした様々な問題については、町独自にあるいは、議会、町民、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）※¹及び沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）※²と連携し、国や関係機関に対し問題の解決に向け要請行動などを行っています。

広大な米軍基地を抱える中、平和を希求する本町は、昭和62（1987）年3月に「非核平和町宣言」を行っており、悲惨な戦争の歴史的事実を風化させることなく後世に伝えるべく、若い世代が生命の尊厳と平和の尊さを考える契機となる嘉手納町平和メッセージ作品展を開催しています。

【課題】

広大な米軍嘉手納基地の所在に起因して発生する諸問題は、本町のまちづくりや町民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。

このため、町勢のさらなる発展を図っていくためには、地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還などを求め、基地の整理・縮小に努めていく必要があります。

また、航空機騒音や排気ガスの悪臭問題など、様々な基地問題の解決に向けて、嘉手納基地の運用状況に関する資料収集機能の充実を図りながら取り組んでいく必要があります。

平和行政については、嘉手納町平和メッセージ作品展を通して、戦争の悲惨さと平和の尊さを発信してきました。これからも沖縄戦の歴史的事実を風化させることがないよう平和行政の充実に努める必要があります。

※ 1 三市町連絡協議会（三連協）：嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。沖縄市、北谷町及び嘉手納町で構成。

※ 2 沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）：県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。県及び27市町村で構成。

基本構想

第1章 嘉手納町の目指す姿

第2章 土地利用構想

第1章 嘉手納町の目指す姿

1 将来像と基本理念

(1) 将来像

将来像は、まちづくりの方向性や本町の将来の姿を分かりやすく表現したもので、将来のまちづくりに向けて町民と共有する目標となるものです。

本町では、第4次総合計画において「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これまで築き上げた成果をもとに、人々が互いに協働しながら、創意工夫を図り、活力に満ちた賑わいのあるまちづくりの実現を目指して、子育て環境や教育・福祉の向上、人材育成・文化振興、地域産業・中心商店街の活性化、公共施設の整備、基地問題への対応等の様々なことに鋭意取り組んできました。

地方自治体も変革の時期を迎え、社会情勢としても人口減少や少子高齢化社会の進展への対応が求められており、地域に愛着と誇りを持ち、人々が互いに尊重・補完し合いながら、対等な立場で協力し行動することが必要不可欠となります。

これからのまちづくりにおいては、町民と協働し、すべての町民が「^{ちむ}肝ぐる^{*1}」の精神をもち、健康で安全に安心して暮らしていける住みやすいまちづくりを目指すことが必要です。したがって、『ひと』が夢や希望を持ち『交流』を育くむことでさらに『輝く』みらいを創っていくことを目指し、第4次総合計画で掲げた将来像を継続発展させ、新たな視点による施策の展開を図り、本町の目指すまちづくりの達成に向けて第5次総合計画の将来像を、以下のとおり定めます。

第5次総合計画の将来像

ひと、みらい輝く交流のまち かでな

(2) 基本理念

本町のまちづくりは、みらいを輝かせる『ひと』、交流を育くむ『ひと』が集い、まちづくりに取り組むことで『みらい輝くまち』の構築を目指し進めていくものです。

まちづくりは、長期的な視点に立ち基本的な価値観を維持しながら、一貫した取り組みを進めていく必要があります。このため、これまで20年間にわたってまちづくりの将来像を「ひと、み

*1 肝ぐる：心の底から湧き出る相手を思いやる心、真心、優しさ、助け合い精神。

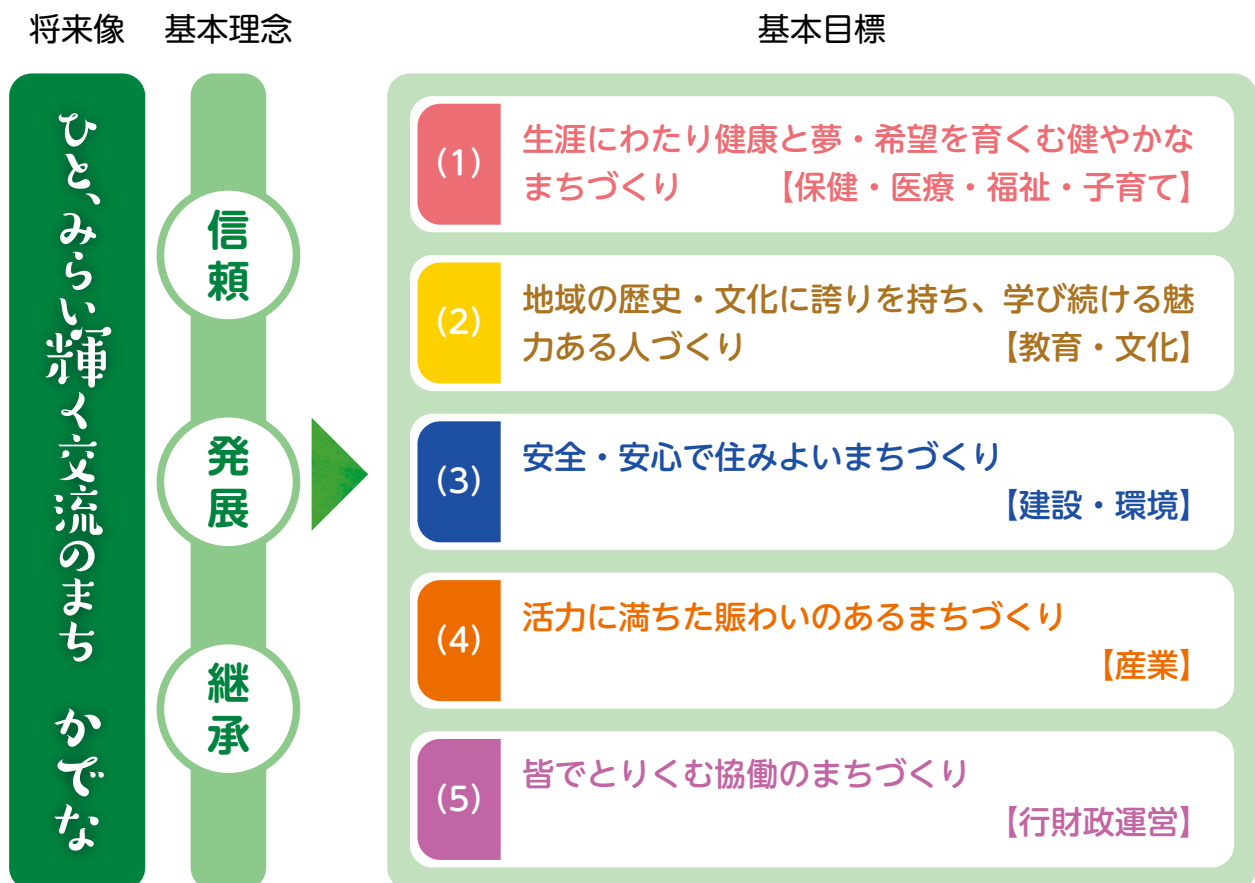
らい輝く交流のまち かでな」と定め、町民が生活しやすいまちづくりに取り組んできました。

第5次総合計画においても引き続き同じ将来像を掲げ、根幹である『ひと』が互いを信頼し、信頼が支え合いを生み出し、支え合いが協働の精神を育くみ、協働によるまちづくりが成されることで環境をつくり、生活や文化、歴史が調和し、継承・発展を遂げながら活気に満ちた未来へつながっていきます。

そのような希望を持ち、その実現に向けての基本理念を「信頼」「発展」「継承」とし、今後10年間の指針であるとともに、行財政運営を行う上で普遍的な姿勢として位置づけます。

2 基本目標

将来像「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を受け、分野別に次の5つの基本目標「生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり」「地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり」「安全・安心で住みよいまちづくり」「活気に満ちた賑わいのあるまちづくり」「皆でとりくむ協働のまちづくり」を設定しました。町民、事業所、行政等の本町に関心のある人々とともに、これらの目標の実現を推進していきます。



(1) 生涯にわたり健康と夢・希望を育くむ健やかなまちづくり (保健・医療・福祉・子育て)

【目指す姿】

高齢化に伴う介護や子育てニーズが高まる中、すべての人が、人間として尊厳と権利が守られ、健康でいきいきと活動し、その人らしく充実し、輝いた生涯を送ることができるよう、生きる喜びと希望に満ちたまちづくりを目指します。そのため、町民の健康づくり活動や福祉の充実などにより、安心して子育てができ、互いに支え合いながら、健康で暮らしやすい保健・福祉活動の充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムの構築を推進し、支援や介護が必要となる場合でも、地域全体で支え合う共生社会の実現を目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 地域福祉の推進

住み慣れた地域で、互いに理解し、尊重し合い、支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりに向けて取り組みます。

2) 高齢者福祉・介護保険の充実

高齢化が進展する中、地域とのつながりや社会参加を進め、健康で生きがいをもって生活することができるまちづくりに向けて取り組みます。

3) 障害福祉の推進

障害のあるすべての人がそれぞれの能力と個性を活かしながら住み慣れた地域の中で暮らしやすい社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、安心して笑顔で暮らし続けることができる社会の実現に向けて取り組みます。

4) 母子保健・子育て環境の充実

子育て環境の更なる充実に向け、母子保健に関する事業や待機児童解消に向けた取り組み、ひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、子育て支援に係る関係機関の連携体制を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てやすく、次代を担う子ども達が笑顔でのびのび健やかに育つまちづくりに向けて取り組みます。

5) 健康・長寿のまちづくりの推進

町民の健康づくりに関する意識を高め、健康の大切さを実感することで、自ら進んで取り組む健康づくりやその機会の提供などを図り、認知症をはじめ生活習慣病の発症予防と重症化の予防を図り、健康・長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

また、心の健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実などに努めるとともに、感染症予防

に向けた対策の充実にも取り組みます。

6) 社会保障制度の運用

町民が生涯にわたって安定した生活を営めるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度等、社会保障制度の相談に取り組みます。

また、生活困窮者^{*1}にも必要な支援を行い、自立促進に向けて取り組みます。

(2) 地域の歴史・文化に誇りを持ち、学び続ける魅力ある人づくり (教育・文化)

【目指す姿】

超スマート社会といった変革の時期を迎えている中、学校教育の充実を図り、創意工夫を活かした特色ある教育活動を展開し、夢や希望を持ち、自分の可能性に挑戦する児童生徒の育成を目指します。

また地域への愛着や誇りを子どもたちに育くむとともに、地域コミュニティの核として、地域に信頼される学校づくりを進めるために、学校と地域の連携・協働体制を構築し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環の実現を推進します。

さらに社会教育を推進するとともに、歴史や文化の継承と活用により、町民が生涯学び、これからの時代の変化に柔軟に対応し、国際的な視点で物事を捉え、自身で未来を開拓していく力を持った「ひと」づくりを目指します。そのため、学校教育施設の充実を図るとともに、生涯学習の機会の創出活動を支援します。

また、本町の文化を伝え、子どもの頃から芸術・文化に触れる機会を創出し、高齢者と若者などすべての「ひと」が夢と希望を持ち、情操豊かで、生きがいを持った人づくりを目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 学校教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生きるために、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育くむとともに、子どもの「学び」と「育ち」を考えるコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育^{*2}の推進に取り組みます。

2) 人材育成・国内外交流の推進

広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育

※1 生活困窮者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

※2 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組めます。

3) 生涯学習の推進

生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組めます。

4) 平和学習の推進

誰もが平和で安らかな生活をおくるために、平和と向き合うとともに考える場を築き、平和の尊さや平和思想に対する啓発及び戦争の歴史を学び継承できる平和学習の推進に取り組めます。

5) 地域の歴史と文化の保存・継承・活用

郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとうば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組めます。

また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりに向けて取り組めます。

6) スポーツ・レクリエーションの振興

町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、健康で生きがいのある豊かな社会づくりに向けて取り組めます。

また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組めます。



(3) 安全・安心で住みよいまちづくり (建設・環境)

【目指す姿】

密集市街地の解消や住環境及び道路、公園をはじめとした生活基盤整備、バリアフリー化、公共交通等の充実を図ることで、定住化を促進し、誰もが快適に生活できる住環境の整備を目指します。

また地球環境にやさしく、あらゆる災害に強い安全・安心なまちを目指すとともに、自然と都市が調和したまちづくりを推進します。そのため、基地から派生する航空機の騒音や排気ガスといった諸問題の解決をはじめ、防犯・交通安全対策を推進するとともに、地域の防災力向上に取り組めます。また、環境への負荷を少なくする取り組みとして、ゴミの減量化やリサイクルの推進など、環境衛生対策の強化及び循環型社会の形成を目指します。

【実現に向けた基本方向】

1) 自然環境の保全と緑地の充実

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組めます。

2) 循環型社会の推進

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組めます。

さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組めます。

3) 公害防止の推進

生活や事業活動及び基地に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組めます。

4) 土地利用と住環境の充実

定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画や都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組めます。

密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間の形成に向けて取り組めます。

5) 道路交通ネットワークの形成

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。

交通弱者の移動手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。

6) 上下水道の整備

町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靱化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。

下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実に向けて取り組みます。

7) 防災力の高いまちづくり

災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築やICT技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。

8) 防犯・交通安全の推進

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。

道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。

9) 安全な消費生活の推進

町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。

10) 基地対策の推進

町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。



(4) 活力に満ちた賑わいのあるまちづくり (産業)

【目指す姿】

商工業については、人、企業、地域が「交流」を深めながら、個性と活力のあるまちを創出し、「みらい」に向けて持続的に発展する産業の構築を目指します。

また本町の有する魅力的な地域資源の活用やエンターテイメント^{※1}性のあるイベントの実施など観光産業の振興を推進します。

【実現に向けた基本方向】

1) 農水産業の振興

農業の振興を図るために、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を目指し、安定的な収穫・付加価値の向上に取り組みます。

水産業の振興については、継続的に事業が営めるよう、生産基盤の安定、組織体制の強化と後継者の育成支援に取り組みます。

2) 商工業の振興

嘉手納ブランドの確立や各種支援の拡充を行い、人や事業所が集う賑わいのある空間を創出します。また商工会など各種関係機関と連携を強化し、支援体制の強化に取り組み、活気に満ちたまちづくりに向けて取り組みます。

3) 観光業の振興

地域の観光資源の活用・創出に努め、関係団体と協力し、受入体制や拠点施設の整備・充実を図るとともに、ICT技術を活用した情報発信の強化やプロモーション活動の実施、観光を担う団体の組織化など、観光業の振興に向けて取り組みます。

4) 情報通信産業の振興

町内の情報通信環境の充実、情報通信産業の誘致や雇用の創出とともに、町民の情報リテラシー向上に取り組みます。

5) 就労支援の充実

あらゆる町民に対し就業情報や就職に向けた情報提供を行い、求職者に対する支援の充実に向けて取り組みます。



※1 エンターテイメント：人々を楽しませる娯楽のこと。

(5) 皆でとりくむ協働のまちづくり (行財政運営)

【目指す姿】

町民と行政などが「協働」することで、住民自治の向上を図り、共に築き上げるまちを目指します。さらに、時代のニーズに応じた行政サービスを提供するためにも、効率的・効果的かつ健全な行財政運営を推進します。

【実現に向けた基本方向】

1) 適切な行財政運営の推進

まちづくりの目標を実現するために、時代のニーズを的確にとらえ、迅速・的確かつ効率的な行財政運営に向けて取り組みます。また、限られた財源の有効活用を図るため、成果や効果などを重視し、計画的で健全な行財政運営に取り組めます。

また、行政サービスの多様化に伴い、国や県、周辺市町村との広域的な連携による取り組みを強化することと併せて、職員の資質向上など行政力の強化に向けて取り組みます。

2) 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組みます。

あわせて、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組みます。

3) 町民協働のまちづくり

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、町民が参加できる仕組みの充実に向けて取り組みます。

4) 地域コミュニティ活動の充実

地域のふれあいや絆を深めるために、自治会や各種団体などの活動支援と連携の強化を図り、コミュニティ活動の充実に向けて取り組みます。



3 人口ビジョン

平成27年度「嘉手納町人口ビジョン」を基に、第5次嘉手納町総合計画では、目標年次令和10(2028)年における嘉手納町の将来総人口を14,000人と設定します。

第2章 土地利用構想

町土は、町民の暮らしをはじめ、経済・文化など多様な活動の基盤となります。住みよいまちづくりを展開していくにあたっては、町土が現在及び将来における町民の限られた貴重な資源であるという認識のもと、秩序ある発展を図るため、自然環境などに留意しつつ、公共の福祉優先を基本とした土地利用を進めていくことが重要です。

土地利用は、長期的且つ広域的な視点に立ち、開発と保全の調和に基づいた様々な土地需要の調整を行うことにより、自然環境と共生するまちづくりや、歴史・社会的特性を踏まえたまちづくり、活力ある都市活動と町民生活を支えるまちづくりを進めます。

- 本町においては、町土の82.0%が米軍用地（嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫、陸軍貯油施設）に占有されている特異な状況にあります。一方で、それらの地域は本町の地域開発上及び環境保全上、極めて重要な地域となっています。したがって、軍用地も含む町土全体について、均衡ある発展と文化的な生活の確保に資する利用を進めていくものとします。
- 限られた利用可能用地について、より有効な土地利用を図り、良好なまちづくりを進めるためにも、地域特性を活かし、再開発地区を起爆剤とした商業地域の再生、住宅・住環境整備などによる既成市街地の改善、面整備の検討などによる計画的な新市街地の形成などを図ります。そして、比謝川の水辺などを骨格とした緑のネットワークを形成し、良好な住環境の実現を目指すものとします。
- こうした土地利用を実現するために、市街地に接する軍用地の一部返還又は共同使用に取り組むとともに、米軍用地返還の見通しなどを踏まえ、計画的な利用・転用の検討を進めるものとします。



前期基本計画

第1章 前期基本計画について

第2章 リーディングプランと
施策体系、土地利用計画

第3章 基本目標別計画

第1章 前期基本計画について

1 計画の目的と役割

第5次嘉手納町総合計画の基本構想では、「ひと、みらい輝く交流のまち かでな」を将来像として掲げ、これを実現するために、分野別に5つの「基本目標」を設定しました。

基本計画は、基本構想で定めた基本目標を達成するために、施策の方向性を示したものです。

2 計画の期間

前期基本計画の計画期間は、令和元年（2019）から5年間とします。

3 前期基本計画の構成

- リーディングプラン

前期基本計画で各分野を横断的・総合的に取り組むべき施策・事業を示しています。

- 施策体系

「将来像」、「基本理念」、「基本目標」、「リーディングプラン」、「基本施策」及び「施策の方向性」の体系を示しています。

- 土地利用計画

2033年を目標年次とした「第2次嘉手納町土地利用基本計画」における土地利用の方針を示しています。

- 基本目標別計画

基本施策ごとに「基本方向」、「現状と課題」、「施策の方向性」、「主な取組（事業）」、「指標」及び「関連する個別計画等」で構成し、施策の展開を示しています。

第2章

リーディングプランと 施策体系、土地利用計画

1 リーディングプラン

「リーディングプラン」は、基本構想で示した、将来像及び基本目標を踏まえ、前期基本計画の計画期間の中で成果が特に強く望まれる施策・事業について、施策体系の枠組みを超え、横断的・総合的に進めることにより相乗効果を発揮し、実効性を高めるものとして位置づけます。

【リーディングプランのテーマと4つのプラン】

本町における喫緊の課題として「人口減少」と「少子高齢化社会の進展」があげられます。

人口減少問題の解決のためには、若い世代が安心して住みたい・住み続けたいと思う魅力的なまちづくりが必要です。そこで、町民の生活基盤となる住環境の更なる向上を目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境づくりをより進めていく事が最重要です。

また、少子高齢化社会に向けた取り組みとして、全町民が生涯に渡って生きがいを持ち、健康で学び続ける事のできる環境づくりと、本町に誇りを持った心豊かな人づくり、人材育成を推進していくことが大切です。

今後も継続・発展し、活気に溢れたまちの実現を目指して、前期基本計画におけるリーディングプランのテーマと、取り組む4つのプランを次のように設定し、行政をはじめ町民・事業者等と協働の下で取り組みます。

【前期基本計画におけるリーディングプランの位置づけ】



① 住み良いまちプラン

町域の約82%が米軍基地に接収されており、狭隘な土地の中で、人々が集い、賑わいや発展を続けるためには、居住地の確保や住環境の向上、産業の活性化等、生活環境を整え、さらなる充実を図っていくことが重要となります。

そこで、基地から発生する諸問題や密集市街地等の解消による良好な居住地の確保・提供や、道路及び上下水道など社会生活の基盤の維持・管理、生活利便施設の充実等、住環境の向上を目指します。また併せて産業の振興によるまちの活性化や交通手段の充実を図り、町民の利便性と生活環境の向上に取り組みます。

主な施策・事業

● 安全・安心で住み良いまちづくりの推進

(各種公共施設の整備を推進、定住促進事業及び町営住宅の建替事業、密集市街地の整備改善、緑地・公園整備の推進、道路整備及び上下水道の維持・管理、防災無線デジタル化や配水池増設といった地域防災の強化など)

● 人や自然にやさしい生活環境の推進

(4Rなど循環型社会の推進、公害防止の推進、福祉交通導入に向けた取り組みなど)

● 産業の新興と持続的発展に向けた取り組みの推進

(道の駅かでな機能拡充や観光協会設立等の観光業の振興、各種関係機関と連携した商工業の振興等)

● 基地から派生する諸問題の解決に向けた取り組みの推進

(航空機騒音及び悪臭防止を図るため航空機騒音規制措置の厳守や駐機場移転等、有効な対策の実施及び防音住宅に関わる空調施設維持管理費の助成対象枠拡大への取り組みなど)

② 生き生き子育てプラン

町民が安心して、生き生きと子どもを産み育てることができる支援や仕組みを整え、家庭、学校、地域が一体となって連携し、ともに支え合いながら生活できるような環境づくりが重要となります。そこで、待機児童解消に向けた取り組みや母子保健及び社会保障の充実など総合的な子育て支援の充実に向けて取り組みます。

主な施策・事業

● 安心して子どもを産み育てられる母子保健の充実

(乳幼児一般健診や子どもフッ化物塗布助成事業、児童生徒給食費無料化、子ども医療費の自己負担分全額助成の継続及び現物給付の実施検討、特定不妊治療費助成制度、ワクチン接種の助成等)

● 保育サービスや地域社会における子育て支援の充実

(第三保育所改築事業や学童クラブの増設、保育士の養成・確保等)

③ 元気で長生きプラン

高齢化社会の進展により、あらゆる人々が皆で支え合い、助け合う地域コミュニティの形成及び活性化を図る必要があります。併せて生涯学習やスポーツ等、生きがいをもち、元気で健康的な生活が営めるよう保健・医療・福祉の充実を図り、健康長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

主な施策・事業

- **福祉力の高い人にやさしいまちづくり**
(地域福祉の推進や高齢者福祉・介護保険の充実、障害福祉の推進、社会保障制度の運用、生涯学習の推進等)
- **生きがいのある希望あふれるまちづくり**
(各種講座及び公演会の開催や社会教育施設の充実、各スポーツ・レクリエーションの振興等)
- **誰もが健やかに生活できるまちづくり**
(健康診査・がん検診等・歯周疾患健診事業・人間ドック等助成事業の実施や嘉手納町ウォーキング大会の開催、町民農園の利用促進、食育の推進等)

④ 希望のある心豊かな人づくりプラン

本町の将来を担う子どもたちが地元で愛着と誇りを持ち、変革の時代をたくましく生き抜く力を養い、自主性・協調性・創造性に富んだ心身ともに健やかな人材の育成が図れる環境づくりに向けて取り組みます。

主な施策・事業

- **「生きる力」を育くむ魅力ある人づくりの推進**
(幼児教育の充実及び嘉手納型小中一貫教育の推進やキャリア教育の推進、学校教育の推進、学習支援教育支援配置事業、人材育成・国内外交流の推進等)
- **地域と共に育くむ人づくり**
(コミュニティ・スクールの導入及び推進等)
- **青少年の健全育成の推進**
(青少年センターの施設整備及び機能拡充の推進やスクールカウンセラーの配置等)

2 施策体系

将来像

ひとみらい輝く交流のまち
かでな

基本理念

信頼

発展

継承

基本目標

(1)

生涯にわたり健康と
夢・希望を育くむ
健やかなまちづくり
【保健・医療・福祉・子育て】

(2)

地域の歴史・文化に
誇りを持ち、学び続ける
魅力ある人づくり
【教育・文化】

(3)

安全・安心で
住みよいまちづくり
【建設・環境】

(4)

活気に満ちた
賑わいのあるまちづくり
【産業】

(5)

皆でとりくむ
協働のまちづくり
【行財政運営】

リーディングプラン

基本施策

- ① 住み良いまちプラン
- ② 生き生き子育てプラン
- ③ 元気で長生きプラン
- ④ 希望のある心豊かな人づくりプラン

- 1-1 地域福祉の推進 49
- 1-2 高齢者福祉・介護保険の充実 52
- 1-3 障害福祉の推進 56
- 1-4 母子保健・子育て環境の充実 59
- 1-5 健康・長寿のまちづくりの推進 64
- 1-6 社会保障制度の運用 67

- 2-1 学校教育の推進 70
- 2-2 人材育成・国内外交流の推進 75
- 2-3 生涯学習の推進 78
- 2-4 平和学習の推進 81
- 2-5 地域の歴史と文化の保存・継承・活用 83
- 2-6 スポーツ・レクリエーションの振興 86

- 3-1 自然環境の保全と緑地の充実 88
- 3-2 循環型社会の推進 91
- 3-3 公害防止の推進 93
- 3-4 土地利用と住環境の充実 95
- 3-5 道路交通ネットワークの形成 99
- 3-6 上下水道の整備 102
- 3-7 防災力の高いまちづくり 105
- 3-8 防犯・交通安全の推進 108
- 3-9 安全な消費生活の推進 111
- 3-10 基地対策の推進 113

- 4-1 農水産業の振興 117
- 4-2 商工業の振興 120
- 4-3 観光業の振興 123
- 4-4 情報通信産業の振興 126
- 4-5 就労支援の充実 128

- 5-1 適切な行財政運営の推進 130
- 5-2 男女共同参画社会の推進 134
- 5-3 町民協働のまちづくり 137
- 5-4 地域コミュニティ活動の充実 140

3 土地利用計画

(1) 現況と課題

- 本町の土地利用は、町土の大部分が米軍基地となっています。次いで、住宅用地、道路用地、公共・公益用地となっています。このように、町土の大部分を米軍基地に占有されていることから、利用可能な土地は限られ、まちづくりの大きな制約条件となっています。その中で嘉手納ロータリーの東西に広がる市街地は、過密な低層住宅地が存在し、建物の老朽度も高く、狭隘道路も多く存在することから、住環境や防災上の課題を有しています。
- 特に、4m未満の狭隘道路については、2項道路^{※1}の要件を満たさない道路が多く存在し、接道要件を満たさないことによる、建物の新築や建替えができないことや、市街地内に空地が存在するなどの現象が見られ、土地が少ないうえに有効利用が図れないといった課題が生じています。
- また、市街地に墓地が点在、あるいは集積して存在することから、適正な土地利用の集積及び誘導が必要です。

(2) 土地利用の方針

1) ゾーン及び拠点

① 低層住宅地ゾーン

低層の戸建住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る低層住宅ゾーンとして、水釜の埋立地区、字嘉手納の国道58号東側の一部、字屋良の住宅地を位置づけます。

② 低中層住宅地ゾーン

低層の戸建住宅と低層・中層の集合住宅が調和した良好な住環境の形成を図る低中層住宅ゾーンとして、字水釜の住宅地、字嘉手納の国道58号西側の一部、字嘉手納の国道58号東側密集市街地の一部を位置づけます。

③ 中層住宅地ゾーン

中層集合住宅主体の良好な住環境の形成を図る中層住宅地ゾーンとして、密集市街地の集積が高い字嘉手納2番地地区とその周辺を位置づけます。なお、地域二一ズの高い戸建住宅にも対応するものとしします。

④ 沿道商業ゾーン

沿道利用型の商業・業務施設等が集積する沿道商業ゾーンとして、国道58号および県道74号沖繩嘉手納線、町道埋立2号線の沿道を位置づけます。

⑤ 商業拠点ゾーン

商業・住宅の複合的な土地利用を図る商業拠点ゾーンとして、新町・ロータリー地区区域

※1 2項道路：幅員4m未満で、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁が道路として指定したものの。

及び兼久地区広域商業機能区域、道の駅区域を位置づけます。

⑥ 工業ゾーン

環境の悪化をもたらすことのない工業施設の立地を図る工業ゾーンとして、町の東端の工業地区を工業ゾーンとして位置づけます。

⑦ リフレッシュゾーン

良好な自然環境の保全を基本とし、遊歩道の充実、親水性の向上等、地域住民の憩いや安らぎ、ニーズに沿った有効利用をもたらすリフレッシュゾーンとして、都市公園である野國總管公園、屋良城跡公園、嘉手納運動公園を位置づけます。

⑧ 農業促進ゾーン

農業環境の保全を図る農業促進ゾーンとして、町の東端にあらためて農業地区を位置づけます。

⑨ 自然緑地保全ゾーン

自然緑地の保全と活用を図る自然緑地保全ゾーンとして、比謝川沿いの緑地を位置づけます。

⑩ 公共公益施設ゾーン

公共公益施設ゾーンとして、嘉手納小学校、屋良小学校、嘉手納高等学校、嘉手納町役場、久得霊園等を位置づけます。

⑪ 文化・観光交流拠点

観光客をはじめとする来町者の滞留空間の確保を図る文化・観光交流拠点として、ロータリープラザ、比謝川、野國總管公園、屋良城跡公園等を位置づけます。

⑫ 軍用地嘉手納基地ゾーン

米軍の嘉手納飛行場及び同関連施設、カデナマリーナ、陸軍貯油施設を軍用地嘉手納基地ゾーンとして位置づけます。

⑬ 軍用地嘉手納弾薬庫ゾーン

米軍の空軍弾薬庫として利用され、自然度が高く緑地の保全を図る地域を軍用地嘉手納弾薬庫ゾーンとして位置づけます。

2) 交通体系

① 主要幹線道路

都市の骨格を形成するとともに、周辺市町村を有機的に結び、都市活動の主要な役割を担う主要幹線道路として、国道58号、県道74号沖縄嘉手納線を位置づけます。

② 幹線道路

主要幹線道路との円滑な交通処理を行う幹線道路については、機能の維持・向上と、日常生活の円滑化を図ります。

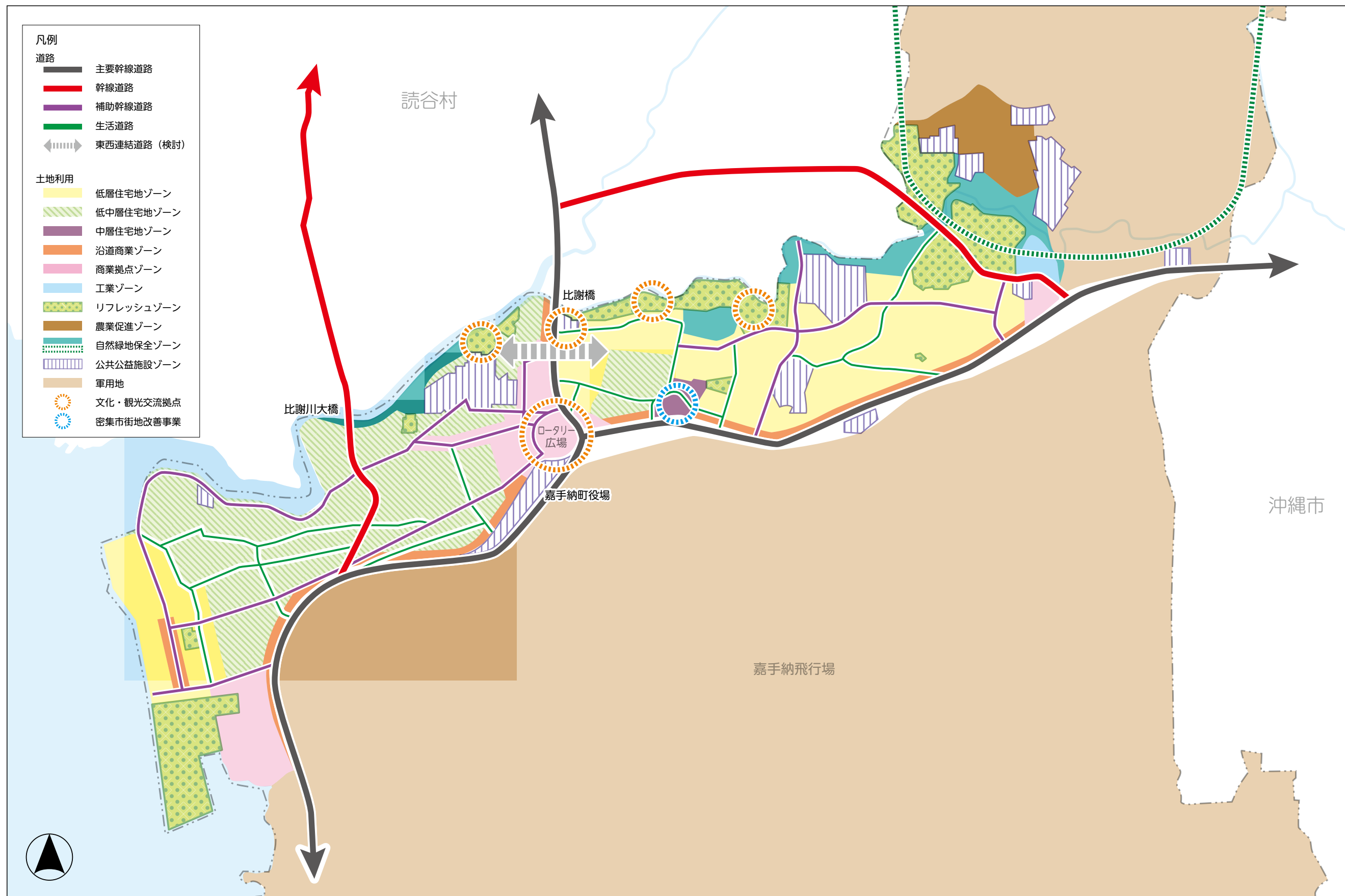
③ 補助幹線道路

幹線道路を補完し、近隣住区を形成する道路として位置づけ、幅員が狭く歩道が整備され

ていない路線については、道路の拡幅及び歩道の整備を図ります。

④ 生活道路

生活道路は、住民の身近な交通の中心となる道路です。狭隘道路や一方通行等が見られることから、道路幅員の拡幅や歩行空間の確保、一方通行の解消等、住民の日常生活にとって利用しやすい道路空間の確保を図ります。



嘉手納町の土地利用構想と交通ネットワーク計画図（第2次嘉手納町土地利用基本計画より）

第3章 基本目標別計画

基本目標別計画の見かた

基本目標を実現するための個別の施策を掲載します。

基本目標で定めためざす姿の実現に向けた基本方向を記述します。

施策を取り巻く現状と課題を記述します。必要に応じて図・グラフ等を掲載します。

現状と課題を踏まえて、将来に向けて取り組むべき施策の方向性について記述します。

語句の説明を示します。

前期基本計画

基本施策 基本目標3 安全・安心で住みよいまちづくり（建設・環境）

3-2 循環型社会の推進

基本方向

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組みます。さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町のごみ排出量は、平成29年に4,476トンで、平成24年の4,445トンと比べると31トン増えています。
- 「嘉手納町廃棄物の減量及び適正な処理に関する条例」により、行政、町民及び事業者の責務を規定し、一般廃棄物の減量及び処理などについて定めています。加えて、家庭用電気式生ごみ処理機補助金制度や草木回収によるチップ化事業を実施し、廃棄物の減量化と再資源化に取り組んでいます。引き続き資源の有効利用を図るとともに、より一層のゴミ減量と再資源化等を促進する必要があります。
- 二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化現象は、異常気象や海水面の上昇等をもたらすと同時に、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本町では、町内の事務事業におけるCO₂削減のため、平成28年に「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」を策定し、再生可能エネルギーの積極導入、環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入、その他エコ活動等に取り組んでいます。

施策の方向性

1 廃棄物の減量化・再資源化

資源循環型社会の推進に向けて、4R^{※1}の取り組みを進め、町民の日常生活や事業者の事業活動によって排出される一般廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の適正処理を行い、環境負荷や処理費用の軽減を図ります。また、ごみの不法投棄に対しては、未然に防ぐための看板設置やパトロール等の監視活動強化や不法投棄予防の周知・啓発を行うなど不法投棄防止対策の充実を図ります。

※1 4R：ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ（Refuse 断る）、リデュース（Reduce 減らす）、リユース（Reuse 再利用する）、リサイクル（Recycle 資源を再利用する）の頭文字をとったもの。

主な取組（事業）

3-2-1 廃棄物の減量化・再資源化	所管	産業環境課
<ul style="list-style-type: none"> ● 一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、4R運動を推進 ● 監視パトロールや指導体制の強化及び看板設置を行うなど不法投棄防止対策の実施 ● 生ごみ処理機の購入補助 ● 草木回収・チップ化の推進 		
3-2-2 地球温暖化防止対策の推進	所管	産業環境課、都市建設課
<ul style="list-style-type: none"> ● 「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき、公共施設において地球温暖化防止に資する各種取り組みを推進するとともに、効果の検証及び計画の見直しを図る ● 省エネやエコ商品の利用促進に向けて、各種啓発活動の実施 ● 環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入などを実施 		

指標

指標	単位	直近の現状値	目標値（R6）
1 一般廃棄物排出量原単位（1人1日当たり）	g	910.1（H29）	861.5
2 嘉手納町の事務・事業におけるCO ₂ 総排出量	kg-CO ₂	3,361,742（H26）	3,193,655（5%削減）

関連する個別計画等

- 一般廃棄物処理基本計画
- 第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

基本目標3 建設・環境

施策を進めるにあたって具体的な事業を記述します。

施策の進捗状況を把握するための成果指標を設定します。なお、目標値は計画期間終了時の令和6年の目標値を示します。

施策との関わり深い個別計画等を示します。

地域福祉の推進

基本方向



ミニデイサービス交流会

住み慣れた地域で、互いに理解し、尊重し合い、支え合いの心を育み、地域住民や関係団体との連携による地域福祉活動の推進に取り組みます。

また、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる環境整備を進めるなど、福祉のまちづくりに向けて取り組みます。

現状と課題

- 少子高齢化社会の進展や家族構成の変化に伴い、高齢者世帯や単身世帯が増加しています。本町は、相互扶助の意識が高い地域ではありますが、生活スタイルや就業環境の多様化に伴い、自治会活動や地域活動に参加できない状況が見られるなど、これまで地域や隣近所の人々とつながり結びついていた地域コミュニティの希薄化が進み、相互に気づかい・支え合うという扶助機能を十分に活かさない環境が広がりつつあります。
- 地域の福祉ニーズは多様化しており、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民同士の支え合いがますます重要となってきます。そのため本町では平成27年3月に「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的にした「嘉手納町地域福祉推進計画」を策定し、「人をつなぎ 支え合い 安心のまち かでな」を基本理念に地域福祉の推進に取り組んでいます。
- 地域住民の主体的な活動と地域福祉を推進する様々な担い手が連携・協働し地域の生活課題などを解決していくための仕組みをつくり、それぞれの役割に応じ、福祉活動を実践することですべての町民が安心して暮らすことができる地域づくりが必要となります。
- 福祉ニーズにきめ細かく対応するためには、地域に寄り添い、地域の課題に気づき・発見し問題を抱える町民が孤立することがないように、その問題解決に向け住民をはじめ自治会、企業等が連携・協働することで、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けていくことができるように、支え合いのある共生社会の実現に向けた取り組みが強く求められています。
- 判断能力の低下による高齢者や障害者の人権擁護に取り組んでいますが、制度の普及や利用促進とともに、人材の育成や組織体制を充実させる必要があります。

施策の方向性

1 福祉の担い手育成の仕組みづくり

幅広い世代が地域福祉に関わっていけるよう、地域福祉活動に興味を持ち、参加を促す取り組みを行います。また、人材の掘り起こしや育成を始め、地域福祉活動に係る支援を行います。

2 見守り、支え合い等の仕組みづくり

地域住民の主體的な活動やボランティア団体、関係団体等が相互に連携した見守り・支え合いの体制づくりに取り組みとともに、福祉活動が円滑に推進できるように利用しやすい活動拠点の整備を行います。

3 安全・安心のある暮らしを支える仕組みづくり

すべての町民が安全と安心感に支えられて暮らすことができるように、地域における安全対策の充実を図ります。また、判断能力に不安のある方の権利の侵害を防止するため、成年後見制度及び日常生活支援事業の普及・利用の促進を図るとともに、支援組織及び人材の育成・確保に取り組みます。

主な取組（事業）

1-1-1 福祉の担い手育成の仕組みづくり

所管

福祉課

- ボランティア養成への支援
- 福祉教育への支援
- 社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーク事業^{※1}や活動拠点に関わる支援

1-1-2 見守り、支え合い等の仕組みづくり

所管

福祉課

- 住民・自治会・企業等とのネットワーク構築への支援
- 地域活動支援事業（ミニデイサービス）への支援
- 総合相談事業の実施

※1 コミュニティソーシャル事業：引きこもりや孤立など社会的孤立、虐待、生活問題、障害、高齢等、何らかの理由により暮らしに不安や支援を必要としている個人や世帯に、自立した生活を支援するため地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係者等とネットワークづくりをおこなっていくこと。

1-1-3 安全・安心のある暮らしを支える仕組みづくり

所管

福祉課

- 小地域福祉活動（見守り隊）などの地域福祉活動への支援
- 避難行動要支援者名簿への登録を関係機関などと連携
- 権利擁護の充実

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	民生委員・児童委員の充足率	%	96 (H29)	100
2	小地域福祉活動を実施する自治会数（見守り隊）	箇所	3 (H29)	6
3	成年後見制度利用者数	人	2 (H29)	5

関連する
個別計画等

- 嘉手納町地域福祉推進計画



民生委員1日体験

基本方向

高齢化が進展する中、地域とのつながりや社会参加を進め、健康で生きがいをもって生活することができるまちづくりに向けて取り組みます。



生きがいづくりの取り組み（お茶体験）



カジマヤーパレード

現状と課題

- 本町は、沖縄県介護保険広域連合（以下、介護保険広域連合）に参画しており、介護保険広域連合が3年毎に策定する「介護保険事業計画」と整合性を図りながら「老人福祉計画」を策定し、高齢者保健福祉施策を示すものとして位置づけています。
- 本町の高齢化率は、22.4%を示しており、沖縄県の高齢化率19.6%（平成27年国勢調査）と比べ高い状況にあります。
- 高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯が増加しており、沖縄県全体の割合と比較しても高い状況にあります。（町：高齢者単身世帯11.9%・高齢者夫婦のみ世帯5.9% 沖縄県：高齢者単身世帯9.2%・高齢者夫婦のみ世帯6.2%）
- 高齢化は進展していくものと考えられ、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、住み慣れた地域での生活が継続できるような地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでいます。また、認知症高齢者の増加も見込まれる事から、認知症についての普及啓発、認知症初期への対応、認知症介護者への支援、虐待への対応等の課題が挙がっています。
- 高齢者の在宅生活を支える住環境は重要な基盤となるものです。高齢者が地域の中で、安全に住み続けることができるよう、高齢者に配慮した住宅の整備を促進するとともに、住環境の改善に対する支援が重要です。

- 高齢者の生きがい活動の場づくりについては、老人クラブ活動の充実支援、介護予防普及啓発事業の推進、レクリエーション等を実施しています。今後は、活動場所の確保・拡充等が課題となっています。
- 高齢化が進展していく中で交通弱者は増加しています。住み慣れた地域でいきいきと生活していくために、必要な交通手段を確保し、社会との交流（気軽に外出）により生きがいを持って暮らしていけるようにするため、交通弱者に対する支援が重要となっています。

65歳以上親族のいる一般世帯の状況

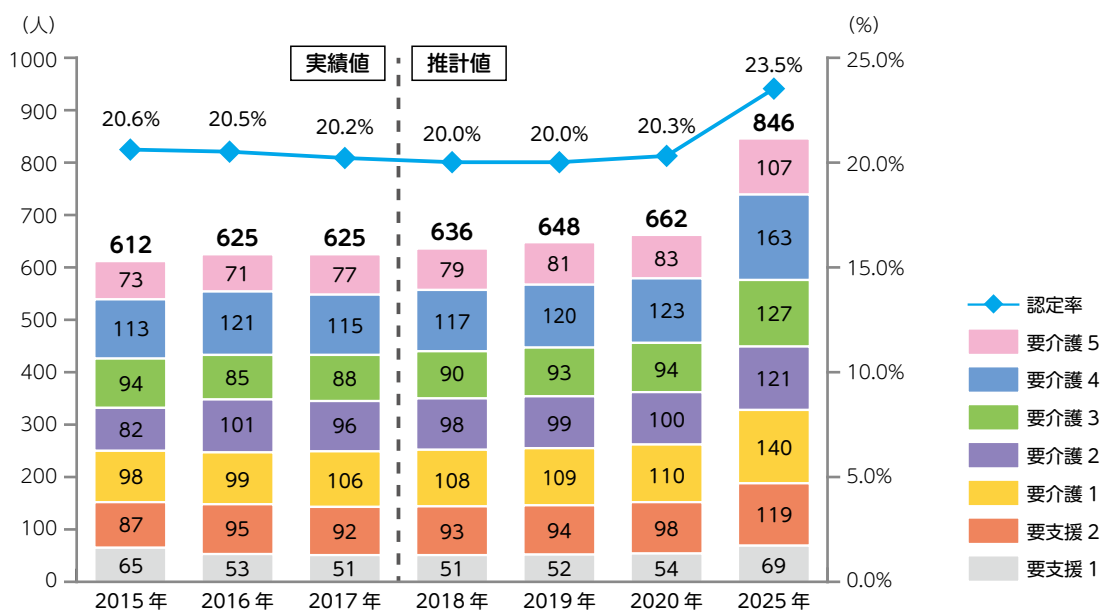
資料：国勢調査

単位：世帯、%

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		H27-H7 伸び率	沖縄県 (平成27年)	
		%		%		%		%		%			%
一般世帯総数	4,234	100.0%	4,406	100.0%	4,661	100.0%	4,933	100.0%	5,065	100.0%	119.6%	559,215	100.0%
65歳以上親族のいる一般世帯	1,231	29.1%	1,520	34.5%	1,733	37.2%	1,897	38.5%	2,030	40.1%	164.9%	183,202	32.8%
高齢者単身世帯	230	5.4%	345	7.8%	442	9.5%	517	10.5%	605	11.9%	263.0%	51,710	9.2%
高齢者夫婦のみ世帯	157	3.7%	220	5.0%	262	5.6%	310	6.3%	301	5.9%	191.7%	34,930	6.2%

要支援、要介護認定者数及び認定率の推計

資料：第7期嘉手納町老人福祉計画



1-2 高齢者福祉・介護保険の充実

施策の方向性

1 介護予防の推進

高齢期を健康でいきいきと迎え過ごすために、自身や地域ぐるみでの健康づくりや、疾病の早期発見・治療、重症化防止対策等、介護予防と健康づくりの総合的な取り組みを推進します。

2 長寿を支える仕組みづくり

地域包括支援センターを中心として、地域全体での高齢者の見守り、支えのネットワーク、高齢者のひとり暮らしや介護家族への支援の充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を図ります。さらに、高齢者虐待防止対策や高齢者認知症対策、高齢者の権利擁護対策の取り組みを推進します。

3 高齢者の生きがいつくりの推進

高齢者が生涯にわたって生きがいと社会との関わりを持って暮らせるよう、高齢者のボランティア活動、幅広い世代間交流、伝統文化の伝承、レクリエーション活動等、様々な活動・体験ができる場や環境づくりを推進します。また、高齢者の交通手段を確保するために「地域福祉交通」の導入に取り組みます。

主な取組（事業）

1-2-1 介護予防の推進

所管

福祉課

- 介護予防普及啓発事業の推進

1-2-2 長寿を支える仕組みづくり

所管

福祉課

- 生活支援体制整備事業の実施
- 在宅医療介護連携推進事業の実施
- 認知症総合支援事業の実施
- 地域包括ケア会議の実施

1-2-3 高齢者の生きがいづくりの推進

所管

福祉課、社会教育課

- 地域交流や世代を超えた多様な機会の提供
- 老人クラブ活動支援
- 地域福祉交通の導入

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	介護予防普及啓発事業参加延べ人数	人	4,623 (H29)	4,700
2	地域包括ケア会議開催回数	回	2 (H29)	8
3	認知症サポーター数	人	817 (H29)	1,517

関連する
個別計画等

- 第7期嘉手納町老人福祉計画

基本方向

障害のあるすべての人がそれぞれの能力と個性を活かしながら住み慣れた地域の中で暮らしやすい社会の実現に向け、関係機関との連携のもと、安心して笑顔で暮らし続けることができる社会の実現に向けて取り組みます。



障害者週間イベント



障害者地域生活支援事業

現状と課題

- 障害福祉においても、地域包括ケアシステムの考え方によって、障害者（児）の生活の場を地域へ移行することや、就労への希望が高まり、それらに応えるための福祉サービスの多様化が求められています。このような社会のニーズに対応するため、平成25年4月から障害者自立支援法が障害者総合支援法（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）へ改正され、障害児については、児童福祉法を整理し直すことで制度の谷間を埋め、これまで以上に障害のある人への細やかな支援の整備が行われます。本町では、平成28年3月に「嘉手納町障害者計画」、平成30年3月に「第5期嘉手納町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション※1」「機会均等」「エンパワーメント※2」「障害に対する差別の解消」の4点を基本視点として、障害者（児）及びその家族に対する支援を計画的に実施しています。
- 障害福祉計画では、今後見込まれる各種サービスの利用量を定めており、その達成に向けて継続した事業実施と、各種サービスの対象者への適切な周知に努める必要があります。また、委託相談事業所、教育機関、医療機関等との連携による体制強化に努めていく方針です。

※1 ノーマライゼーション：障害の有無に関わらず、地域に暮らすひとりとしての権利が守られ、ごく当たり前に暮らし続けることを保障する地域社会を実現させる考え方をいう。

※2 エンパワーメント：障害のある人が、地域の中で暮らすひとりとして自ら選択し、決定する力を身に付けていくこと。

- 障害者（児）の自立と社会参加の促進については、障害福祉サービスの利用者及び利用量の伸び率が高く、地域での活動や行事等による地域との交流、生きがいづくり等の気軽に参加できる場の充実が求められ、また、雇用の場においてマンパワー不足等の課題も生じているため、障害者の就労移行・就労定着への適切な支援の充実が更に重要になるものと思われます。
- 障害者（児）の生活の場の地域移行促進に伴い、設置している障害者自立支援協議会を中心とした多面的な支援体制の推進に取り組む必要があります。
- 障害児については、早期発見・早期対応が求められるため、保育所や教育委員会等関係機関と連携し、情報共有を図る必要があります。

施策の方向性

1 障害福祉サービスの充実

障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉資源の確保に努め、障害者（児）の自立と日常生活を支援する障害福祉サービスなどの充実を図ります。また、きめ細かい相談支援体制を継続し、関係機関との連携を強化することで、地域での生活全般において、障害者（児）に必要な支援が行き届くよう、更なる支援の充実に取り組んでいきます。

2 障害者の就労支援

障害者が生きがいを持って生活できるよう、障害者一人ひとりの適正に応じた就労相談や就労移行・就労定着への適切な支援体制の充実を図ります。

3 社会参加の促進

障害者（児）やその家族が地域の住民と共に、地域での交流の場や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等に参画しやすい環境づくりを進め、障害者（児）の社会参加に向けた取り組みを推進します。

1-3 障害福祉の推進

主な取組（事業）

1-3-1 障害福祉サービスの充実

所管

福祉課

- 介護給付の充実（居宅介護、短期入所等）
- 訓練等給付の充実（就労移行、就労定着、共同生活援助等）
- 相談支援事業の充実（地域移行支援、地域定着支援）
- 計画相談支援給付の充実（サービス等利用計画の質の向上の推進）
- 障害児通所給付の充実（放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）

1-3-2 障害者の就労支援

所管

福祉課

- 就労移行や一般就労への就労定着に至るまでの関係機関との連携の強化及び支援体制の充実

1-3-3 社会参加の促進

所管

福祉課

- 社会参加を促進するために必要な地域生活支援事業の継続と周知の向上

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	施設入所者などの地域生活への移行	人	2 (H30)	5
2	障害者の一般就労における就労定着数 ^{*1}	人	1 (H30)	5

関連する
個別計画等

- 第5期嘉手納町障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画
- 嘉手納町障害者計画

*1 就労定着数：採用後から勤続年数が6ヶ月経ったものをいう。

基本方向

子育て環境の更なる充実に向け、母子保健に関する事業や待機児童解消に向けた取り組み、ひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、子育て支援に係る関係機関の連携体制を強化することで、誰もが安心して子どもを産み育てやすく、次代を担う子ども達が笑顔でのびのび健やかに育つまちづくりに向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、妊娠期から切れ目ない支援を行うため、母子（親子）健康手帳交付の際、地区担当保健師による全数面談を行っています。
- 乳幼児期の各種健診など実施していますが、乳幼児健診は、乳幼児の成長発達を親と確認する場であり、育児支援の場ともなるため、更なる健診受診率向上に向けた取り組みが必要となります。
- 子どもの健康保持のため、子ども医療費助成制度を実施しており、満15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者の医療費に係る自己負担額の助成を行っています。
- 本町では、特定不妊治療を行っている方に対して、経済的負担の軽減を目的に助成を行っています。
- 本町では、子どものう蝕^{*1}を予防するとともに、保護者の歯科保健に対する意識を高め、子どもの健康の保持増進を図るために子どもフッ化物塗布助成事業を行っています。
- 平成27年度に施行された子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、子育て支援の環境や体制の整備を進めています。
- 平成26年度から平成29年度にかけて、認可保育所や小規模保育事業所等を6園整備し、入所定員数の拡大を図ってきましたが、利用希望者数も年々増加しており、平成30年度では47名が待機児童となっています。また、現在、就労していない母親のうち73.3%が就労を希望していることからますます保育ニーズは高まると予測され、就労と子育てを両立できる社会の実現が求められます。
- 町民アンケート調査結果によると、子育て環境の取り組み内容としては、「保育所定員の拡充などによる待機児童の解消」の26.5%が最も多く、次いで「子育てと仕事を両立できる職場環境づくり」の23.8%などとなっています。保護者の就労状況の動向を踏まえた子育て支援のあり方を検討する必要があります。

※1 う蝕：一般には虫歯と呼ばれる。う蝕にかかった歯をう蝕歯またはう歯という。

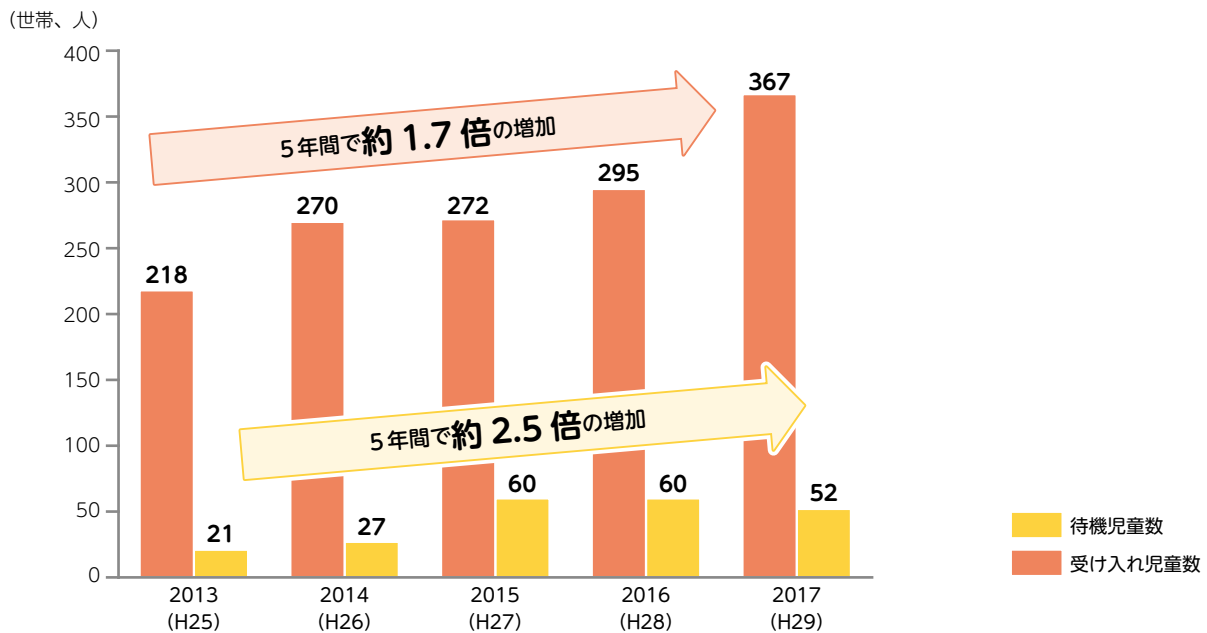
基本施策

1-4 母子保健・子育て環境の充実

- 入所定員数の更なる拡大とともに、築40年を経て老朽化した第三保育所の建替えも検討していく必要があります。
- 本町においても、子ども・子育て支援事業、児童家庭相談事業、養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター事業^{※1}等を実施しています。今後も、関係機関と連携した子育て支援体制の充実を図り、より子育てしやすい地域づくりを進める必要があります。
- 近年、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）に対する町民ニーズは高まっており、就学期以降においても、保護者が安心して就労し、かつ児童の健全な育成を図るため、学童サービスの充実が求められます。
- 児童虐待などの対応として、児童家庭相談を実施していますが、近年、相談内容が複雑かつ多様化してきていることから、専門職員の配置・資質の向上や人材の確保等が課題となっています。
- また、「子どもの貧困^{※2}」への対応として、沖縄県子どもの貧困対策計画に沿って、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるようライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。
- 本町のMR2期^{※3}接種率は、県平均88.9%（平成29年度）に比べ、84.0%と4.9%低く、41市町村中35位となっています。ワクチンの接種率向上に向けた対策を強化する必要があります。

保育所受け入れ児童数と待機児童数の推移（本町）

資料：統計かでな（子ども家庭課）、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」及び「待機児童解消加速化プラン」集計結果



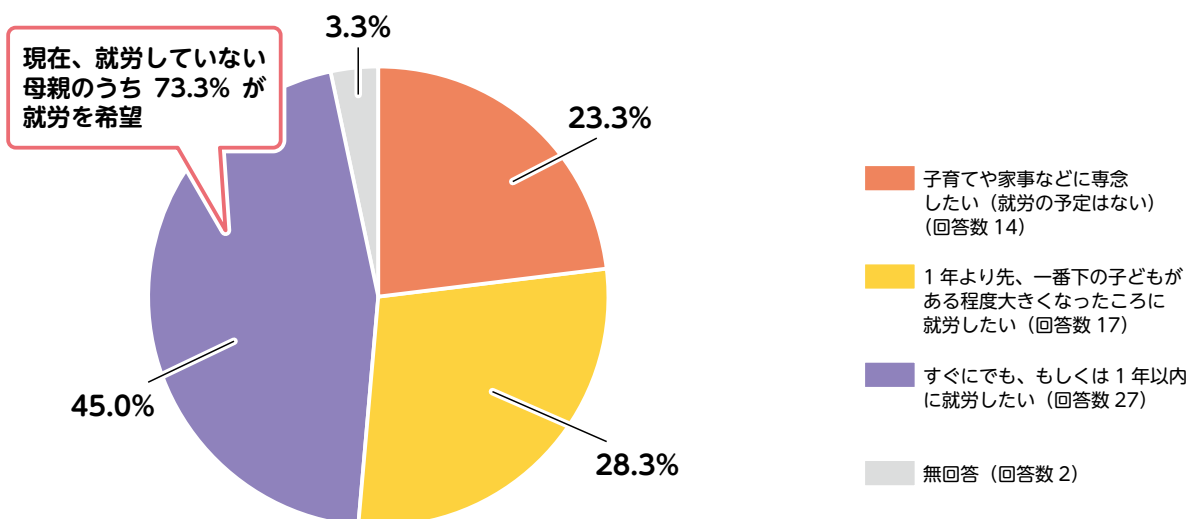
※1 ファミリーサポートセンター事業：育児の援助を受けたい人（乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の労働者や主婦）と育児の援助を行いたい人（資格不要だが活動に必要な講習を受ける）が会員となり、会員同士の相互援助活動（連絡、調整等）を手伝う事業のこと。「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年度からは、「地域子ども子育て支援事業」の1つとして実施している。

※2 子どもの貧困：必要最低限の生活水準が満たされおらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況。

※3 MR2期：麻疹風疹混合ワクチン（以下、MRワクチン）を用いた定期接種で接種対象者は、第1期が1歳児、第2期が小学校就学前の1年間（幼稚園、保育所等の最長クラス）にあたる。

就労希望（母親）

資料：嘉手納町子ども・子育て支援事業計画



施策の方向性

1 母子保健の充実

妊娠・出産に対する不安の軽減、安心して子どもを産み育てることが出来るよう、地区担当保健師が母子（親子）健康手帳交付時に全数面談を行い、妊娠期から出産後も切れ目なく繋がる体制を確立します。

乳幼児健診については、母子保健推進員による受診勧奨、地区担当保健師による未受診者の把握、次回健診への案内等、健診受診の機会を提供します。また、個別に支援を必要とする家庭には、地区担当保健師による相談などの支援を行います。

子ども医療費助成事業について、満15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者に対して医療費助成を行い子どもの健康の保持に努めると同時に、フッ化物塗布助成事業などの予防事業を実施し、親と子が自発的に健康に関する行動を身につける環境を整備し、健やかな育ちの支援を行います。

特定不妊治療費助成事業について、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産・子育て出来るよう、制度や相談事業の周知を図ります。

2 保育サービスなどの充実

保育を必要とする家庭のために、保育所の待機児童の解消に向けた環境の整備や延長保育、一時保育、病児・病後児保育等の充実を図ります。

基本施策

1-4 母子保健・子育て環境の充実

3 地域社会における子育て支援の充実

地域で子育てを支援する「子育て支援ネットワーク」の充実を図るとともに、子育ての不安解消や負担軽減等を図るため、子育て支援センターやファミリーサポートセンター等を通じ、育児相談・助言、情報提供、居場所づくり等に取り組み、地域ぐるみの子育て支援体制の充実を図ります。

4 児童の健全育成・児童虐待の防止

低所得世帯やひとり親家庭等の生活安定と自立支援に向けた就労支援や生活支援、子どもの居場所づくり等を推進し、児童の健全な育成を図ります。

また、児童虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化するとともに、相談や支援体制の充実を図ります。

主な取組（事業）

1-4-1 母子保健の充実

所管

子ども家庭課・町民保険課

- 母子（親子）健康手帳交付時に、地区担当保健師による全数面談
- 乳児一般健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診等を実施
- 子どもフッ化物塗布助成事業を実施
- 子ども医療費助成制度などを実施
- 特定不妊治療費助成制度を実施
- おたふくかぜなどのワクチン接種の助成
- 就学時健診会場において、接種勧奨を継続実施

1-4-2 保育サービスなどの充実

所管

子ども家庭課

- 保育環境の充実や保育の質の向上
- 保育士などの確保と処遇改善
- 第三保育所の建替え

1-4-3 地域社会における子育て支援の充実

所管

子ども家庭課

- 子育て支援センター（居場所づくり、育児相談支援）の実施
- ファミリーサポートセンター事業の支援
- ひとり親家庭の就労支援などをサポート
- 母子及び父子家庭等医療費助成の自動償還制度を実施

1-4-4 児童の健全育成・児童虐待の防止

所管

子ども家庭課

- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の拡充
- 児童家庭相談の実施：養護相談（虐待相談）、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談等

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	乳児一般健診受診率	%	92.5 (H29)	97.0
2	1歳6ヶ月児健診受診率	%	90.1 (H29)	96.0
3	3歳児健診受診率	%	89.7 (H29)	94.0
4	保育所などの待機児童数	人	47 (H30)	0
5	放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の待機児童数	人	50 (H30)	0
6	ファミリーサポートセンター会員数	人	259 (H29)	320
7	MR2期接種率	%	84.0 (H29)	95.0

関連する
個別計画等

- 嘉手納町子ども・子育て支援事業計画

基本方向



ウォーキング大会

町民の健康づくりに関する意識を高め、健康の大切さを実感することで、自ら進んで取り組む健康づくりやその機会の提供などを図り、認知症をはじめ生活習慣病の発症予防と重症化の予防を図り、健康・長寿のまちづくりに向けて取り組みます。

また、こころの健康づくりの推進に向けて、相談体制の充実などに努めるとともに、感染症予防に向けた対策の充実にも取り組みます。

現状と課題

- 本町の平成27年における平均寿命は、男性が79.8年（県内37位）で沖縄県より0.5年下回りです。女性は87.5年（県内15位）で沖縄県と同じです。
平成27年と平成22年の平均寿命を比較すると、本町の男性では1.3年延びていますが、女性は0.6年短くなっています。
- 疾病の早期発見、早期治療を図るため、基本健診、各種がん検診等を実施していますが、受診率が伸び悩んでいることから、広報・チラシ・個別通知等で受診の勧奨を行うとともに、集団健診において「特定健診とがん検診等の同時受診」の実施や、夜間の受診が可能な「ナイト健診」の実施等、町民が健診（検診）を受診しやすい環境の整備を行っています。しかしながら特定健診受診率は平成25～29年度までの5年間、35～38%前後で推移しており、平成29年度現在では、沖縄県平均の39.1%より低く、42市町村のうち33位という結果となっています。今後は、複数年にわたり特定健診を受診していない方に対し、個別通知に加えて戸別訪問などを実施し、健診受診勧奨を強化することによって、特定健診を始めとした健康診査・がん検診等の受診率向上に努める必要があります。
- 健康・食育かでな21アンケート調査（平成29年度）では、次世代に伝えたい料理や味で「伝えたいものがあり、実際に伝えている」人の割合が17.5%と目標の平成24年度より減少しています。食習慣の乱れは、生活習慣病の増加、食の安心・安全等の様々な問題へ派生しています。特に、生活習慣病の増加は、医療費の増大や介護を必要とする人の増加を招き、健康づくりの重要な課題となっています。伝統料理を次世代に伝えることなどにより食習慣を改善し、生涯を通じ町民の健康保持増進に寄与するため、食育のさらなる推進に取り組む必要があります。

- こころの健康については、こころの健康講演会やこころの健康展を開催し、自殺対策やうつ病予防等に関する啓発を行うとともに、悩みを抱えている人に気づき、支えるゲートキーパー※1を養成しています。
- 平成29年度に町民の健康づくり、生きがいづくり等に寄与することを目的に嘉手納町民農園（78区画）を整備し、平成30年度から供用を開始しています。

施策の方向性

1 健康づくりの推進

妊娠期から高齢期まで、あらゆる世代の健康づくりを効果的に推進します。

町民一人ひとりが健康に関心を持ち健康づくり（運動、こころの健康、感染症の予防等）に取り組めるよう、地域、企業、行政、学校等が連携・協力し、個人の健康づくりを支援します。

2 健康診査・がん検診等の受診率向上

生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するために、各種健診や保健指導の充実を図ります。特に特定健診では、地域と協働で受診率の向上を強化していきます。

また、がん検診では、科学的根拠に基づく正しい検診を正しく行うための体制を整え、受診勧奨を強化し、啓発の充実を図ります。

3 食育の推進

食は健康づくりの基本の一つであり、一人ひとりがその大切さを理解し、家庭をはじめ保育所や学校、地域等が一体となって食育に取り組むよう、啓発や推進体制の充実を図ります。

主な取組（事業）

1-5-1 健康づくりの推進

所管

町民保険課、産業環境課

- 嘉手納町ウォーキング大会・健康展を開催
- 自殺、うつ病予防等に関する啓発活動
- 臨床心理士によるこころの健康相談の定期実施や、ゲートキーパー養成講座を実施
- 肺炎球菌などのワクチン接種の助成
- 町民農園の利用促進、サービス向上

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

基本施策

1-5 健康・長寿のまちづくりの推進

1-5-2 健康診査・がん検診等の受診率向上

所管

町民保険課

- 健康診査・がん検診等・歯周疾患健診事業・人間ドック等助成事業を実施
- 嘉手納町集団健診受診促進事業を実施（インセンティブ事業※1）
- 「嘉手納町健康を守る会」などの団体と協力し、訪問等による受診勧奨
- 健康相談、栄養相談の実施
- 健診結果説明会、特定保健指導の実施

1-5-3 食育の推進

所管

町民保険課

- 食育まんの周知及び推進
- 保育所や学校、食生活改善推進協議会等による食育推進
- 食生活改善推進協議会の育成・支援

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	平均寿命	年	男性 79.8 女性 87.5 (H27)	延伸
2	特定健診受診率	%	37.9 (H29)	45.0

関連する
個別計画等

- 健康・食育かでな21（第2次嘉手納町健康増進計画・嘉手納町食育推進計画）
- 保健事業実施計画（データヘルス計画）

※1 インセンティブ：目標を達成するための刺激。誘因。

社会保障制度の運用

基本方向

町民が生涯にわたって安定した生活を営めるよう、国民健康保険制度、国民年金制度、介護保険制度等、社会保障制度の相談に取り組みます。

また、生活困窮者にも必要な支援を行い、自立促進に向けて取り組みます。

現状と課題

- 近年の国民健康保険給付の状況を見ると、療養給付費、高額医療費、後期高齢者支援金等の合計額は減少傾向にありますが、今後も国民健康保険事業を安定して運営していくために、保険税の収納率向上、検診受診率向上等の事務事業の適切な実施に努める必要があります。
- 本町の国民健康保険徴収率は、県広域目標93.8%に対し95.1%（平成29年）と高い徴収率となっており継続した徴収率の維持に努める必要があります。
- 国民年金制度及び介護保険制度は、老後や病気、けが等によって障害を持った時などの生活を支える重要な制度です。関係機関と連携して制度の主旨の更なる周知を図る必要があります。
- 長引く経済低迷や大きく変化する社会環境の中で、生活保護世帯の保護率は年々増加しています。平成27年度から「生活困窮者自立支援制度」が導入され、生活困窮者への支援などが行われています。

国民健康保険給付の状況

資料：事業年報

項目	年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		件数	金額（千円）	件数	金額（千円）	件数	金額（千円）
療養給付費		56186	1,072,291	54894	1,024,886	51752	941,348
高額医療費		2087	179,159	2177	176,796	1836	155,902
後期高齢者支援金		—	270,474	—	255,498	—	252,081
助産金		39	16,364	43	18,044	32	13,408
葬祭費		19	570	30	900	22	660

1-6 社会保障制度の運用

施策の方向性

1 国民健康保険制度等の円滑な運用

国民健康保険制度の健全運営のために、保険制度の普及啓発を行うとともに、適切な保険給付及び保険税の徴収率向上を図り、国保財政の健全化に努めます。

また、後期高齢者医療制度に関する窓口事務や保険料の徴収事務の適切な実施に努めます。加えて、高齢者の負担を軽減し、その福祉の増進を図るため、高齢者に対して保険料の一部助成を行っていきます。

2 国民年金制度の周知

高齢者の生活を支える国民年金制度の安定的な運営を図るとともに、無年金者を出さないための制度の普及啓発や相談を行うなど、制度の周知徹底を図ります。

3 介護保険の周知

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう必要なサービスの提供と介護保険制度の周知徹底を図ります。

4 生活困窮者に対する支援と対策

生活困窮者が安定した生活を確保し、自立した生活が送れるよう、生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の各種制度の周知、相談及び就労支援などを関係機関と連携して推進します。

主な取組（事業）

1-6-1 国民健康保険制度等の円滑な運用

所管

町民保険課

- 医療費の適正化を図るため、適正なレセプト^{*1}の請求が行われるようレセプト点検を実施

*1 レセプト：病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類。診療報酬請求明細書。診療報酬明細書。

1-6-2 国民年金制度の周知	所管 町民保険課
<ul style="list-style-type: none"> ● 国民年金相談の実施 ● 保険料免除申請 ● 制度の広報啓発 ● 国民年金裁定請求 	
1-6-3 介護保険の周知	所管 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● 介護保険制度への理解に向けた広報活動 	
1-6-4 生活困窮者に対する支援と対策	所管 福祉課
<ul style="list-style-type: none"> ● パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）※²や他専門機関に繋ぐための支援 ● コミュニティソーシャルワーカー※³の配置 	

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	国民健康保険徴収率	%	95.1 (H29)	現状維持 95.1
2	コミュニティソーシャルワーカーの配置	人	1 (H29)	2

関連する 個別計画等

- 第7期嘉手納町老人福祉計画
- 嘉手納町地域福祉推進計画

※2 パーソナルサポートセンター（自立相談支援機関）：失業などにより経済的な問題で困っている人、働くことに不安を抱いている人、住む所が無い人等、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、「生活困窮者自立支援法」（平成27年4月施行）に基づき沖縄県が設置している。嘉手納町民は「中部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」で相談することができる。

※3 コミュニティソーシャルワーカー：地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人。

2-1

学校教育の推進

基本方向

変化の激しいこれからの社会を生きるために、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育くむとともに、子どもの「学び」と「育ち」を考えるコミュニティ・スクールの活動により学校支援活動の充実に向けて取り組みます。

さらに、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育成するために、幼児期から中学校までの各学校段階において体系的・系統的なキャリア教育の推進に取り組みます。



日曜学校



嘉手納小学校体育館落成式

現状と課題

- 本町では、公立幼稚園の複数年保育（3、4、5歳児）や預かり保育（5歳児）の実施、給食の提供等を通して、幼稚園教育の充実を図るとともに、保護者の子育てを支援していますが、幼稚園における教育を希望する保護者から、預かり保育の対象年齢の拡充が求められています。
- 本町では、子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来を支える人材として成長していくために、確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成に努めています。町民アンケート調査結果でも、「生きる力を育くむ学校教育の充実」を重視する声が多数寄せられています。子どもたちの学習習慣の定着とともに、国際化・情報化に対応した教育をはじめ、キャリア教育、嘉手納町（ふるさと）を愛する心の育成等、特色ある教育活動の充実にも努める必要があります。また、本町の学力向上や生徒指導における教育課題を解決するために、小学校と中学校が連携した一貫性のある教育が求められています。
- 昭和62年、臨時教育審議会で「地域に開かれた学校」として提唱されて以来、本町では学校評

議員制度や学校関係者評価委員会制度を導入し、校長の学校運営に対して意見を述べることや学校の教育活動を評価するなど、保護者や地域の方々が学校運営に参画できるシステムを構築しています。学校は「地域に開かれた学校」から、更に一步踏み出し、学校・家庭・地域が「15歳までにどんな子どもを育てるか」という目標やビジョンを共有し、三者が一体となって子どもたちを育くむ「地域とともにある学校」への転換が求められています。

- 特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて支援を行うため、各学校に特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置するとともに、特別支援教育研修会の開催や関係機関との連携による支援などに努めています。特別な支援が必要な児童生徒が年々増加しており、共生社会の形成に向けて、障害の有無に関わらず共に学ぶことのできる環境づくりが求められています。
- すべての子どもが未来に希望を持ち社会の担い手となるため、不登校問題、学びのセーフティネット等に取り組むとともに、学校、家庭、地域等のあらゆる主体が一致団結し、より一層の子ども達の健全育成に向けた各主体の連携の強化が必要です。
- 青少年センターは、児童生徒の不登校や問題行動等の教育相談や青少年指導員による夜間巡視活動、学校不適應の児童生徒の受け皿として、適応指導教室の運営などを行っています。青少年の非行防止のための活動拠点としての青少年センターの整備や指導体制の充実を図ること、不登校児童生徒の登校支援等が求められています。
- 教育環境の変化に対応した施設整備を実施する必要があります。
- 学校施設の不具合を未然に防ぐために日常の安全点検を徹底するなど各学校の現状についての的確に把握し、老朽化した施設・設備については、計画的な機能更新などを実施する必要があります。
- 耐震基準を満たさない学校施設については、早急に耐震化を図る必要があります。
- 学校給食は、平成23年度から町立小中学生を対象に給食費負担金の全額補助を実施しており、今後とも教育費の負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育て世代の定住化促進を図るため、継続して実施する必要があります。

施策の方向性

1 幼児教育の充実

幼稚園教育では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程を編成し、複数年保育（3年保育）の充実を図ります。また町立幼稚園が教育相談や子育てに関する情報交換の場として機能を高めるとともに預かり保育の充実など、子育てを支援するための活動を推進します。

学校教育の推進

2 学校教育の充実

小・中学校においては、嘉手納型「小中一貫教育」を推進し、「嘉手納町（ふるさと）を愛する」児童生徒の育成を目指して系統性と連続性を重視した義務教育9年間の教育を行い、児童生徒に「生きる力」を培います。地域の関わりを通して、子どもたちに学ぶことと社会との接続を意識させ、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア教育の充実を図ります。

文部科学省の教育課程特例校として英会話学習の充実に取り組むとともに、電子黒板をはじめとするICT機器の活用を促進し、授業に即した教材や学習内容等を効果的に提示することにより、わかる授業を展開し、子どもたちの「確かな学力」の向上に向けて指導の充実を図ります。また安全で効果的な教育に向けた学校施設の充実に取り組みます。

特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズを把握、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うとともに、特別支援教育支援員（教育サポーター）を配置し、当該児童生徒への支援の充実を図ります。また、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、福祉関連部署との連携を推進します。さらに、障害の有無に関わらず、集団生活を通してともに学ぶことができるインクルーシブ教育^{*1}を推進します。

未来を担う子どもたちの豊かな成長に資するため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を取り入れた学校）の導入に向けた調査研究を行い、地域とともにある学校づくりを推進します。

子どもの貧困に関する現状を把握し、学校や関係機関との情報共有や、子どもの就学援助や子どもの居場所等につなげるための支援をします。

町立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者に対して、教材費の一部を助成するとともに、給食費負担金を補助することにより、教育費の負担軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育て世代の定住化促進を図ります。

3 青少年の健全育成

青少年センターの施設整備の充実を図り、青少年非行防止活動の拠点として、学校・家庭・地域等の諸関係機関と連携を図り、学習支援活動や相談活動を行います。

適応指導教室「ふれあいスクール」において、不登校児童生徒の学習支援及び諸体験活動に取り組み、登校復帰や自立に向けた支援を推進します。

^{*1} インクルーシブ教育：障害のある方が持てる能力を最大限度まで発達させ、活躍できる社会をつくるという目的の下でその推進をはかるようとする教育の仕組み。

主な取組（事業）

2-1-1 幼児教育の充実

所管

教育指導課、教育総務課

- 幼稚園教諭の研修実施
- 複数年保育の充実
- 預かり保育の充実及び対象年齢の拡充

2-1-2 学校教育の充実

所管

教育指導課、教育総務課

- ふるさとキャリア教育の推進
- 英語強化事業（英語指導員の配置、英語検定補助）の実施
- ICT整備事業（デジタル教科書整備等）
- パソコン指導員配置事業の実施
- 学習支援員配置事業、生徒指導補助員配置事業
- 特別支援教育支援員（教育サポーター）配置事業
- 秋田県（大館市）学習体験交流事業
- 「嘉手納町の歴史と文化（中学生の副読本）」刊行事業
- コミュニティ・スクール（学校運営協会制度）の導入及び推進
- 教材費の一部助成
- 学校教育施設の長寿命化・耐震化等の実施
- 就学援助事業の充実
- 学校給食費負担金の全額補助の実施

2-1-3 青少年の健全育成

所管

教育指導課、教育総務課

- 青少年センターの施設整備事業
- 青少年健全育成活動（青少年指導員）の充実
- スクールカウンセラー（臨床心理士）の配置
- 適応指導教室「ふれあいスクール」の運営

2-1 学校教育の推進

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	全国学力・学習状況調査（小学校）における平均正答率の全国平均との比較	ポイント	- 5.4 (H30)	全国平均並
2	全国学力・学習状況調査（中学校）における平均正答率の全国平均との比較	ポイント	- 10.9 (H30)	全国平均並
3	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（小学校）における全国平均との比較	ポイント	- 0.9 (H30)	全国平均並
4	全国体力・運動能力、運動習慣等調査（中学校）における全国平均との比較	ポイント	- 2.9 (H30)	全国平均並
5	icheck（総合質問紙調査）における自己肯定感の全国標準値との比較	ポイント	0.0 (H30)	全国平均並

人材育成・国内外交流の推進

基本方向

広い視野で物事を捉え、国際理解や地域の活力を高めることのできるグローバルな人材の育成に向けて、学校や地域、関係機関等と連携強化を図りながら国内外交流事業や国際化・情報化に対応した教育を推進し、コミュニケーション能力や情報活用能力の育成など「学び」の気運の向上に取り組めます。



ハワイ短期留学派遣事業



海外子弟研修生

現状と課題

- 町では家庭の経済上の理由で修学が困難な者に対し、学資を貸与することにより教育の機会均等を図ることを目的とした人材育成貸与事業を実施しています。また、教育・芸術・文化・スポーツ等の分野にて特に優秀な成績を修めた者に対し報奨金の支給をはじめ、社会教育団体への研修会派遣等の助成事業を推進しています。今後も財源確保に努めながら更なる人材育成を推進していく必要があります。
- 児童交流事業は、互いの家庭へ民泊することで異なる風土・生活習慣を学び、郷土に対する関心を深め、本町の次代を担う人材育成を図ることを目的に実施しています。他地域との交流により、人間力豊かで広い視野をもつ人材の育成を図るため今後も継続する必要があります。
- 町立嘉手納外語塾では、英語を中心としたカリキュラムを改良しながら運営していく中で、英語検定準1級やTOEIC高得点の取得者を輩出できるようになるなど成果をあげています。また、若者の学べる機会の充実を図るため、年齢制限を25歳までに引き上げました。今後も英語やパソコンを中心としたカリキュラムの充実を図るとともに、社会の即戦力となる人材の育成に努めます。また、町内小中学生を対象とした英語コンテストを引き続き開催し、小中学生の英語学習に対するモチベーション向上に貢献しています。

基本施策

2-2 人材育成・国内外交流の推進

- 国際的な視野を持つことができる人材の育成として、中高生を対象にハワイ派遣短期留学派遣事業などを実施しています。異なる生活環境や文化・歴史を学び、貴重な体験活動や交流によって視野を広げ社会性を育くむことに繋げることができたため、今後も継続した実施が望まれています。
- 海外との交流を通じて、国際的な人材の育成、人的ネットワークを築き、相互の発展に寄与することを目的に本町出身の海外移住者子弟研修生の受入事業をはじめ、世界のウチナーンチュ大会開催時の町内交流事業を実施しています。

施策の方向性

1 人材育成の推進

本町の次代の担い手になるリーダーや国内外で活躍する国際性豊かな人材の育成に向けて、学ぶ機会を支援する奨学金制度の推進・充実に努めます。

2 国内外交流の推進

語学や異文化及び国際感覚を実学として学ぶ外語塾の充実、他地域の文化や地域交流によるコミュニティリーダーの育成を推進します。

主な取組（事業）

2-2-1 人材育成の推進

所管

社会教育課、企画財政課

- 人材育成貸付事業の実施
- 嘉手納外語塾の運営
- 嘉手納町英語コンテストの開催

2-2-2 国内外交流の推進

所管

社会教育課、企画財政課

- 海外短期留学などの実施
- 嘉手納町・大山町児童交流事業の実施
- 海外移住者子弟受入事業の実施

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	学資貸与新規貸費者数	人	8 (H29)	20*
2	入学準備金新規貸費生数	人	9 (H29)	10*
3	海外移住者子弟研修生受入人数	人	3 (H30)	2*
4	嘉手納外語塾入学者数	人	8 (H29)	15*

*数値は1年間の目標値となります。

基本方向



おもしろ科学教室

生涯にわたり、学習・発表することができる環境の充実を推進するとともに、生涯学習活動の支援、人材の発掘及び育成などに取り組むことで、町民誰もが、生涯学習の機会を得ることができる社会の実現に向けて取り組みます。

現状と課題

- 近年における社会の国際化、情報化等の進展に伴い、心の豊かさや生きがい等を求めて、人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化が進んでいます。
本町においては、町民からの要望や時代を反映した中央公民館講座を実施しており、平成29年度は全24講座を実施しています。
- 中央公民館講座の受講者は高齢者や女性が多く、若者や男性が少ないため幅広い層の人が受講できる内容や時間帯の工夫が求められます。
- 中央公民館講座をきっかけにサークルが結成されるケースもあるなど、町民の生涯学習活動の活性化に貢献していることから、今後も講座の充実を図るとともに、サークル活動や社会教育学級^{*1}支援を実施することで生涯学習の振興に寄与する必要があります。
- 各種サークル活動の成果を発表する場として「中央公民館まつり」を開催しています。また文化の継承、発展に役立てるとともに地域の活性化を図ることを目的に「かでなっ子フェスティバル」を開催し、町内の子どもたちが郷土芸能のすばらしさを発見し、自ら学び、自ら演じ、互いに鑑賞しています。今後も各区子ども会の参加を促し地域文化を継承していく必要があります。
- 図書館では、約86,000冊の蔵書をはじめ、本町の情報を気軽に閲覧することができるふるさとコーナーや学習室等が設置されており、町民の情報拠点・生涯学習拠点として機能しています。
- 図書館の利用者数は減少傾向にあることから、広報活動の強化、図書資料の充実を図る必要があります。

*1 社会教育学級：嘉手納町に住所を有する者を含み、組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行う団体。

- 生涯学習ニーズの高まりと同時に、図書館をはじめとする公共施設、各区コミュニティーセンター、学習等供用施設・児童館等の有効利用を図るなど、身近な生涯学習活動の拠点づくりを推進する必要があります。
- 町民が心身ともに健康で笑顔があふれ、心豊かな生活を営み、生きがいのある充実した生活を送ることに寄与するため嘉手納町文化事業を実施しています。著名人を招いた講演会（公演会）やコンサートを行うなど今後も町民のニーズに応じた文化イベントの開催に取り組む必要があります。

施策の方向性

1 生涯学習活動の支援

豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会となっている講座やかでなっ子フェスティバル、公民館まつり等をはじめとする生涯学習活動の充実に向けた支援を推進します。また、町民のニーズに応じた文化イベント（文化事業）の開催・充実に努めます。

2 各種団体の育成・支援

町民の生涯学習に参加しやすい幅広い機会と活躍の場を増やすために、社会教育団体やサークルへの支援を行います。また、社会教育団体の運営や活動に関わるリーダーの育成を図ります。

3 生涯学習の活動拠点の充実

身近な生涯学習活動の場の拠点として、各区のコミュニティーセンターや児童館等を位置づけ、活動ニーズに応じた利活用しやすい拠点づくりに努めます。



かでなっ子フェスティバル

2-3 生涯学習の推進

主な取組（事業）

2-3-1 生涯学習活動の支援

所管

社会教育課

- 中央公民館講座を実施
- 中央公民館まつり、かでなっ子フェスティバルの開催
- 各種講（公）演会などの開催

2-3-2 各種団体の育成・支援

所管

社会教育課

- 社会教育活動助成
- 生涯学習を実践する各種活動団体の育成・支援

2-3-3 生涯学習の活動拠点の充実

所管

社会教育課

- 中央公民館や図書館等の有効利用
- 社会教育施設に必要な設備や備品の充実

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	中央公民館講座受講者数	人	1,311 (H29)	1,400
2	中央公民館利用者数	人	34,700 (H29)	35,000
3	図書館利用者数	人	24,879 (H29)	26,000

基本方向



平和祈願祭

誰もが平和で安らかな生活をおく
るために、平和と向き合うとともに
考える場を築き、平和の尊さや平和
思想に対する啓発及び戦争の歴史を
学び継承できる平和学習の推進に取り
組みます。

現状と課題

- 戦争を知らない多くの世代に悲惨な戦争を風化させることなく、その教訓を後世に伝えるため、平和学習の推進として、戦争体験の講演会、「慰霊の日」前後の平和学習等を実施しています。今後も、平和祈念資料館などの参観、平和メッセージ作品展の開催等を通して、生命や平和の尊さ、恒久平和を発信していく必要があります。
- 平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心を育くむとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を目指しています。そのために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた平和教育を教育計画に位置づけ、学校の教育活動全体を通して、組織的・計画的に推進する必要があります。
- 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、学校では外部講師などに頼らない平和教育の指導力の向上が求められています。

施策の方向性

1 平和学習の充実

町民が平和の尊さについて学び、継承し、平和なまちづくりに向けて、平和行事の開催や平和学習の充実を図ります。

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にしなが、各教科などの年間指導計画に位置づけ、平和教育を推進します。

平和教育の指導においては、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じた教

基本施策

2-4 平和学習の推進

材を開発するとともに、体験的な学習や地域の人材活用等の指導方法の工夫・改善を図ります。

平和教育の充実を図るために、県教育委員会発行の「平和教育関連施設マップ」や「平和学習ポータルサイト」を活用するとともに、過去の歴史事象を伝えていくための指導方法の工夫・改善に努めます。

2 平和行政の推進

本町は世界の恒久平和の願いを実現するため、昭和62年3月31日、非核平和宣言を行いました。戦後70年余が経過する中、悲惨な体験や教訓を後世に継承していく必要があります。そのため、沖縄戦前後の歴史的事実、平和の尊さを若い世代が考える契機として、沖縄戦や被爆体験を継承していく平和交流活動を推進します。

また、戦争体験者が高齢化する中で、戦争体験を正しく次世代へ継承していくため、戦争記録などの保存を検討していきます。

主な取組（事業）

2-4-1 平和学習の充実

所管

教育総務課、教育指導課、福祉課

- 農林健児之塔慰霊祭の開催
- 「慰霊の日」の特設授業の実施
- 平和祈願祭の開催
- 平和集会（戦争パネル展）の実施

2-4-2 平和行政の推進

所管

基地渉外課、教育指導課

- 平和メッセージ作品展の開催
- 基地に関する講座などを実施
- 「おきなわピースフェスタ」への参加など平和交流事業の推進
- 町史などの資料を活用し、戦争記録のデジタル化を検討

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	平和メッセージ作品展取組み率	%	39.8 (H30)	42.5

基本方向

郷土の伝統芸能をはじめ、文化、歴史、風習、自然、偉人、しまくとぅば等の誇りある地域の歴史と文化を象徴する文化財が多数存在するため、その保存、活用に向けて取り組みます。

また、貴重な伝統芸能や文化などを次代に継承するための支援を行い、町民がふるさとの芸術・文化に誇りと愛着を持つことができるまちづくりに向けて取り組みます。



嘉手納文化祭



宝くじ助成金ジブリコンサート

現状と課題

- 本町では、かでな文化センターにおいて音楽、芸能、芸術文化講演（公演）や行事が行われており、かでな文化センター利用者数は年間4万人を超えています。今後も、町民が生涯を通して心豊かで潤いのある文化芸術に触れる機会を創出するとともに、より多くの利用が得られるよう周知していく必要があります。
- 本町の文化財は、約6,500年前の爪形文土器が出土した野国貝塚群をはじめ、史跡、民俗、天然記念物、工芸品等、様々な文化資源があります。これら地域の歴史文化や伝統を知るかけがえのない財産に対する町民の保護意識の高揚を図り保存、継承していく必要があります。
- 老朽化した旧中央公民館については平成30年度に策定された「嘉手納町民俗資料館等基本計画」をふまえ、新施設の整備を推進します。
- 新施設開館までの間は出前講座や企画展等の開催により、地域の歴史、文化等の学習の機会を継続して提供できるよう工夫が必要となります。
- 伝統芸能については、地域ボランティアによる子ども達への三線、琴、茶道等の指導や、各自

基本施策

2-5 地域の歴史と文化の保存・継承・活用

治会におけるエイサー等に触れる機会の充実に努めています。今後も伝統芸能や地域文化を後世に継承していく必要があります。

嘉手納町文化財一覧表

資料：沖縄県文化財課要覧（平成29年度版）

	種別	名称	指定の有無	所在地		種別	名称	指定の有無	所在地
1	工芸品	三線知念大工型	県指定	嘉手納町字 嘉手納	9	無形民俗	野里の道イリク	町指定	嘉手納町字 野里
2	史跡	野国総管の墓	県指定	嘉手納町字 兼久下原	10	無形民俗	野国天川	町指定	嘉手納町字 野国
3	史跡	野国貝塚群	県指定	嘉手納町字 野国	11	史跡	植樟之碑	町指定	嘉手納町字 久得840
4	工芸品	三線真壁型	町指定	嘉手納町字 嘉手納	12	史跡	屋良のメーガー	町指定	嘉手納町字 屋良103
5	無形民俗	屋良のあやく	町指定	嘉手納町字 屋良	13	史跡	屋良のシリーガー	町指定	嘉手納町字 屋良750
6	無形民俗	屋良のチンク	町指定	嘉手納町字 屋良	14	史跡	水釜の シチャヌカー	町指定	嘉手納町字 水釜385
7	無形民俗	千原エイサー	町指定	嘉手納町字 千原	15	天然記念物 (植物)	字嘉手納拝所の 大ガジュマル	町指定	嘉手納町字 嘉手納34
8	無形民俗	野里棒	町指定	嘉手納町字 野里	16	天然記念物 (植物)	嘉手納小学校の 大デイゴ	町指定	嘉手納町字 嘉手納311

施策の方向性

1 文化財の保護と活用

文化財の保護と活用に向けて、文化財の調査・研究を行うとともに、展示・学習等の施設の整備促進を図ります。

2 文化活動の振興

町民が気軽に文化活動を行うことができるよう、各種団体、サークル等の活動支援の充実を図るとともに、将来の文化活動を支える人材の育成に努めます。

3 伝統芸能と歴史の継承

地域に根ざした伝統行事や伝統芸能、イベント等の活動と継承の支援を充実します。特に伝統芸能などの継承に際しては、多くの人々が気軽に触れ、体験する機会の創出に努めます。

主な取組（事業）

2-5-1 文化財の保護と活用

所管

社会教育課

- 嘉手納町民俗資料館（仮称）の施設整備
- 文化財の資料収集・調査、歴史文化講座等の実施

2-5-2 文化活動の振興

所管

社会教育課

- 町民との協働・参画型の芸術・文化講演（公演）会の開催
- かでな文化センターの施設の充実

2-5-3 伝統芸能と歴史の継承

所管

社会教育課

- 指定文化財の保存・継承にかかる意見を聴取し、保存団体への支援などの検討
- 嘉手納町史の発刊などの実施

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	かでな文化センター利用者数	人	44,000 (H29)	46,000

2-6

スポーツ・レクリエーションの振興

基本方向



新春マラソン大会

町民誰もがそれぞれの目的や体力、年齢に応じてスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に取り組み、健康で生きがいのある豊かな社会づくりに向けて取り組みます。

また、各体育施設の整備・充実を図るとともに、各種団体への支援及び連携強化を推進し、スポーツ指導者の活用と育成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 近年、町民の健康志向や高齢者の生きがいづくり、運動不足解消等の観点からスポーツへの関心が高まっています。本町においては、スポーツ・レクリエーション大会、新春マラソン大会、ウォーキング大会、職域親善ターゲットバードゴルフ大会、ソフトボール大会、ボウリング大会を開催しています。スポーツ教室としては、アクアサイズ教室、ゴルフ教室等を実施しています。大会や教室の参加者は増加傾向にあり、今後更なるスポーツ・レクリエーション活動の普及に向けた取り組みが必要です。
- 本町には、嘉手納町健康増進センターをはじめ、嘉手納町スポーツドーム、野球場、陸上競技場、体育館等の体育施設があります。施設運用にあたっては、指定管理者との連携により柔軟な運営に努めているところです。老朽化している体育施設については、町民が安全に利用できるよう施設の建替えなどの検討を行うとともに、町民がより身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう、学校体育施設の活用など（小学校及び中学校の運動場、体育館、武道場のスポーツ施設開放）、より良いスポーツ環境の場の提供を行っています。
- 生涯スポーツ推進体制を強化するため、スポーツ推進委員^{※1}の研修派遣、スポーツ指導者等の連携、スポーツ少年団、体育協会等への補助を実施しています。今後もスポーツ人材の育成・確保に努めるとともに、社会体育団体などと連携を強化する必要があります。

※1 スポーツ推進委員：市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則に定めるスポーツ事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。

施策の方向性

1 スポーツの振興

町民がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加し、または活躍できる機会の創出と活動の活発化を図るために、個々の健康状態や目的・技術等に応じた知識や技術の提供（体力・運動能力調査等）に努めるとともに、地域や学校等と連携して地域ぐるみでの活動の推進と普及啓発を促進します。また、スポーツ・レクリエーションの多様なニーズに応じた施設の整備・充実に努めます。

2 スポーツ人材の育成と体制の強化

スポーツ・レクリエーション団体と連携して、団体運営やスポーツ指導等に関わる体制づくり及び人材育成を図ります。

主な取組（事業）

2-6-1 スポーツの振興

所管

社会教育課

- スポーツ・レクリエーション大会の開催
- 新春マラソン大会などを実施
- 学校施設の活用など身近なスポーツ環境の場を確保
- 町民が安全に利用できる既存体育施設の充実化
- 広報、立て看板、ホームページ等によるスポーツ登録団体の周知
- 各種軽スポーツなどの用具の購入による利用推進周知

2-6-2 スポーツ人材の育成と体制の強化

所管

社会教育課

- 地域のスポーツ指導者の掘り起こしと活用（スポーツ指導者対象の講習会交流）
- スポーツ推進委員の育成・確保
- 体育協会や各種スポーツ団体とのスポーツ交流を通しての情報共有・連携の強化

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	各種スポーツ大会・スポーツ教室の参加者数	人	1,212 (H29)	1,300
2	スポーツ推進委員数	人	8 (H30)	維持

3-1

自然環境の保全と緑地の充実

基本方向

本町に残された緑地の保全に努めるとともに、自然生態系の維持と河川環境や海岸環境の保全・整備を行います。また公園など憩いの場、遊びの場の確保や充実を図り、自然とともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。



花と緑のまちづくり



苗木の配布

現状と課題

- 本町では、平成18年に「嘉手納町緑の基本計画」を策定し、緑に関する方針を定め、令和2年の1人当たり都市公園等面積の目標を27.23㎡/人と設定しています。現在、屋良城跡公園総合再整備事業や兼久海浜公園リニューアル整備事業等の検討を進めており、今後は既存の公園の利活用についても検討が必要となります。
- 町民アンケート調査結果によると、「緑地や公園の充実」について、22.4%が不満足評価となっています。
- 比謝川は、その一部が県指定鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されており、多様な生態系を形成する重要な自然環境を有しています。本町では、自然とのふれあいの場としての水辺空間づくりを推進するため、比謝川における遊歩道の整備を行っています。今後も自然環境の保全に努め、適切な利活用を図る必要があります。
- 比謝川沿いの遊歩道については、台風などの影響によりこれまで幾度となく落石や倒木が発生しました。そのことから、本町では平成26年度より急傾斜地対策工事を実施しており、今後も継続して自然景観に配慮した対策工事が必要です。
- 地域美化については、環境衛生週間に合わせた自治会での一斉清掃活動及び公共施設美化ボランティア団体による清掃活動を実施するなど、町民の意識高揚に努めています。引き続き美化活動及び衛生活動を推進する必要があります。

都市公園の状況（各年3月末現在）

資料：統計かでな

単位：人、㎡

年次	町立都市公園		町立その他の公園		総計		都市計画区域1人当たり	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	内人口	公園面積
H20年	10	263,200	3	51,100	13	314,300	13,883	22.6
H21年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,927	22.8
H22年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,957	22.7
H23年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,898	22.8
H24年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,819	23.0
H25年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,801	23.0
H26年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,805	23.0
H27年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,777	23.0
H28年	11	266,200	3	51,100	14	317,300	13,651	23.2

施策の方向性

1 公園整備の推進

町民・事業者・行政のそれぞれの役割と連携のもと、住宅地、企業用地、公共用地の各空間において都市緑化を図ります。また、自然環境や城跡等の歴史・文化、レクリエーション、防災等それぞれの機能の保全や活用に応じた公園の整備のため、屋良城跡公園再整備事業、嘉手納公園再整備事業や兼久海浜公園リニューアル事業を推進します。

2 水辺空間の整備

町民や来訪者の自然と人とのふれあい活動の場となっている比謝川や海岸の水辺空間の整備を推進します。整備に際しては、水辺の生態系の保全や景観及び親水性に配慮した整備とします。また、比謝川遊歩道沿いにおいては落石対策を推進します。

3 地域美化の推進

美しい住環境と街並み景観の創出に向けて、町民・企業・行政が連携して花木の植栽や清掃等の美化活動を推進します。また、良好な住環境創出や自然との共生意識の向上と行動を促す環境学習を推進します。

3-1 自然環境の保全と緑地の充実

主な取組（事業）

3-1-1 公園整備の推進

所管

都市建設課

- 屋良城跡公園、嘉手納公園や兼久海浜公園をはじめとする既存公園の整備を実施

3-1-2 水辺空間の整備

所管

都市建設課、産業環境課

- 比謝川沿いの遊歩道や護岸整備などを推進
- 比謝川沿いの自然的景観を保全
- 比謝川遊歩道急傾斜地の落石対策

3-1-3 地域美化の推進

所管

都市建設課、産業環境課

- 事業費の補助や美化活動に必要なごみ袋の無料配布や苗木配布
- YOU・遊・比謝川実行委員会が主催する清掃活動への支援
- 環境学習を推進

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	公園面積の維持	ha	31.73 (H30)	維持
2	公共施設美化ボランティア団体数	団体	10 (H30)	維持
3	比謝川自然体験センター	件	0 (H30)	1
4	地域美化活動団体数	団体	10 (H29)	10

関連する
個別計画等

- 嘉手納町都市計画マスタープラン
- 嘉手納町緑の基本計画

基本方向

地球温暖化対策をはじめ、ごみの減量化・再資源化に取り組むとともに、環境に配慮したエネルギー利用などの事業活動の促進に向けて取り組みます。

さらに、町民一人ひとりの環境保全に関する意識向上を推進し、自然環境と調和した生活を送ることができる循環型社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町のごみ排出量は、平成29年に4,476トンで、平成24年の4,445トンと比べると31トン増えています。
- 「嘉手納町廃棄物の減量及び適正な処理に関する条例」により、行政、町民及び事業者の責務を規定し、一般廃棄物の減量及び処理などについて定めています。加えて、家庭用電気式生ごみ処理機補助金制度や草木回収によるチップ化事業を実施し、廃棄物の減量化と再資源化に取り組んでいます。引き続き資源の有効利用を図るとともに、より一層のごみ減量と再資源化等を促進する必要があります。
- 二酸化炭素などの温室効果ガスの増大による地球温暖化現象は、異常気象や海水面の上昇等をもたらすと同時に、生態系などに深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本町では、町内の事務事業におけるCO₂削減のため、平成28年に「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」を策定し、再生可能エネルギーの積極導入、環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入、その他エコ活動等に取り組んでいます。

施策の方向性

1 廃棄物の減量化・再資源化

資源循環型社会の推進に向けて、4R^{*1}の取り組みを進め、町民の日常生活や事業者の事業活動によって排出される一般廃棄物の減量化、資源化を推進するとともに、ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の適正処理を行い、環境負荷や処理費用の軽減を図ります。また、ごみの不法投棄に対しては、未然に防ぐための看板設置やパトロール等の監視活動強化や不法投棄予防の周知・啓発を行うなど不法投棄防止対策の充実を図ります。

※1 4R：ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ（Refuse 断る）、リデュース（Reduce 減らす）、リユース（Reuse 再利用する）、リサイクル（Recycle 資源を再利用する）の頭文字をとったもの。

3-2 循環型社会の推進

2 地球温暖化防止対策の推進

地球との共生関係を維持するために、温室効果ガスの排出削減に向けて、「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき省エネルギーやごみ減量・資源化、CO₂の吸収源のみどりの保全、環境意識の啓発等、総合的な取り組みを進めます。また、CO₂の発生源である化石燃料の使用抑制や再生可能エネルギーの利用と普及促進を図ります。

主な取組（事業）

3-2-1 廃棄物の減量化・再資源化

所管

産業環境課

- 一般廃棄物の減量化・資源化を推進するため、4R運動を推進
- 監視パトロールや指導体制の強化及び看板設置を行うなど不法投棄防止対策の実施
- 生ごみ処理機の購入補助
- 草木回収・チップ化の推進

3-2-2 地球温暖化防止対策の推進

所管

産業環境課、都市建設課

- 「嘉手納町地球温暖化防止実行計画」に基づき、公共施設において地球温暖化防止に資する各種取り組みを推進するとともに、効果の検証及び計画の見直しを図る
- 省エネやエコ商品の利用促進に向けて、各種啓発活動の実施
- 環境負荷の少ない施設設備の導入及び物品購入などを実施

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	一般廃棄物排出量原単位（1人1日当たり）	g	910.1 (H29)	861.5
2	嘉手納町の事務・事業における CO ₂ 総排出量	kg-CO ₂	3,361,742 (H26)	3,193,655 (5%削減)

関連する
個別計画等

- 一般廃棄物処理基本計画
- 第2次嘉手納町地球温暖化防止実行計画

基本方向

生活や事業活動及び基地に起因する公害への対策や害虫、ハブ、狂犬病等への環境衛生対策を継続して取り組むことで、町民が快適に暮らすことができる衛生的で良好な生活環境に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、住宅街や事業場から発生する悪臭、騒音、振動についての生活公害及び産業公害を未然に防止するため、苦情があった際に苦情元に対し指導を行う体制を整えています。
- 環境衛生の向上のため、死骸処理・ハブや害虫駆除等を実施しています。
- ペットについては、飼い犬糞害防止対策などを行っています。今後も町民生活の安全を保持するため、継続してペットの適正な飼い方を周知し、飼い主のモラル向上を図る必要があります。
- 狂犬病予防接種率の向上や野犬捕獲を行うなど公衆衛生の向上にも努めています。

施策の方向性

1 生活公害の防止

人々の生活や事業活動から発生する大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭等の生活公害を防止するため、環境測定や監視及び情報の収集・公表を行うなど、環境保全対策の充実を図ります。公共用水域の水質保全については、下水道の接続利用を推進します。

2 環境衛生の推進

犬・猫の糞害やハブ・害虫等による生活環境の阻害については、駆除するなど環境衛生対策を推進し、快適で衛生的な生活環境づくりを進めます。あわせて狂犬病予防接種や野犬捕獲にも取り組みます。また、関係機関が取り組んでいる飼い犬・飼い猫の避妊・去勢手術の周知などを図るとともに、飼い主のモラル向上に向けた取り組みを検討します。

主な取組（事業）

3-3-1 生活公害の防止

所管

産業環境課

- 公害に関する規制基準・環境基準等の啓発及び指導を実施
- 公害苦情が寄せられた場合に迅速に対応できる体制

3-3-2 環境衛生の推進

所管

産業環境課

- 飼い犬・飼い猫糞害防止について掲示板や広報、立看板等により意識啓発の向上
- ペットの適正な飼い方の周知徹底
- 狂犬病予防接種率の向上
- ハブ・害虫駆除対策

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	公害苦情件数	件	0 (H29)	0
2	狂犬病予防接種率	%	33.1 (H29)	50

基本方向

定住促進と快適な住環境の創出を目指し、土地利用計画や都市計画マスタープランなど各種計画に基づいた土地利用の規制、誘導を図るとともに、都市基盤の整備、計画的な住宅・住環境の整備に向けて取り組みます。

密集市街地の解消に向けた様々な対策を講じ、安全な市街地形成を推進するとともに、自然、歴史・文化、街並み等の良好な景観の創造に努め、魅力ある都市空間を形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町には活用できる規模の空き地が少ないこともあり、新しい住宅の供給が限られ、町内での移住や住替え先の選択肢が少ない状況にあります。一方、町内の住宅の中には耐震性がなく、空家となっている住宅もあります。そこで、新しい住宅の建設促進を図るとともに、耐震改修や空家の活用等、既存の住宅ストックを活用し定住促進を図ることが課題となっており、快適に安心して暮らせる住環境の整備が求められています。
- 本町の町営住宅は、昭和57（1982）年度の水釜第二町営住宅をはじめとする6団地269戸のほか、県営住宅が1団地182戸整備されています。これら公営住宅の築年数が古くなってきていることから、団地の更新が急務となっています。
- 一部の密集市街地においては、国土交通省により「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表されています。町民に地区の危険性を理解してもらい、狭隘道路の拡幅整備、建築物の共同建替え等、整備事業の着実な実施が必要です。
- 本町では、平成18年に「嘉手納町都市計画マスタープラン」、平成26年に「第2次嘉手納町土地利用基本計画」、平成30年には「嘉手納町住生活計画」を策定し、バランスのとれた土地利用の確立に取り組んでいます。しかしながら、用途が混在する地域が未だ見られる状況にあり、都市計画制度を活用して、計画的なまちづくりの誘導を図る必要があります。
- 地域住民や訪れる人が癒される良好な景観を創造するため、既存の景観資源の保全、住環境の景観づくりに努める必要があります。
- 墓地については、沖縄独特の背景から墓地と住宅地が混在する状況であり、土地利用、環境衛生、

3-4 土地利用と住環境の充実

住環境、景観形成等に影響が生じています。そのような中、平成28年度からは墓地経営の許可権限が沖縄県から移譲されました。本町では、「嘉手納町墓地整備基本計画」や規則などに基づき、霊園の適正管理や個人墓地の規制・誘導等に取り組んでいます。また、個人墓地の無秩序な立地を防ぎ、生活環境の悪化を防止します。

- 嘉手納飛行場において航空機の離発着などの頻繁な騒音の影響により居住環境として適当でないと思われる区域に航空騒音対策として住宅移転措置が国により行われ、買い上げた国有地が点在しています。

施策の方向性

1 住まいの確保と住環境の向上

良好な住環境の形成を図り、定住促進と快適に安心して暮らせる住環境を提供するために、定住促進事業として新築住宅等取得補助、定住促進奨励金や建物除却補助を実施し、合わせて住宅リフォーム支援事業の推進を行います。公営住宅においては戸数の確保のため水釜第二町営住宅の建替え事業の推進と、既存公営住宅の適切な維持管理及び計画的な修繕の実施。町内に点在する空家や空地の利用、周辺環境の整備等を促進します。

2 密集市街地の改善

良好な生活環境や災害時の安全性の確保が懸念される密集市街地の改善・解消に向けた建物の共同化や老朽化対策、道路の拡幅、公園の整備等の市街地整備を住宅と一体となって推進し、良好な生活環境の創出と安全な市街地形成を図ります。

3 計画的な土地利用と市街地整備

町土のうち82%が米軍基地で、利用可能面積は18%という厳しい現状を踏まえ、法律や各種計画、地域特性に基づいた市街地と自然環境の調和、快適で利便性の高い市街地の形成、地域の活力維持等が創出される総合的かつ計画的な土地利用と市街地整備を推進します。また、国による住宅移転措置により買い上げた国有地の有効活用を検討します。

4 景観の形成

地域を特徴づける自然や歴史、街並み等の景観を保全するとともに、更に景観機能を高める修景や美化促進等を推進します。また、新たな土地利用に際しては、地区計画を導入するなどして周辺景観との調和や人々の心を豊かにする景観の創出を図ります。

5 墓地対策

「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正な設置場所、規模・構造等、墓地利用の適正化を図ります。

「嘉手納町墓地整備基本計画」の中で公営墓地、納骨堂、葬祭場の整備を行います。

主な取組（事業）

3-4-1 住まいの確保と住環境の向上

所管

都市建設課

- 公営住宅などの戸数の確保を図る（水釜第二町営住宅建替）
- 空家や空地等の利活用促進を図る
- 嘉手納町新築住宅等取得補助の実施
- 嘉手納町定住促進奨励金の実施
- 嘉手納町建物除却補助の実施
- 住宅リフォーム支援事業の実施

3-4-2 密集市街地の改善

所管

都市建設課

- 住民及び地権者との協議会・個別ヒアリング等の開催
- 住宅市街地総合整備事業の導入

3-4-3 計画的な土地利用と市街地整備

所管

都市建設課、企画財政課

- 計画的にバランスの取れた土地利用の誘導

3-4-4 景観の形成

所管

都市建設課、産業環境課

- 花いっぱい運動などの実施

3-4-5 墓地対策

所管

都市建設課、産業環境課

- 「嘉手納町墓地等の経営許可等に関する規則」に基づき墓地の適正化を図る
- 「嘉手納町墓地整備基本計画」の中で公営墓地、納骨堂、葬祭場の整備を行う

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	増加世帯数	世帯	0 (H29)	50
2	密集市街地内の道路整備数	路線	0 (H29)	2
3	嘉手納町への定住意向	%	76 (H27)	80

関連する 個別計画等

- 嘉手納町住生活基本計画
- 嘉手納町密集市街地地区改善基本計画
- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町墓地整備基本計画
- 嘉手納町住環境整備計画
- 嘉手納町公営住宅等長寿命化計画
- 嘉手納町都市計画マスタープラン
- 嘉手納町緑の基本計画

基本方向

自動車交通の円滑性かつ利便性を高めるため、町道の整備を推進し、道路交通ネットワークの形成や道路環境の整備・充実に向けて取り組みます。

交通弱者の移動手段確保のため、町民ニーズを踏まえた公共交通の充実に取り組みます。



道路



道路工事

現状と課題

- 本町は南北方向に走る国道58号、東西方向に走る主要地方道沖縄嘉手納線（県道74号線）と主要幹線道路が走り、沖縄本島における中南部と北部地区を結ぶ交通の要衝となっています。これら主要幹線道路の多くが通過交通であり、渋滞回避のために生活道路である町道への流入車両も多く、交通安全の面からも憂慮すべき事態となっています。
- 町内の生活道路は道路幅員が狭く、歩行者の安全性の確保や車両の安全通行の面から多くの課題があがっています。急傾斜地に隣接する道路交通の安全確保、町道や未認定道路の整備、歩道のバリアフリー化等、道路の維持管理を徹底し、道路空間の安全性・快適性の向上に努める必要があります。
- 町内に点在する橋梁は、設置から長期間経過しており老朽化が顕著であるため補修などが必要となっています。
- 路線バスなどの公共交通機関は、町民の生活を支え、本町を訪れる観光客などの交通手段として欠かせない交通手段です。そのため、既存の公共交通だけでなく、新たなデマンド型交通などの導入も視野に入れ、利用者のニーズに応じた公共交通手段の確保が必要となります。

施策の方向性

1 道路交通ネットワークの構築

広域的、町内及び地区内の都市活動や多様な地域活動により発生する自動車交通に対応するため、それぞれの道路交通機能に応じた幹線道路、地区内幹線道路、区画道路の整備を関係機関と連携して推進し、より有効な道路交通ネットワークの形成を図ります。

2 安全で快適な生活道路の整備

多様な地域活動を支える道路の確保と、安全で快適な道路環境をつくるために、急傾斜地に隣接する道路の安全確保、狭隘道路や交通量の多い道路の拡幅、歩道や交差点のバリアフリー化、安全施設の整備等を関係機関と連携して推進します。

3 公共交通体制の確保

あらゆる人の移動を容易にし、自動車交通の円滑化や地球温暖化防止等に配慮した利便性の高い新たな公共交通の導入の検討を行います。また、既存バスの利便性の向上や新たな公共交通手段との関連についても効果的な方法を検討します。さらに沖縄県鉄道計画の動向を確認しながら公共交通拠点、フィーダー交通ネットワーク^{*1}の形成に向けた検討を行います。

主な取組（事業）

3-5-1 道路交通ネットワークの構築

所管

都市建設課

- 幹線道路や地区内幹線道路の各道路機能の維持・向上

3-5-2 安全で快適な生活道路の整備

所管

都市建設課

- 急傾斜地に隣接する道路交通の安全対策の検討
- 道路幅員の拡幅や歩行空間の確保及びバリアフリー、一方通行道路の解消
- 老朽化した道路の改良を実施
- 橋梁長寿命化事業などを実施

^{*1} フィーダー交通ネットワーク：広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク。

3-5-3 公共交通体制の確保

所管

都市建設課、企画財政課、福祉課

- 国・県・公共交通の関係機関と連携して公共交通の利用促進
- 新たな公共交通システムの導入検討

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	改良路線数	路線	4 (H29)	7

基本目標 3

建設・環境

関連する
個別計画等

- 第2次嘉手納町土地利用基本計画
- 嘉手納町橋梁等長寿命化修繕計画
- 嘉手納町都市計画マスタープラン

基本方向



上水道工事

町民へ安全な水を安定的に供給するために、水道事業の健全な運営及び災害や老朽化に配慮した施設の強靱化と危機管理体制の構築に向けて取り組みます。

下水道接続率向上を目指すとともに、施設が良好に機能するための維持管理体制の充実に向け取り組みます。

現状と課題

- 上水道については、「嘉手納町水道施設見直し整備計画」に基づいた配水管の整備、マッピングシステム^{※1}による管理体制の整備などを行い、普及率100%の達成、清浄にして豊富・低廉な水の供給に努めてきました。
- 今後も町民が安心して利用できる水を提供するため、平成22年度策定の「嘉手納町地域水道ビジョン」に基づき、老朽化した配水管の計画的な布設替えを行うとともに、耐震化を図り、災害に強い強靱な水道施設の整備を進める必要があります。また、「水質検査計画」に基づき、町民の皆様が安心して水を利用するために水質検査を行っていきます。
- 有収率^{※2}については、厚生労働省が示す目標95%以上をすでに達成しており、それらの維持・向上に努める必要があります。
- 生活環境の整備と比謝川の汚濁防止を目的に進められてきた下水道事業は、普及率100%となっており、町内のどの家庭からも下水道へ接続することが可能となっています。今後は、未だ下水道に接続していない未接続世帯に対し水洗化の普及促進に努める必要があります。
- 下水道施設については、今後も老朽化が増大していくことから計画的な修繕・改築を進めるとともに、適切な維持管理が必要とされます。

※1 マッピングシステム：コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理統計資料作成等多くの業務で利用されている。

※2 有収率：(年間の料金徴収の対象となった水量 / 年間の実績給水量) × 100

施策の方向性

1 安全・安心で強靱な水道施設の供給整備

安全で安心して飲める水道水の供給を維持するために、水道水の水質管理を行うとともに、配水管や配水設備等の老朽化対策や災害に強い強靱な水道施設への更新などを図ります。また、緊急事態に備えた危機管理体制の構築を推進します。

健全で安定した水道事業運営を継続していくため、経費節減や業務の効率化に努め、現状の把握及び課題の抽出を行い、収支計画の健全化に努めます。

2 下水道の維持管理体制の充実

町民の生活の質の向上と公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道の適正維持と下水道の100%利用を促進します。また、健全で効率的な下水道事業を運営するために、施設の延命化や効率的な維持管理システムの構築を推進します。

主な取組（事業）

3-6-1 安全・安心で強靱な水道施設の供給整備

所管

上下水道課

- 配水池の増設及び耐震化を実施
- 老朽管の更新及び耐震化を推進
- 各水道施設の保守点検の実施
- 漏水調査や水質検査の実施
- 緊急時や突発的な修繕時に迅速に対応できるよう、危機管理体制を構築

3-6-2 下水道の維持管理体制の充実

所管

上下水道課

- ポンプ場等施設や汚水における水質・水量などの調査を実施
- 下水道未接続世帯へ接続の促進
- 老朽化した下水道施設の改築の推進

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	有収率	%	96.6 (H28)	維持
2	下水道接続率	%	95.5 (H29)	100.0

関連する
個別計画等

- 嘉手納町地域水道ビジョン
- 水質検査計画

基本方向

災害発生時に迅速に対応できるよう、防災拠点の構築やICT技術の活用などを図るとともに、地域における避難行動要支援者の見守り体制の構築及び防災体制の強化に努め、自助、共助、公助が機能する災害に強いまちづくりの推進に取り組みます。

また、消防・救急に関する知識の普及や救急対応の拡充により、安全・安心な社会の形成に向けて取り組みます。



避難訓練

現状と課題

- 阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等の教訓から、被害を最小限に抑える考え方として「公助：行政からの支援」の他に「自助：自らの命は自らが守る・備える」、「共助：近隣が互いに助け合って地域を守る・備える」が大切であることが再認識され、防災に関する町民意識の醸成、多様な参加者による防災訓練の実施といった地域防災力の向上が大きな課題となっています。
- 本町の防災対策については、平成23年度に最大クラスの津波を想定した「嘉手納町防災マップ」を作成、その後も適宜防災計画の更新を行い、平成29年度には「嘉手納町地域防災計画」を見直すとともに、基地が隣接している嘉手納町の地域特性を考慮した「基地災害における避難実施要領のパターン」を策定し、防災行政の整備・拡充を進めています。
- 災害時要配慮者に関しては、「嘉手納町災害時要援護者避難支援計画」を策定し、要援護者の把握や登録、避難支援のための方策を位置づけています。今後は、防災マップの拡充、情報の収集・伝達を迅速に行える体制づくりの強化、商業施設等との連携による津波避難ビルの指定等、様々な課題があります。

3-7 防災力の高いまちづくり

- 地域住民が主体となって防災活動を行う自主防災組織は、災害時の迅速な対応などにより被害を最小限に抑えることが期待されます。自主防災組織の立上げを支援し、地域防災力を高めることが重要です。
- 安全・安心に過ごせる地域を目指し、地域住民及び観光客へ災害時の情報を迅速かつ的確に伝達する必要があります。そのためには防災無線のデジタル化に合わせた高性能スピーカーの導入などによる防災無線不聴地域の解消、防災システムの導入による情報収集及び情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要があると考えます。
- 国内外の来訪者・観光客の安全を確保するため防災関連情報の多言語化について、検討・推進を行う必要があります。
- 本町を含め沖縄本島は、島しょ地域にあり、災害時において外部からの応急活動などが速やかに実施されるとは考えにくく、市町村において防災備蓄品を備えておくことが重要だと考えられます。町内の各避難所へ防災備蓄品の整備を行うとともに、備蓄食料などの入替え計画を策定する必要があります。
- 消防・救急に関しては、ニライ消防において、AED講習や心肺蘇生法の講習会の開催、地域では幼少消防クラブの育成等を実施しています。引き続きいざというときに救急救助に対応できるよう、救命講習会や消防団への参加を推進していく必要があります。

施策の方向性

1 防災力の高いまちづくり

災害から町民の生命や財産を守るために、これまでの大規模災害や地域特性である基地災害、危機事案を検証し、町民、地域・地区、行政等の関連機関が連携して、それぞれの役割に応じて能力を最大限に発揮する計画づくりや訓練等を行い、実行性の高い防災体制を構築します。また、まちそのものが災害に強い都市基盤の整備を推進します。

2 災害対応・応急体制の充実

火事や危機事案、救急患者の発生、基地災害を含む大規模災害の発生に対し、身近な所での初動や対策が取れるよう、町民や地域等による発災予防、救急対応能力を高める啓発・訓練・組織化等を推進します。

主な取組（事業）

3-7-1 防災力の高いまちづくり

所管

総務課、福祉課

- 防災意識の啓発
- 商業施設などの避難ビル指定
- 防災マップ充実
- 自主防災組織の立ち上げ支援
- 災害時要配慮者の支援体制の整備
- 食料・飲料水・生活必需物資等の備蓄推進
- 防災無線のデジタル化
- 防災情報システムの整備

3-7-2 災害対応・応急体制の充実

所管

総務課

- ニライ消防と連携した救命講習会の実施
- 避難訓練の実施
- 消防団の強化

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	自主防災組織数	行政区	1 (H29)	6
2	津波避難ビルの指定	箇所	0 (H29)	2

関連する
個別計画等

- 嘉手納町地域防災計画

基本方向



全国地域安全運動

防犯対策や交通安全対策の充実を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の形成に向けて取り組みます。

道路交通の安全性を高めるために、信号機や防犯灯、横断歩道、標識等の交通安全施設の充実を進めるとともに、交通ルールやマナーを高める安全教育に取り組みます。

現状と課題

- 本町の刑法犯罪件数は年々減少しており、平成29年の認知件数は85件となっています。そのうち窃盗犯によるものが約70%の60件と、多数を占めています。
- 本町の防犯対策については、青色回転灯車両（通称：青パト）によるパトロールや、夜間街頭指導、「こども110番の家^{*1}」の普及を実施しています。
- 嘉手納地区防犯協会や関係機関との連携を強化し、犯罪の未然防止に向けたパトロールなどの継続、広報、啓発活動を図る必要があります。
- 町民が安全、安心して暮らすことができる社会を実現するため、ちゅらうちな一安全なまちづくり条例に基づく「ちゅらさん運動^{*2}」を推進していきます。

刑法犯罪種別認知件数の推移

資料：犯罪統計書

単位：件

罪種	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	総数
平成25年	1	11	89	8	0	16	125
平成26年	0	9	68	0	1	10	88
平成27年	0	8	58	6	2	13	87
平成28年	0	10	61	4	0	16	91
平成29年	0	7	60	5	0	13	85

※1 こども110番の家：子どもたちの緊急時における避難場所。主に事業所。110番通報及び学校、保護者への連絡や、各種情報の提供を行う。

※2 ちゅらさん運動：県、警察、市町村、関係機関、県民が総ぐるみで行う防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、将来を担う子ども達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連携と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりのこと。

- 本町の交通事故発生状況は、平成29年に32件で、過去5年間で最も少なくなりました。しかし、幹線道路での交通事故発生の危険性は高く、歩行者の安全確保やドライバーの交通安全意識の向上が課題となっています。
- 交通安全対策として、春・夏・秋・年末年始の4回の交通安全運動の活動をとおして、町民の交通安全意識の向上を図る取り組みを実施しています。今後も、カーブミラーなどの交通安全施設の設置を推進し、町民の安全確保に努める必要があります。
- 県町村交通災害共済組合が実施する交通災害共済への加入者数は年々減少していますが、県内町村の中では最大の加入者数となっています。町民の交通事故による経済的損失を軽減するため、交通災害共済事業を引き続き推進します。

交通事故発生状況の推移

資料：交通白書

単位：件、人

区分	発生件数	死者数	負傷者数
平成25年	61	1	77
平成26年	46	0	59
平成27年	54	0	68
平成28年	41	1	61
平成29年	32	1	45

交通災害共済加入者の推移

資料：交通災害共済組合説明会資料

単位：人

	加入者数
平成26年	1,881
平成27年	1,793
平成28年	1,530
平成29年	1,542
平成30年	1,376

施策の方向性

1 防犯対策の充実

町民の身体・生命及び財産を犯罪から守るために、県・町・警察・関係団体・町民が一体となって連携し、「ちゅらさん運動」などを推進していきます。また、防犯灯の設置などによる防犯対策の強化を図ります。

2 交通安全対策の充実

町民を交通事故から守るために、交通安全対策の啓発活動を推進するとともに、カーブミラーの設置や老朽化した交通安全施設の整備を推進します。また、交通災害共済事業の推進により、交通事故被害者への救済措置を講じます。

主な取組（事業）

3-8-1 防犯対策の充実

所管

総務課

- 「こども110番の家」「ちゅらさん運動」の推進
- 防犯協会などの関係機関との連携強化
- 防犯パトロールの実施

3-8-2 交通安全対策の充実

所管

総務課

- 交通安全運動の実施
- 交通安全協会などの関係機関との連携強化
- 交通災害共済事業の推進
- 交通安全施設の新設及び改良

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	交通安全啓発活動	回	4 (H29)	5
2	交通災害共済加入者数	人	1,376 (H30)	1,376
3	交通安全施設の新設・改良	件	0 (H30)	10



社会を明るくする運動

安全な消費生活の推進

基本方向

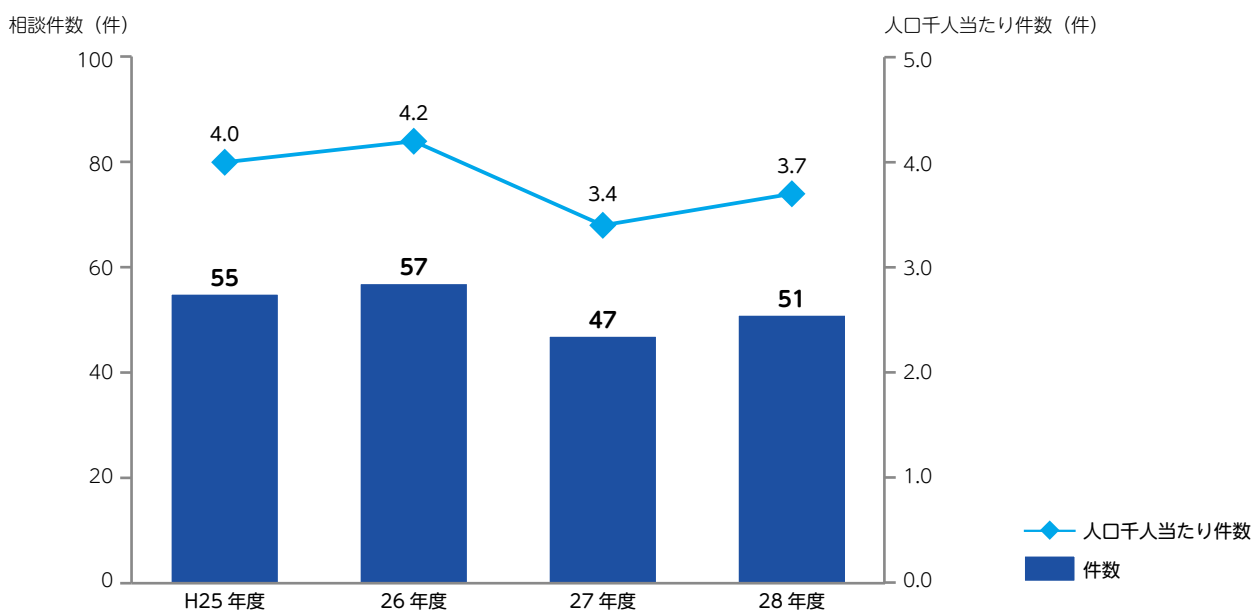
町民が安心して消費生活を営むことができるよう、情報提供による消費者の意識啓発などを行い消費者保護行政の推進に取り組みます。

現状と課題

- 本町の消費者相談件数は、平成28年度で51件、人口千人当たり件数は3.5件です。規制緩和の拡大、通信技術の発達に伴う新たな取引方法の出現等、消費者を取り巻く環境が大きく変化しており、巧妙で悪質な訪問販売、架空請求等の様々な消費者トラブルが発生しています。
- 各関係機関や団体と連携を密にし、悪徳商法や食の安全等に関する情報把握・情報提供を引き続き行い、必要に応じて相談・苦情対応の充実化を図る必要があります。
- また、消費者が主体的に意思決定し、トラブルを未然に防げるよう、広報誌やホームページ等、様々な情報媒体を活用して注意喚起や情報提供を引き続き行っていく必要があります。

消費者相談件数の推移

資料：沖縄県消費生活センター業務報告（平成26～29年度）



施策の方向性

1 消費者保護の推進

消費者を消費者被害から守るために、沖縄県消費生活センターなどの関係機関と連携して消費生活相談の充実を図るとともに、適正な商品取引が行われるよう、消費者保護の推進に努めます。

2 消費者意識の啓発

消費者被害を未然に防ぐため、消費者意識を高める消費者教育の充実を図るとともに、被害情報の提供を図り、町民の消費者としての自立に向けた意識高揚に努めます。

主な取組（事業）

3-9-1 消費者保護の推進

所管

総務課、産業環境課

- 沖縄県県民生活センターと連携し、消費者からの相談や苦情対応を実施
- 消費者庁などからの消費トラブル情報の収集・共有

3-9-2 消費者意識の啓発

所管

総務課、産業環境課

- 消費トラブルの事例紹介や注意喚起など消費者啓発を実施

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	消費者教育講座の町内実施回数	回	1 (H28)	5

3-10 基地対策の推進

基本方向



基地 目視調査

町民の安全・安心を確保するため、航空機の騒音問題や排気ガスの悪臭、環境汚染問題、軍人・軍属による事件・事故等の米軍基地から派生する諸問題の解決に向けて取り組みます。

現状と課題

- 戦後70年余が経過した現在でも広大な米軍基地が存在し、住民の生命や財産は米軍基地から派生する事件・事故、騒音に脅かされ続けています。
- 本町では、基地から派生する諸問題の解決に向けて、議会、町民、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）と連携し、政府並びに関係機関に対する要請行動などに取り組んでいます。町民アンケート調査結果において、米軍基地の返還方法については、「徐々に返還した方がよい」の回答が45.8%となっており、町民の様々な意見を踏まえたうえでの慎重な対応が求められています。
- 本町では、平成24（2012）年度に「航空機騒音自動監視システム導入整備事業」を実施し、自動監視システムの更新を行うなど騒音被害の監視体制の強化を図るとともに、フリーアクセスによる苦情受付として「基地被害苦情110番」を設置し、苦情などの集計結果を各種要請に役立てています。
- 町民アンケート調査結果によると、「騒音や悪臭の公害対策」は、不満足評価が54.3%となっています。また、同調査において、自然環境や生活環境の保全のために力を入れるべきこととして「騒音や悪臭の規制強化」が53.1%と最も多い結果となっています。このことから、騒音軽減や悪臭防止に向けた取り組みが喫緊の課題と言えます。
- 平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの屋良測定局における航空機騒音測定結果の推移をみると、各年とも1日平均の騒音発生回数が60回以上となっています。環境基準超過日数は年間260日以上で超過率は70%を超えています。また、基地苦情として寄せられる悪臭の発生源が嘉手納基地由来ではないかと推測されたことから、発生源を特定するため、平成28（2016）年度から大学の研究機関と連携して調査を実施してきました。その結果、主な

3-10 基地対策の推進

発生源を特定しています。このように、現在もなお基地由来の騒音や悪臭その他の基地被害により苦しめられる現状にあることから、政府への要請行動を継続して実施していく必要があります。

- 海軍駐機場（当時）は、SACO合意に基づき平成29（2017）年1月に滑走路の南側へ移転を行いました。その後、同跡地を航空機が度々駐機するなど騒音軽減の趣旨に反する使用が行われています。

屋良測定局における航空機騒音測定結果の推移

資料：航空機騒音測定結果（H25～29）

年次	測定日数 (日)	騒音発生回数 (回)					dB値		環境基準	
		0～7時	7～19時	19～22時	22～24時	計	月間 MAX値	平均値・ den	超過 日数	超過率 (%)
25年度	365	1,856	20,652	2,636	688	25,832	103.7	70.2	346	94.8
	1日平均	5.1	56.6	7.2	1.9	70.8				
26年度	365	1,490	17,510	2,397	537	21,934	103.6	68.3	341	93.4
	1日平均	4.1	48.0	6.6	1.5	60.1				
27年度	366	1,522	19,091	2,797	586	23,996	106.3	69.0	335	91.5
	1日平均	4.2	52.2	7.6	1.6	65.6				
28年度	365	1,711	17,964	2,583	648	22,906	104.4	68.7	334	91.5
	1日平均	4.7	49.2	7.1	1.8	62.8				
29年度	365	948	18,321	2,579	436	22,284	105.0	65.6	261	71.5
	1日平均	2.6	50.2	7.1	1.2	80.3				

騒音が人体に与える影響

資料：嘉手納町と基地（平成29年度ダイジェスト版）

デシベルdb	音の大きさ	人体への影響
130	最大可聴値（激痛音）	長時間さらされると難聴になる
120	飛行機のエンジン近く	
110	自動車のクラクション（前方2m）	
100	電車通過時の線路わき	
90	騒々しい工場内	消化が悪くなる
80	地下鉄の車内	疲労の原因となる
70	電話のベル（1m）	血圧が上昇する
60	普通の会話	就寝ができなくなる
50	静かな事務所	
40	深夜の市内	

施策の方向性

1 基地対策の強化

町土の8割以上を米軍基地として接収されていることから、まちづくりを進めていく上で大きな阻害要因となっています。こうしたことから、地域の発展を図るため地権者の合意形成を図りつつ必要とする軍用地の返還や共同使用を求め、米軍基地の整理縮小に努めます。また、嘉手納基地における運用や現状を把握し、基地に関する情報発信を行うほか基地から派生する諸問題の解決に取り組めます。

2 基地公害対策の強化

米軍基地の存在によって航空機騒音や排気ガスによる悪臭等をはじめとする基地公害が発生し、町民の生活環境が損なわれています。このため、米軍に対し嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守を求め、「基地被害苦情110番」や航空機の騒音測定などを継続的に実施しながら状況把握を行います。また、排気ガスによる悪臭対策として悪臭の主な原因である航空機の駐機場移転など、有効な対策の実施が求められます。その他、基地公害が生じた際には、公害の発生防止や低減に向けた対策が講じられるよう、関係機関に対し要請を継続・強化します。

主な取組（事業）

3-10-1 基地対策の強化

所管

基地渉外課

- 嘉手納基地に関する諸問題の解決に向け、国・県・米軍等関係機関への要請行動を実施
- 嘉手納基地の監視機能の充実
- 広報誌やホームページ等による基地の現状の情報発信
- 関係機関などと連携し連絡体制の強化による事件・事故等の防止策の強化
- パラシュート降下訓練、即応訓練等の禁止を求める
- 嘉手納基地の運用による旧海軍駐機場の再使用などの禁止を求める

3-10 基地対策の推進

3-10-2 基地公害対策の強化

所管

基地渉外課

- 嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置の遵守
- 基地被害苦情110番の継続実施
- 航空機騒音自動監視システム装置による測定の継続実施
- 気象情報測定器による測定の継続実施
- 航空機の排気ガスによる悪臭の防止対策
- 国・県・米軍等関係機関への要請を行い、基地公害の発生防止又は低減
- 防音住宅に係る空調施設維持管理費（電気料金）の助成対象枠の拡大に向け、国・県等への要請行動を実施

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	航空機による年間騒音発生回数（町全域）	回	46,869 (H29)	減少
2	環境基準超過日数（屋良測定局）	日	261 (H29)	減少

関連する
個別計画等

- 嘉手納町と基地

基本方向



産業まつり

農業の振興を図るために、有望な品種の選定・普及や栽培法の確立を目指し、安定的な収穫・付加価値の向上に取り組めます。

水産業の振興については、継続的に事業が営めるよう、生産基盤の安定、組織体制の強化と後継者の育成支援に取り組めます。

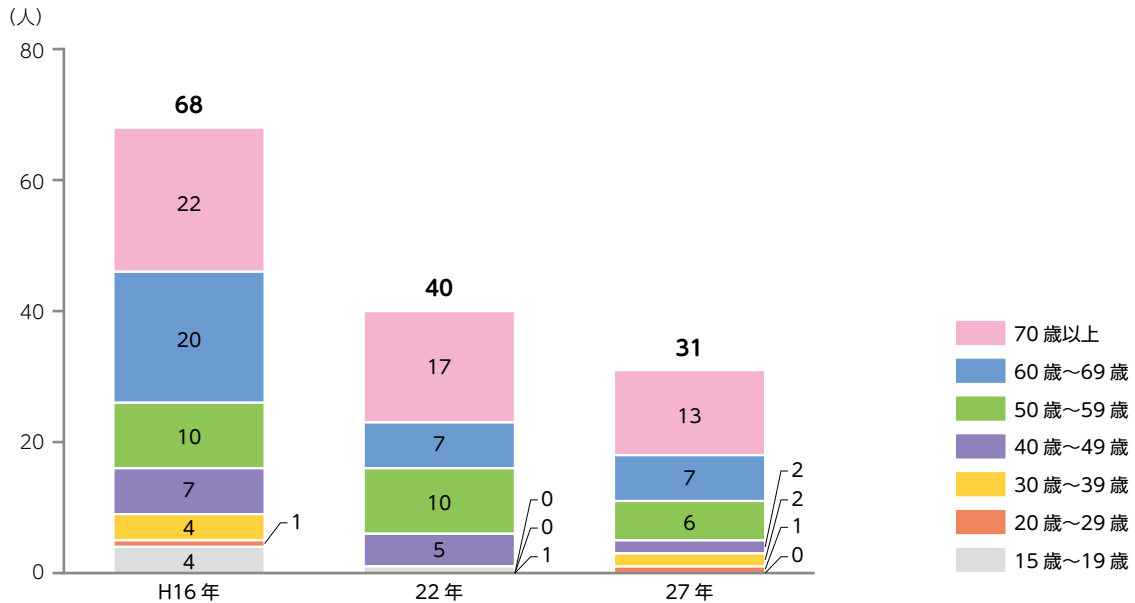
現状と課題

- 本町では、基幹作物であるさとうきびをはじめ、びわ、マンゴー、野国いも（甘藷）、トマト、きゅうり等、品質のよい作物が栽培されています。
- 本町の農業就業人口を見ると、平成27年の農業就業人口は31人で10年前の平成16年と比べると約半数に減っています。年齢別でみると、平成27年では31人中20人が60歳以上となっており、農業従事者の高齢化がうかがえます。農家数の減少に伴い、農地面積、農業生産量も減少傾向にあります。
- 本町には農業振興地域が存在せず、国・県が行う主要な農業施策の対象外となっていますが、そのような中、優良種苗購入補助、優良農機具購入補助、農薬購入補助等、町独自の農業支援事業を実施しています。
- 農地面積が極めて少なく、新たな農地の確保も困難な状況であるため、限られた農地で高い収益を生み出すために、優良な品種の選定、栽培方法の確立を図る必要があります。
- 畜産業については、久得地区において肉用牛、豚、山羊が飼養されています。肉用牛、山羊の飼養頭数はほぼ横ばいですが、豚の飼養頭数は減少傾向にあります。
- 水産業については、荷捌所をはじめとする漁業用施設の整備、優良水産機具購入補助、漁船燃料費購入補助といった町独自の補助事業で振興を図っています。しかし、漁業従事者が少なく、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。今後は、これらの漁業用施設の整備や補助制度の有効活用を推進するとともに、新たな人材の確保・育成に繋げるため、いかに収益性を向上させるか、また、将来性のある事業展開をいかに図るかが課題となります。

4-1 農水産業の振興

年齢別農業就業人口の推移

資料：統計かてな



施策の方向性

1 農業の振興

耕地の狭い町の特性を踏まえ、安定かつ持続可能な農業の振興を図るために、基幹作物であるさとうきびを生産する農家に対する支援、高付加価値の農産物の生産やサービス提供に係る支援、基盤整備に係る支援等を推進します。また、嘉手納町産業まつりの開催を支援し、農産物の町内外への周知と農業の活性化に努めます。

2 水産業の振興

水域を含めた漁港施設などは、県へ協力を仰ぎ、本町漁業の拠点としての機能向上を図り、利便性の高い漁業環境の構築に努めます。また、漁業組合への支援及び協力を通して、マリレジャーなどの観光業と連携した事業展開も視野に入れ、漁業従事者の収益性の向上に寄与することによって、水産業の活性化をサポートしていきます。

主な取組（事業）

4-1-1 農業の振興

所管

産業環境課

- 優良種苗購入補助を実施
- 優良農機具購入補助を実施
- 農薬購入補助を実施
- さとうきび農家に対する補助事業を実施
- 集出荷施設の機能充実
- 農業団体に対する支援を実施
- 農業協同組合との連携強化
- 嘉手納町産業まつりへの支援

4-1-2 水産業の振興

所管

産業環境課

- 優良水産機具購入補助を実施
- 漁船燃料購入補助を実施
- 漁業用施設の機能充実
- 嘉手納町漁業組合に対する支援

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	さとうきび生産量	トン	598 (H29)	744
2	水産物の陸揚量	トン	2.3 (H28)	2.8



芋ほり競争

4-2

商工業の振興

基本方向

嘉手納ブランドの確立や各種支援の拡充を行い、人や事業所が集う賑わいのある空間を創出します。また商工会など各種関係機関と連携を強化し、支援体制の強化に取り組み、活気に満ちたまちづくりに向けて取り組みます。



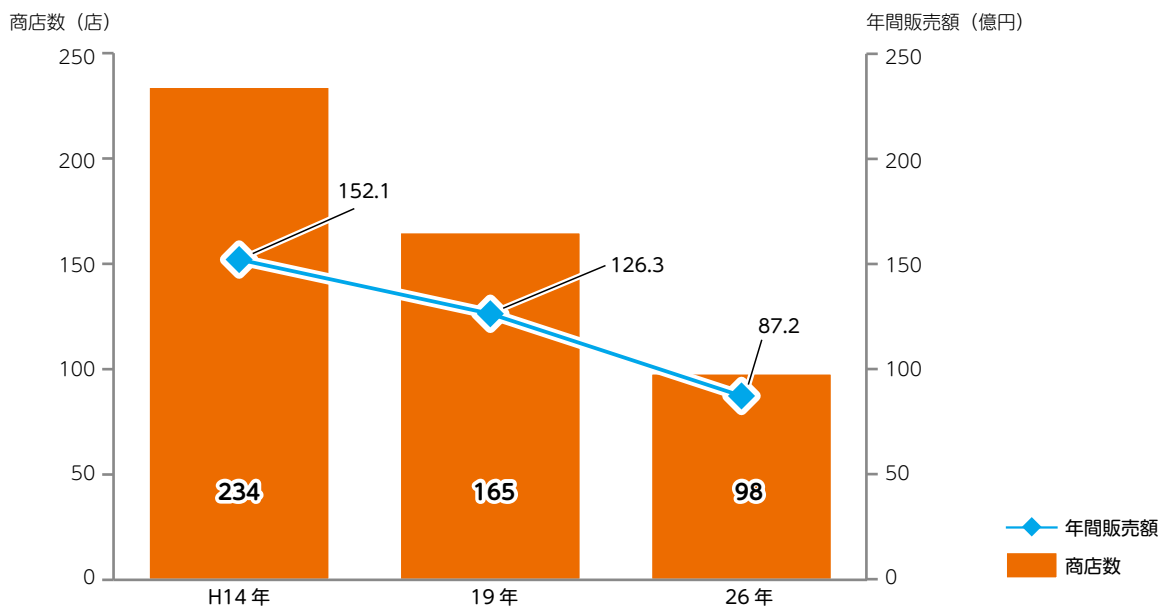
野國総管商品券

現状と課題

- 本町の商店数と年間販売額の平成26年までの推移を見ると、商店数、年間販売額ともに減少傾向にあり、近隣市町村への大規模小売店舗の進出、消費者の購買行動やライフスタイルの変化、ニーズの多様化等が要因となり、商店街の空き店舗が発生しました。現在、空き店舗対策の取り組みなどにより解消されつつありますが、商店街の活性化に向け、継続的な事業者の販売促進活動および消費者の購買意欲促進への取り組みに対する支援が必要です。本町においては、野國総管商品券事業、かでな元気プロジェクト事業、優良特産品推奨事業等を実施し、商業の振興に努めています。引き続き嘉手納町商工会と連携し、取り組みを推進していくことが必要です。
- 本町では、既存商店街への集客を図るため、嘉手納町エイサーまつりなどの地域活性化イベントに対して運営補助を実施しています。商業環境の活性化には、町民のみならず町外の人々の来訪が必要不可欠であることから、商店街に人が訪れる仕組みづくりの推進に努める必要があります。
- また、買い物客が集い回遊しやすいよう、分かりやすいサインの設置など環境の整備を行う必要があります。

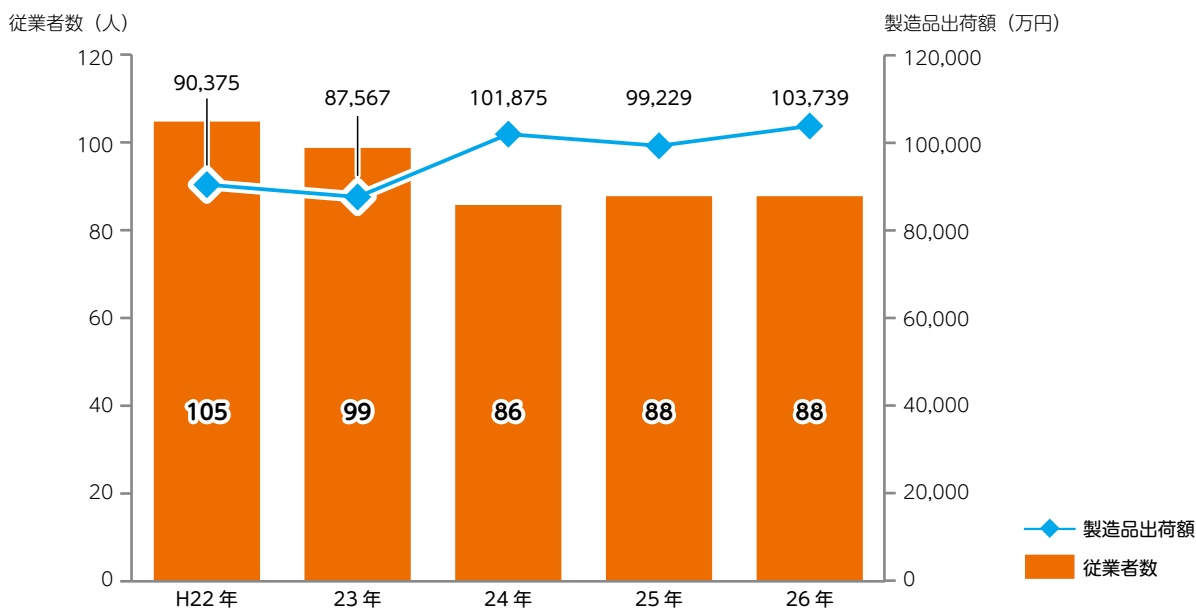
商店数と年間販売額の推移

資料：統計かでない



製造業の従業者数と製造品出荷額の推移

資料：統計かでない



施策の方向性

1 商工業の振興

持続可能で魅力ある商業を創出するために、販売促進活動や生産性の向上に向けた取り組みとして実施する、かでな元気プロジェクトは、嘉手納町商工会と連携し、より有効な施策を検証しながら推進します。また、町内の魅力ある商品を優良特産品として認定し、販路開拓や商品力向上等を支援する優良特産品推奨支援事業を推進するなど、商工業の振興に向けた事業を実施します。

2 商店街の活性化

賑わいのある商店街の創出と活性化に向けて、事業者と町民の交流を促進し、店舗へ訪れるきっかけづくりとして、地域活性化イベントなどの開催を支援します。また、魅力ある商店街となるよう、商店街案内サインなどの設置を行い、回遊性の向上に努めるとともに、SNSを活用し、積極的にイベント情報などを発信していくよう努めます。

主な取組（事業）

4-2-1 商工業の振興

所管

産業環境課

- かでな元気プロジェクトの実施
- 野國總管商品券事業の実施
- 優良特産品推奨事業の実施
- やる気応援利子補助金の実施

4-2-2 商店街の活性化

所管

産業環境課

- 嘉手納町エイサーまつりの支援
- 泡盛まつりの支援
- ビアフェスタの支援
- 商店街案内サインの設置などを検討

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	野國總管商品券の換金率	%	99.7 (H29)	100
2	優良特産品の推奨品数	品	27 (H29)	40

基本方向

地域の観光資源の活用・創出に努め、関係団体と協力し、受入体制や拠点施設の整備・充実を図るとともに、ICT技術を活用した情報発信の強化やプロモーション活動の実施、観光を担う団体の組織化など、観光業の振興に向けて取り組みます。



うたの日コンサート



GO!GO!フェスティバル

現状と課題

- 本町では、平成30年に「第2次嘉手納町観光振興基本計画」を策定し、観光資源の見直し、観光資源の活用方法の確立、推進体制の検討等、地域一体となった観光施策を推進しています。
- 「道の駅かでな」では、嘉手納基地を一望できる展望場があることや、本町の基地の歴史と環境を学ぶ展示がされており、教育旅行などの団体や個人観光客が訪れて学んでいます。しかし、現状として観光客は「道の駅かでな」に立ち寄るだけの通過型観光が主となっている状況です。「道の駅かでな」での観光資源の積極的なPR、地場製品の販売促進等により、観光客の滞在時間を延伸させる仕組みづくりが課題となります。
- クルーズ船の寄港回数の増加により「道の駅かでな」を中心に町内を訪れる外国人旅行客が急激に増加していますが、多言語対応などインバウンド旅行客への対応が課題となっています。
- 本町の情報「お客様目線」に立ち、地域の事業者などと連携し、一元的に発信していく必要がありますが、これまで観光に特化したホームページがなかったことなどから、情報発信を強化していくことが課題となります。
- 本町には現在観光協会が無い状況です。これからの観光振興を行う上で、観光資源のPR活動やイベント実施、観光資源と観光客のスムーズな結び付けなど、重要な役割を担うことが期待されるため、観光地域づくり推進団体（観光協会など）の設立を行う必要があります。

施策の方向性

1 観光資源の発掘・活用

本町の観光資源として、野國總管をはじめとした先人たちの歴史や文化、比謝川周辺の風光明媚な場所、「道の駅かでな」等があります。その観光資源を磨き上げ、新たな観光魅力創出のため、観光客や来訪者のニーズに合った観光プログラムの開発と提供を町民、事業者、関係機関と連携して推進します。また、自然、地域の伝統、甘藷発祥の地について体験できる「コト」の充実を図るとともに、地域の誇りとして発信します。

2 観光受入の強化

観光・交流拠点の充実を図るため、「道の駅かでな」の機能拡充など、施設の整備を推進するとともに、マーケティングデータの効果的な活用や、本町の知名度の向上と新たな顧客の獲得に向け、戦略的かつ効果的なPRを目指します。特に対応したいターゲットとして、教育旅行、インバウンド旅行客の受け入れ強化に向けた取り組みを推進します。

主な取組（事業）

4-3-1 観光資源の発掘・活用

所管

産業環境課

- 自然資源を活かした遊び・学びのプログラム開発・提供
- 地域の伝統（芸能・技能・先人の歴史）を活かしたプログラムの開発・提供
- イベントの観光活用・充実及び支援
- 甘藷発祥の地のPR、優良特産品の魅力発信
- 「道の駅かでな」の機能拡充により、優良特産品及び農作物の販売の促進
- 「音楽のまち かでな」としての知名度向上と観光資源としての活用

4-3-2 観光受入の強化

所管

産業環境課

- 観光地域づくり推進団体（観光協会など）の設立
- 観光・交流拠点の充実（「道の駅かでな」、屋良城跡公園、比謝川緑地広場等）
- インバウンド旅行客の受け入れの強化
- 教育旅行受け入れの強化
- 情報発信方法の確立と情報の一元的発信（観光に特化したホームページの立ち上げ、観光冊子等の作成、SNSによる情報発信等）
- 観光に関する人材育成・確保、新たな市場開拓
- 継続的なマーケティング調査の実施・分析

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	嘉手納町の観光入込客数	人	58万 (H29)	100万以上
2	観光客の客単価	円/人	496 (H28)	2,500

関連する
個別計画等

- 第2次嘉手納町観光振興基本計画

4-4

情報通信産業の振興

基本方向

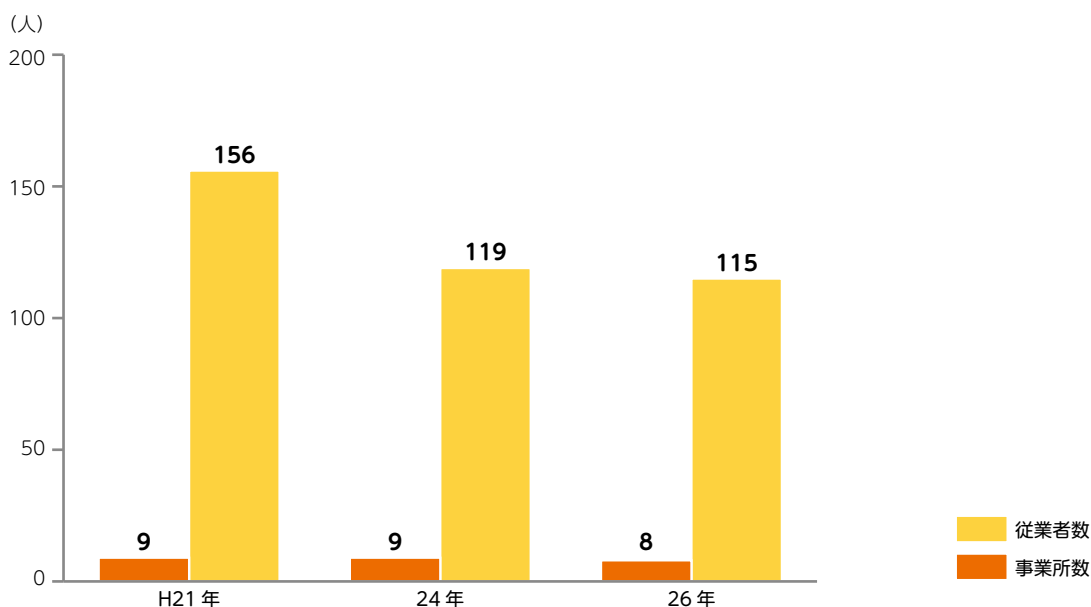
町内の情報通信環境の充実、情報通信産業の誘致や雇用の創出とともに、町民の情報リテラシー向上に取り組みます。

現状と課題

- 本町では、嘉手納町ICTセンターや嘉手納町マルチメディアセンターの建設等により、情報関連企業の立地が促進され、新たな雇用の場が創出されるなど、一定の成果をあげていました。情報通信業の事業所数及び従業者数の推移を見ると、従業者数は減少傾向にあり、雇用促進に向けた事業の実施が課題となっています。
- マルチメディアセンターでは、町民がICTに接する機会を提供するため、研修室・パソコン広場にパソコンを設置しています。研修室では就職支援や資格取得支援のための講座を実施しているほか、一般企業からもパソコン研修などで使われています。また、パソコン広場では幅広い年代の町民が文書作成基本ソフトを用いたビジネス利用、インターネットを通じた情報収集などの利用を通してICTと触れ合う機会を提供し、町民の情報リテラシーの向上に寄与しています。

情報通信業の事業所数及び従業者数の推移

資料：統計かでな



施策の方向性

1 情報通信産業の振興

雇用創出効果、地域活性化に貢献できる企業が誘致できるよう嘉手納町情報通信産業立地促進条例に基づく補助金制度を継続して実施します。また、マルチメディアセンターにおける講座、研修等の内容を充実させ、ICT活用の中場やノウハウを提供し、町民の情報リテラシーの向上に努めます。

主な取組（事業）

4-4-1 情報通信産業の振興

所管

産業環境課

- 嘉手納町雇用奨励金を実施
- 嘉手納町賃貸補助金を実施
- 嘉手納町利子補給補助金を実施
- 研修室を活用した講座などの内容拡充

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	情報通信産業立地企業数	社	1 (H29)	5

4-5

就労支援の充実

基本方向

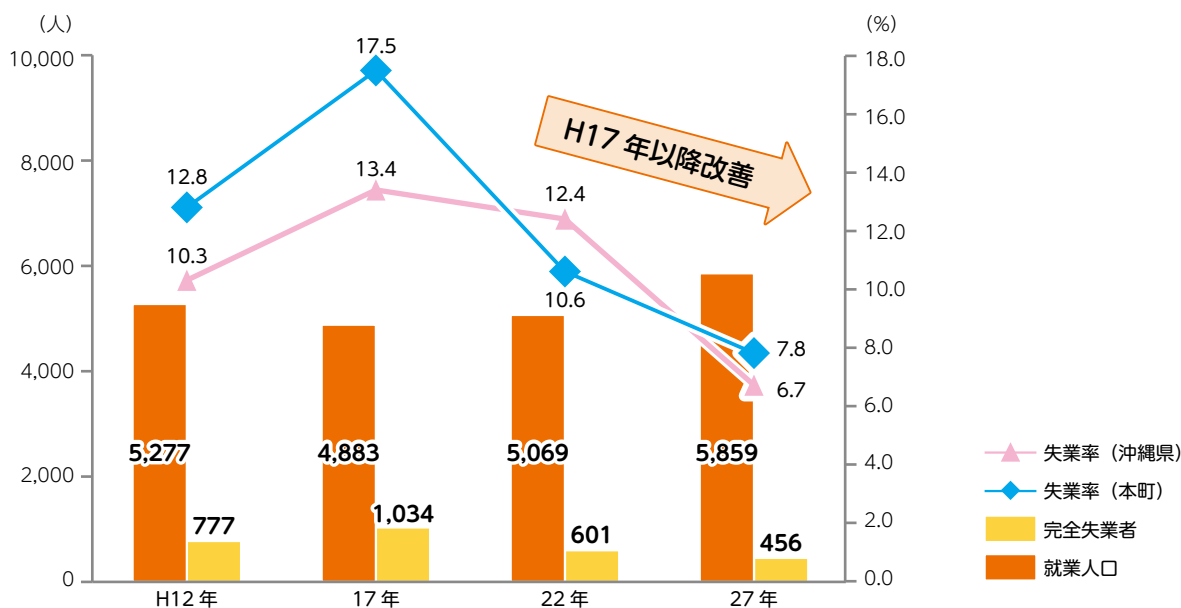
あらゆる町民に対し就業情報や就職に向けた情報提供を行い、求職者に対する支援の充実に向けて取り組みます。

現状と課題

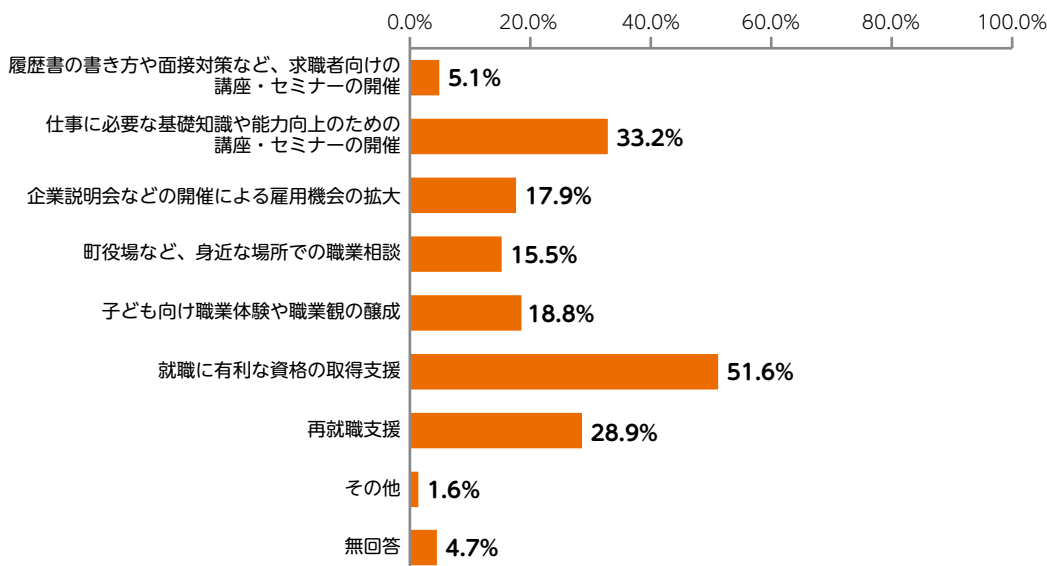
- 本町の失業率の推移を見ると、平成27年現在では7.8%となっており、直近10年間で改善傾向にあります。しかしながら、沖縄県平均の6.7%、全国平均の3.4%と比べると依然として失業率は高い状況にあります。
- 本町では、雇用情勢の改善に向け、就職相談窓口やセミナーを開催し、就労支援を行ってきました。町民アンケート調査結果によると、雇用対策に重要な取り組みとして、「就職に有利な資格の取得支援」（51.6%）、「仕事に必要な基礎知識や能力向上のための講座・セミナーの開催」（33.2%）、「再就職支援」（28.9%）などが上位に挙げられています。これらの町民ニーズにあった就労支援を検討し、更なる雇用拡大に繋げる必要があります。必要に応じ、国や県が行っている雇用情勢改善への取り組みと連携して対応することが重要です。

就業人口と失業率の推移

資料：国勢調査



雇用対策に重要な取組（町民アンケート調査）



施策の方向性

1 就労支援の充実

雇用情勢の改善に向け、就職相談窓口を開設し、就職活動における基礎知識などを得る機会を創出することで、求職者へ就職意識の高揚と事業者の雇用拡大に繋がります。また、公共職業安定所や町内の求職情報の提供に努めるとともに、就職に有利な資格の取得を支援することにより、多くの雇用を促進します。

主な取組（事業）

4-5-1 就労支援の充実

所管

産業環境課

- 就職支援活動総合窓口事業の実施
- 資格取得支援事業の実施
- 公共職業安定所・町内求職情報の提供

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	就職相談窓口利用者の就職決定者数	人	8 (H29)	14
2	完全失業率	%	7.8 (H27)	6.3

5-1

適切な行財政運営の推進

基本方向

まちづくりの目標を実現するために、時代のニーズを的確にとらえ、迅速・的確かつ効率的な行財政運営に向けて取り組みます。また、限られた財源の有効活用を図るため、成果や効果などを重視し、計画的で健全な行財政運営に取り組みます。

また、行政サービスの多様化に伴い、国や県、周辺市町村との広域的な連携による取り組みを強化することと併せて、職員の資質向上など行政力の強化に向けて取り組みます。

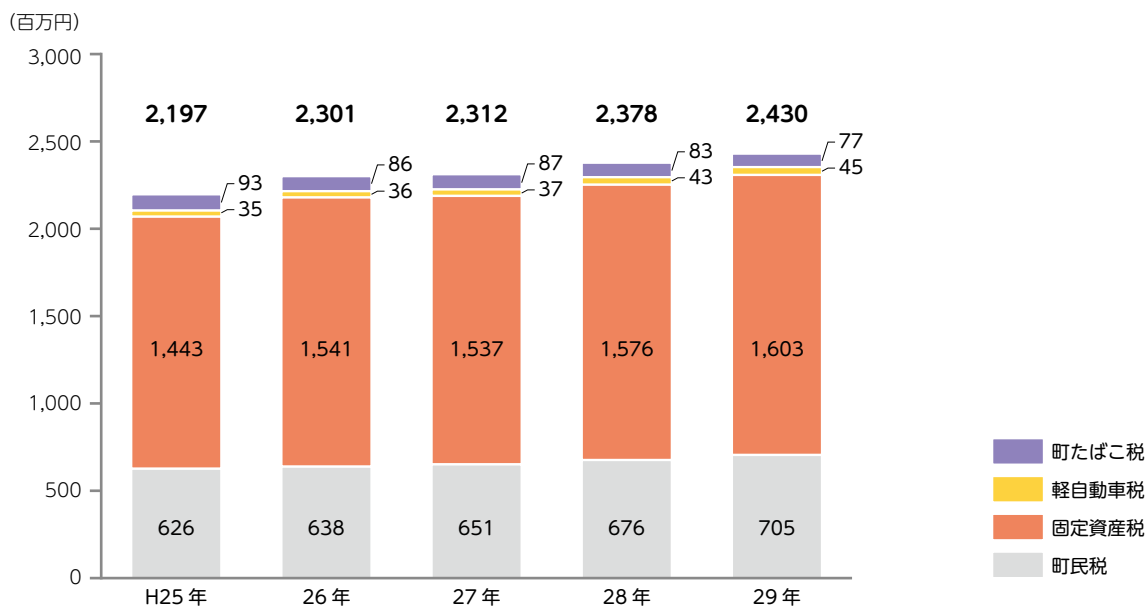
現状と課題

- 地方分権改革が進められてきた中、地方自治体の役割や立ち位置が政策自治体へと変容し、自治体主導の下、自立した地方をつくることを目標に、主体性のある施策を展開する必要があります。またあわせて町民満足度を高めていくためには、限りある財源と人員による適切な対応とともに職員一人ひとりの知識やスキル向上を図り、政策形成能力を培うことが求められています。
- 職員の意識改革と資質向上のため人事評価制度の定着と適切な運用に取り組んでいく必要があります。
- 嘉手納町行政改革大綱に基づき、行政サービスの効率的かつ効果的な運営に努めています。今後も行政改革大綱の見直しなどを通して、職員定数や給与の適正化等、社会情勢の変化に対応した市民サービスや行政運営を推進していく必要があります。
- 公共施設などの老朽化に伴う改築・維持補修費の増加や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加、多数の大型事業が控えていることなどから、多額の財政支出を必要としており、自主財源の確保をはじめ、行政組織の見直しやICTなどの利用による事務事業の簡素化、民間活力の活用等に取り組み、質が高く効率的な行政運営に努める必要があります。
- 変革の時代の中で、より効果的な事業を推進及び行政サービスの質の向上を図るために事業評価を実施する必要があります。
- 本町では複数の自治体が協力して事業を行う広域行政を進めています。今後も引き続き連携・協力による広域行政の充実・強化に努めるとともに、広域連携による効率的な事業の展開を図ります。

- 情報化が進んでいる中、ICTなどを活用した行政情報の発信やオンライン化を推進し、町民の利便性向上や業務効率化を促進するとともに、基幹系システムの安定的な運用を図るため、情報セキュリティ対策の強化に努めます。
- 本町の町税収入は、過去5年間は順調に推移していますが、同時に、地域福祉や子育て支援、環境対策、防災対策、公共施設の管理等、歳出増加が見込まれるため、限られた財源の有効活用と行政運営の透明化を進めるとともに、自主財源の確保に向け、町税徴収率の向上などを推進する必要があります。

町税の収納状況の推移

資料：嘉手納町一般会計歳入歳出決算書



施策の方向性

1 合理的な行政運営の推進

経営マネジメント思考を取り入れ、施策や事務事業の評価を行い、予算化や運営組織体制の編成や効率的な事務事業の横断化を図るなどして、合理的かつ効果的な行政運営を推進します。

2 充実した行政サービスの提供

職員の資質向上を図り充実した行政サービスの提供に努めます。

3 健全な財政運営の実施

安定かつ持続可能な財政運営を目指し、課税対象の的確な把握と適正課税の実施、自主財源の確保、効率的な事業運営と各種経費のスリム化による事業コストの軽減、事業評価の実施に

5-1 適切な行財政運営の推進

より、目的の明確化、数値目標等を設定し客観的に評価検証する体制を構築します。また、公共施設の計画的及び効率的な維持管理や長寿命化による建設コストの軽減等、健全な財政運営を実施します。

4 情報システムの活用による利便性向上と効率化の推進

ICTなどを活用した行政情報の発信やオンライン化を推進し、町民の利便性向上や業務効率化を促進するとともに、基幹系システムの安定的な運用を図るため、引き続き情報セキュリティ対策の強化に努めます。

5 広域連携の強化

広域的な課題などに適切に対処するため、国、県との連携強化を図ります。事務事業の効率化や広域的に取り組んだ方が効果的な行政サービスを行うことができるものについては、中部広域市町村圏事務組合や一部事務組合、構成市町村等との連携した広域行政を推進します。

主な取組（事業）

5-1-1 合理的な行政運営の推進

所管

総務課、企画財政課

- 事務改善委員会の開催
- 行政改革大綱の策定及び実施計画の実施

5-1-2 充実した行政サービスの提供

所管

総務課

- 人事評価制度の適切な運用
- 人材育成基本方針に基づき、効果的な職員研修の実施

5-1-3 健全な財政運営の実施

所管

総務課、企画財政課、税務課

- 町内所在固定資産の定期的な現地調査による実態把握
- 各種調査による適正課税
- 町税滞納整理の推進
- 事業評価の確立

5-1-4 情報システムの活用による利便性向上と効率化の推進

所管

企画財政課

- 情報セキュリティ対策の強化
- 行政情報のICT化の推進
- 行政情報発信の拡充に向けた環境整備

5-1-5 広域連携の強化

所管

企画財政課

- 広域行政の強化・連携を推進

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	町税徴収率	%	97.0 (H29)	98.0
2	事業評価の実施	—	—	実施

関連する
個別計画等

- 嘉手納町行政改革大綱
- 中期財政計画
- 公共施設等総合管理計画

基本方向



男女共同参画研修会

男女共同参画社会の実現に向けて、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個性を活かし活躍することができるまちに向けて取り組みます。

あわせて、あらゆる人が人権を尊重されるような地域社会の形成に向けて取り組みます。

現状と課題

- 全国的な動きとして、女性の社会進出を促進する諸制度の整備が進んできており、各地方自治体においても女性問題に対応する組織、制度の充実が図られるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが強化されつつあります。県においては、国の動向に加え、地域や社会全体における男女平等感が依然として低い状況であることや、配偶者などからの暴力（DV※1）、非正規雇用労働者やひとり親の増加等の課題が存在していることから、平成29年に「第5次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」を策定しました。本町では、平成19年度に嘉手納町男女共同参画計画（ハイビスカスプラン）を策定し、これまでワークライフバランスやLGBT※2等の講演会やパネル展を実施し、男女共同参画社会の実現に向けた各施策に取り組んでいますが、平成29年度に実施した町民アンケート調査結果によると52.3%が「男女共同参画について具体的にどのようなことかはよくわからない」と回答しています。男女平等の状況については、「どちらかと言えば男性が優遇されている」が52.3%で「平等である」は23.6%となっています。アンケート結果を踏まえ、引き続き男女平等意識の普及啓発と男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが課題となっています。男女共同参画社会の実現に向けて施策の評価検証を実施し、新たな方針を策定する必要があります。
- 国では、「働く場面における女性の活躍」と「人口減少における将来の労働力不足や人材の多様性確保」の課題に対応するため、平成27年「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：「domestic violence」を略して「DV」と呼ばれている。明確な定義はないものの、日本では一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われる。

※2 LGBT：Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。

方針」を定めました。この法律に基づき本町でも、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、平成28年に「嘉手納町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しました。

- 近年我が国ではDV（ドメスティック・バイオレンス）・虐待・あらゆるハラスメント等への多様な暴力的事象への対応、LGBTなどの性の多様性への理解が求められており、誰もが人権を尊重され、共に支え合う社会の実現に向けた人権教育の更なる強化が必要です。
- 12月の人権週間に人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）合同相談所（人権相談、行政相談、なんでも相談）を開設していますが、相談に訪れる人数が少ないため、周知を図る必要があります。

施策の方向性

1 男女共同参画意識の形成

男女が共に社会の様々な場面へ参画し、その個性と能力を対等に発揮できる社会を形成していくために、講演会や情報発信等、様々な啓発活動を実施し、男女共同参画社会への理解を深める取り組みを推進します。

2 あらゆる分野における男女の活躍推進

男女が共に協力し合い、自立した社会生活を送るために、自身がもつ能力を最大限発揮できる社会を目指します。また、あらゆる分野において女性が活躍できるよう、職場や地域等のあらゆる場において女性の積極的な登用を促すとともに職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保に努めるなど様々な取り組みを推進します。

3 人権尊重と暴力の根絶

人権擁護委員と連携し、人権尊重に対する町民の理解を深めるために、様々な機会を捉えて人権教育や人権啓発活動を推進します。また、男女間の暴力をなくすため、DV防止の啓発や相談、自立に向けた支援を推進します。

主な取組（事業）

5-2-1 男女共同参画意識の形成

所管

企画財政課

- 講演会や男女共同参画週間におけるパネル展などを開催
- 新たな嘉手納町男女共同参画計画の策定

5-2-2 あらゆる分野における男女の活躍推進

所管

企画財政課、総務課

- 女性活躍を積極的に進める取り組み支援
- 町役場における女性管理職登用
- 多様なライフスタイルに応じた支援

5-2-3 人権尊重と暴力の根絶

所管

企画財政課、総務課

- 人権の尊重、理解を目的に人権教室を開催
- 人権相談を必要とする町民に対して、常設人権相談所^{*1}へ案内
- 12月の人権相談所、年に3回（6月、10月、2月）の合同相談所の開設

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	男女共同参画における講演会回数	回	1 (H30)	10
2	町役場における女性管理職登用率	%	6.3 (H30)	12 以上
3	人権尊重に対する人権教室の回数	回	2 (H30)	10

*1 常設人権相談所：法務局沖縄支局内(沖縄人権擁護委員連絡協議会)に設置されている人権相談所。

基本方向

町民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、町民が参加できる仕組みの充実に向けて取り組みます。

現状と課題

- 地方分権一括法（平成12年）の施行に伴い分権型社会が進行するとともに、住民が持てる力を発揮し、行政とのパートナーシップによりまちづくりを進める「協働によるまちづくり」が全国的な動きとなっています。
本町では、第4次総合計画の策定を契機に、「協働によるまちづくり」を目指し、各種計画づくりに際してパブリックコメントをはじめ、町民ワークショップの開催を図るなど、町民参画機会の創出に努めてきました。
平成29年度に実施した町民アンケート調査結果において、町民と行政の協働について、「自治会等を通じて、住民の意見を集約した形で行政に伝える」が22.0%と最も多く、「ワークショップなど、住民と行政が一緒になってまちづくりの計画をつくる場を設ける」が20.4%、「行政が説明会などを開き、住民と直接話し合う場を設ける」が19.1%などとなっています。町民アンケート調査結果を受けて、これからも町民自らが政策形成段階からまちづくりに参加・参画できる機会の拡充に努めるとともに、町民参加に際しては偏りのない構成員の確保に努める必要があります。
- 本町では、開かれた町政を目指し、情報公開制度の導入や町勢要覧・広報誌の発行、コミュニティラジオ局、大型ビジョン・電光掲示板等を活用し情報を提供しています。引き続き情報発信の充実を図り、行政の説明責任を果たすとともに町民の町政への関心を高める必要があります。
- 電話や窓口での相談、ご意見箱の設置やホームページから意見を述べる機会を設け、町民が声を届けやすい環境を整えており、必要に応じて拡充を検討していきます。
- 各行政区との意見交換などを行う行政懇談会を隔年で開催し、住民ニーズの把握に努めています。
- 町が所有する個人情報の取り扱いについては、嘉手納町個人情報保護条例にもとづき、自己情報の開示などの請求権を保障し、制度の適正な運用に努めています。

施策の方向性

1 広報活動の充実

広報誌やホームページ、コミュニティラジオ等を通して、積極的な町政情報を発信します。また新たな情報通信技術を活用した広報手法を検討します。

2 広聴活動の充実

町民のニーズを把握するために、行政懇談会をはじめパブリックコメントや町民アンケート、ご意見箱等の活用を引き続き実施し、的確に町政に反映できるよう努めます。

3 町民参加の促進

町民の町政への参画機会を促進するために各種審議会、ワークショップの開催等、様々な場で町民がまちづくりに参加できる機会を創出します。

また行政計画の策定などには、町民参加の促進を図ります。

4 協働への取り組み

町民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりを推進するために、パートナーシップ意識の啓発に取り組むとともに、町内団体の把握及び支援に取り組めます。

主な取組（事業）

5-3-1 広報活動の充実

所管

企画財政課

- 様々な媒体（ホームページ、広報誌、ラジオ、大型ビジョン等）を活用した情報発信
- 新たな情報通信技術の導入検討
- 保護措置、情報処理の適正な管理運営

5-3-2 広聴活動の充実

所管

全課

- 町民アンケートの実施及び回収率向上
- パブリックコメントの実施
- 行政懇談会の開催

5-3-3 町民参加の促進

所管

全課

- 講演会やセミナーの開催
- 行政計画などへの町民の参加促進

5-3-4 協働への取り組み

所管

全課

- 地域課題解決のための協働の支援
- コミュニティーセンターの活用

指 標

	指 標	単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	「必要とする町政情報が十分得られている」の満足評価 (町民アンケート調査)	%	26.5 (H29)	30
2	「まちづくりへの町民参加が推進されている」の満足評価 (町民アンケート調査)	%	23.5 (H29)	30

基本目標 5

行財政運営



新春もちつき大会

5-4

地域コミュニティ活動の充実

基本方向



北区コミュニティセンター落成式

地域のふれあいや絆を深めるために、自治会や各種団体などの活動支援と連携の強化を図り、コミュニティ活動の充実に向けて取り組みます。

現状と課題

- 本町では、地域コミュニティの育成を推進するため、各種補助金、自治会長会、あいさつ運動（交通安全指導）等を実施しています。
- 町民アンケート調査結果によると、地域活動への参加状況において、「自治会や町会の活動」に「参加している」は19.5%、「参加していない」は35.6%で、参加していない方が多い傾向にあります。また、今後地域活動やボランティア活動の活性化のために必要なことについては、「誘い合える地域の関係」が37.5%、「身近で利用しやすい活動拠点の整備」が34.1%、「ボランティア団体や活動グループの情報提供」が29.8%と上位にあげられており、地域のつながりの重要性が認識されています。
- 「協働によるまちづくり」を進めるうえで、NPOやボランティア団体、自治会等、地域で活動する様々な団体・組織の重要性が高まっています。地域コミュニティの活性化に資する文化活動や福祉活動等、様々な活動の中核を担っている自治会を中心に、各種町民団体・NPO法人等への支援を行っていますが、役員・会員の高齢化や自治会への新規加入減少、それに伴う人材不足が課題となっています。町外からの転入者に対する自治会加入や活動への参加促進を行い、人材の確保に努める必要があります。また、世代を超えた交流や転入者との交流等、住民間の多様な交流や連帯感を深める活動等を支援し、地域活動の充実・連携を強化することが地域力の向上に重要です。
- 本町では、地域コミュニティの活動拠点の老朽化対策のため、コミュニティセンターの建替えを実施しています。引き続き着工が予定されている施設についても着実に実施し、活動拠点の確保・充実に努める必要があります。

施策の方向性

1 地域コミュニティ活動への支援

地域生活における課題の解決や地方分権化、多様化する住民ニーズに対応するためには、町民同士の共助による地域コミュニティの形成が不可欠であることから、コミュニティの基礎となる自治会をはじめ、地域のまちづくり活動を行う各種団体を積極的に支援し、町民の地域活動への参加促進を図ります。

2 地域活動拠点施設の充実

地域特性を生かした身近な所での地域活動が活発に行われるよう、町役場やコミュニティーセンターをはじめとする地域活動の拠点施設の確保・充実を図ります。

主な取組（事業）

5-4-1 地域コミュニティ活動への支援

所管

総務課、企画財政課、福祉課、教育指導課

- 自治会への支援・育成（補助金助成、自治会活動参加促進等）
- 各種団体（NPO、ボランティア団体、市民団体等）との連携
- コミュニティ活動に必要な備品などの整備

5-4-2 地域活動拠点施設の充実

所管

総務課、企画財政課、福祉課、教育指導課

- 老朽化対策が予定されている西浜区コミュニティーセンターの建替えなどの着実な実行

指 標

指 標		単位	直近の現状値	目標値 (R6)
1	自治会加入率	%	67 (H29)	70
2	町民交流事業	件	自治会平均 15.8 (H29)	自治会平均 24.0

参考資料

1. 策定の経緯
2. 策定の体制
3. 第5次嘉手納町総合計画策定に関する条例・規則
4. 嘉手納町まちづくり町民会議
5. 第5次嘉手納町総合計画策定審議会
6. 用語解説
7. 平成29年度 町民アンケート

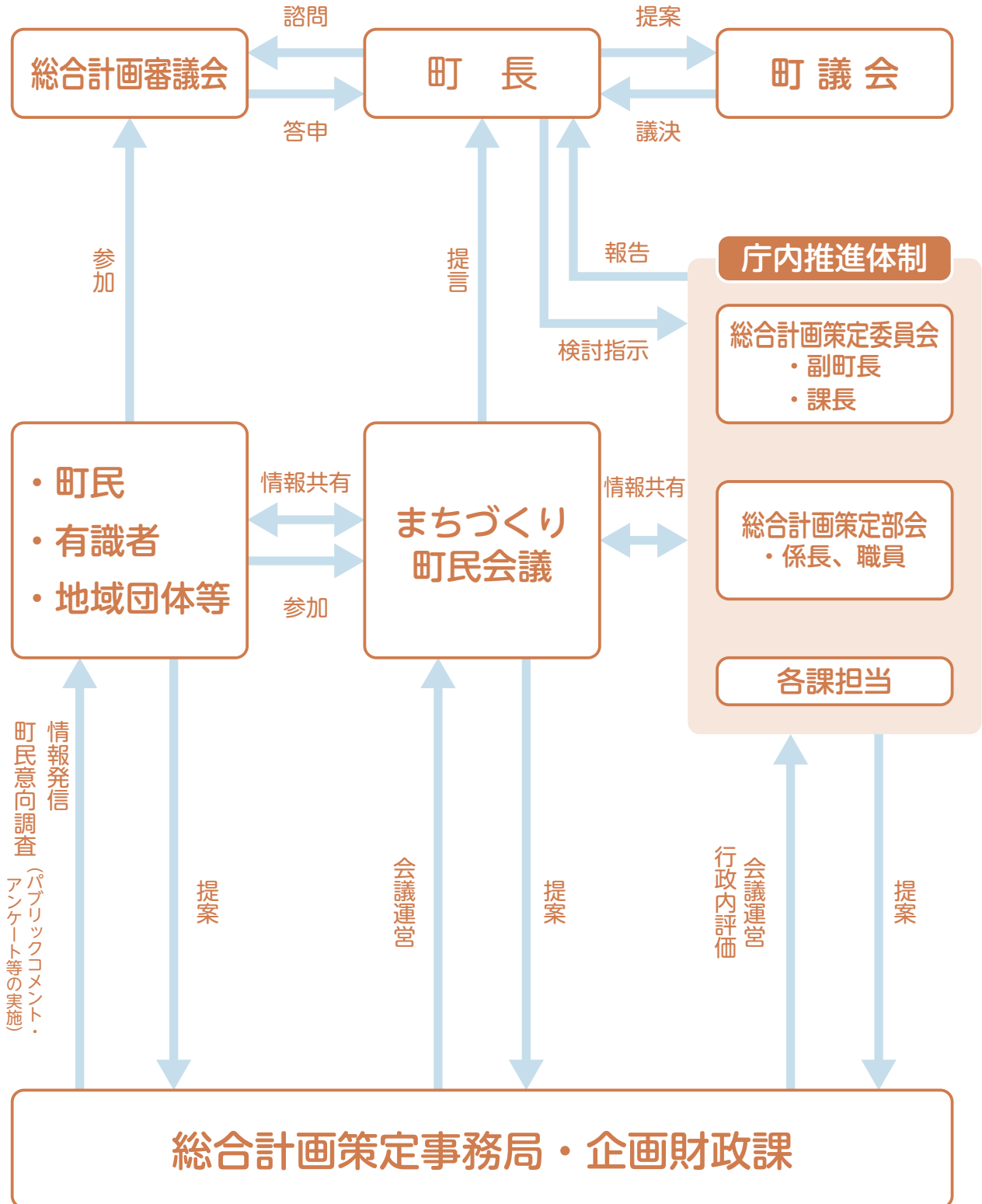
1 策定の経緯

開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 29年	9月19日～ 10月13日	町民アンケート調査	・居留意向・分野別取組の満足度 ・優先的取組 等
	10月12日	第1回まちづくり子ども会議	・嘉手納のほこれることと問題 点を探そう
	11月15日	第2回まちづくり子ども会議	・このようにしたらもっと良い 嘉手納になるよ
	12月13日	第1回まちづくり町民会議	・現状と課題の検討
平成 30年	1月10日	第2回まちづくり町民会議	・まちづくり将来像の検討
	1月29日	第1回策定部会	・現状と課題の検討
	1月31日	第3回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	2月14日	第4回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	3月2日	第2回策定部会	・基本構想素案の検討
	3月15日	第3回策定部会	・基本計画施策体系素案の検討
	3月28日	第1回策定委員会	・平成29年度調査内容の報告及 び次年度の作業スケジュール
	5月9日	策定部会	・副町長講話・嘉手納町のまち づくり
	5月9日	まちづくり町民会議	・副町長講話・嘉手納町のまち づくり
	5月31日	第5回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	6月20日	第6回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	6月27日	第4回策定部会	・基本構想素案の検討
	7月11日	第5回策定部会	・基本構想素案の検討
	7月11日	第7回まちづくり町民会議	・分野別施策検討の検討
7月19日	第2回策定委員会	・基本構想原案の検討	

開催年月日		実施・開催事項	会議内容・テーマ等
平成 30年	7月20日	第6回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	7月25日	第8回まちづくり町民会議	・分野別施策検討
	8月15日	第9回まちづくり町民会議	・まちづくり町民会議開催結果の報告と意見の要旨
	8月17日	第7回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	8月22日	第3回策定委員会	・前期基本計画素案の説明
	8月29日	第8回策定部会	・リーディングプランの検討
	8月29日	第4回策定委員会	・基本構想原案の検討
	8月31日	第1回審議会	・第5次嘉手納町総合計画 諮問 ・基本構想概要の説明
	9月28日	第2回審議会	・基本構想案の検討
	10月2日～ 10月15日	パブリックコメント (意見公募手続き)	・第5次嘉手納町総合計画基本構想に対するパブリックコメントの実施
	10月9日	第9回策定部会	・前期基本計画素案の検討
	10月12日	住民説明会	・基本構想の説明
	10月23日	第5回策定委員会	・基本構想案の検討
	11月26日	第3回審議会	・基本構想案の検討
	12月3日	第5次嘉手納町総合計画 答申	
12月18日	基本構想 議決		
平成 31年	2月21日	第6回策定委員会	・前期基本計画案の検討

2 策定の体制

1 策定の体制



2 第5次嘉手納町総合計画審議会 名簿

	氏名	所属	職種	備考
1	瀬口 浩一	琉球大学 国際地域創造学部	教授	有識者
2	小野 尋子	琉球大学 工学部 環境建設工学科	准教授	有識者
3	屋宜 京子	社会福祉協議会	副会長	福祉
4	山内 昌吉	文化協会	会長	文化
5	村山 博子	商工会	会長	商工
6	知名 勇	自治会長会	会長	自治 コミュニティ
7	稲嶺 克子	町食生活改善推進協議会	会長	健康
8	新川 秀隆	町体育協会	会長	スポーツ
9	上地 絹代	町女性会	会長	女性
10	村山 ミツ子	町老人クラブ	会長	老人
11	仲村 龍也	町連合青年会	会長	青年
12	普久原 朝春	PTA連合会	会長	教育
13	神山 吉朗	嘉手納町	副町長	
14	金城 悟	嘉手納町	総務課長	
15	上原 学	嘉手納町	子ども家庭課長	
16	宇榮原 孝	嘉手納町	都市建設課長	
17	金城 睦和	嘉手納町	教育総務課長	

3 嘉手納町まちづくり町民会議 名簿

部会名	氏名	備考
①福祉・教育部会	松本 鑛一郎	部会 副リーダー
	宮里 郁子	
	津波古 光男	副会長 部会長
	喜本 てつ子	
	池間 誠	
	多和田 和美	
	奥間 功二	
②産業・環境部会	豊永 盛光	会長 部会長
	金城 守賞	部会 副リーダー
	金城 和枝	
	古謝 徳淳	
	上江洲 安秀	

4 第5次嘉手納町総合計画策定委員会 名簿

	氏名	所属・役職	備考
1	神山 吉朗	副町長	委員長
2	前川 広充	議会事務局長	
3	山内 智	会計管理者	
4	金城 悟	総務課長	副委員長
5	比嘉 孝史	総務課主幹	
6	天久 昇	企画財政課長	事務局
7	我謝 治彦	基地渉外課長	
8	奥間 勝美	税務課長	
9	町田 優	町民保険課長	
10	前原 信博	福祉課長	
11	上原 学	子ども家庭課長	
12	宇榮原 孝	都市建設課長	
13	上地 康夫	産業環境課長	
14	金城 博吉	上下水道課長	
15	金城 睦和	教育総務課長	
16	浦崎 直哉	教育指導課長	
17	當山 哲也	社会教育課長	
18	新垣 美佐	中央公民館長	

5 第5次嘉手納町総合計画策定部会 名簿

	氏名	所属		備考
1	知花 一子	総務課	行政係	
2	川原田 俊美	基地渉外課	基地渉外係	
3	多和田 恵香	税務課	税務係	
4	喜屋武 崇	町民保険課	戸籍係	
5	川満 都	福祉課	社会福祉係	副部会長
6	高良 若菜	子ども家庭課	保育支援係	
7	橋口 美由紀	都市建設課	都市計画係	部会長
8	幸地 順	産業環境課	商工振興係	
9	奥間 アーラン	上下水道課	水道施設係	
10	我那覇 弥生	教育総務課	教育総務係	
11	山城 哲朗		教育施設係	
12	具志堅 穂津美	教育指導課	教育指導係	
13	島袋 靖	社会教育課	社会教育係	
14	幸地 淳次	中央公民館	中央公民館	

3 第5次嘉手納町総合計画策定に関する 条例・規則

1 嘉手納町総合計画審議会条例

○嘉手納町総合計画審議会条例

昭和52年10月13日

条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき嘉手納町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、嘉手納町総合計画について、町長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 町民団体代表
- (4) 町の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとす
る。

4 町長は、委員に欠員が生じたときは、随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代
理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置き、町職員のうちから町長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平11条例16・平27条例2・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長と協議の上町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第16号)

この条例は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 嘉手納町総合計画策定に関する規則

○嘉手納町総合計画策定に関する規則

昭和53年3月15日

規則第1号

改正 昭和54年2月26日規則第2—1号

昭和58年12月1日規則第19号

昭和63年4月1日規則第4号

平成3年10月1日規則第19号

平成5年4月23日規則第25号

平成5年6月17日規則第26号

平成11年9月1日規則第13号

平成15年3月31日規則第8号

平成19年7月17日規則第18号

平成23年3月31日規則第4号

平成25年5月1日規則第24号

平成27年3月19日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉手納町総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町将来の健全な発展を促進するために策定する町政の総合計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本町の将来の都市像を描き、都市づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に沿って具体的な都市発展、町民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画で定められた町の施策の大綱を、町の行財政の中においてどのように実施していくかを明らかにするための計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、本町の発展に資するため行政各部門相互の有機的関連を図るとともに関係諸団体と連絡協調を保ちつつ長期的かつ広域的視野に立った全体として秩序と調和のとれたものとし、計画的に策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第4条 基本構想の期間は、10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、更に10年の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、10年とし、原則として5年を経過するごとに検討を加え、更に5年の計画として社会経済情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区分し1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

(1) 前項の規定により変更するとき。

(2) 基本計画が変更されたとき。

(3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。

(4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(5) その他、町長が必要と認めるとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、嘉手納町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

2 策定委員会は、副町長及び各課（課に相当する組織を含む。以下同じ。）の課長（課長に相当する職を含む。以下同じ。）にあるもので組織し、委員長に副町長をもって充て、副委員長は、当該策定委員会に属する者のうちから委員長が指名する。

（平11規則13・平15規則8・平19規則18・平23規則4・平25規則24・平27規則9・一部改正）

(策定委員会職務等)

第8条 策定委員会は、総合計画に関する事項を調査審議し、決定する。

2 委員長は、策定委員会で調査審議し決定した事項について町長に報告しなければならない。

（平19規則18・一部改正）

(策定委員会の会議)

第9条 策定委員会の会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 委員長は、必要と認めるときは、関係職員を会議に参加させ発言させることができる。

（平19規則18・一部改正）

(総合計画策定員)

第10条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各課に総合計画策定員（以下「策定員」という。）を置く。

2 策定員は、各課の係長（係長に相当する職を含む。）をもって充てる。

(平19規則18・全改)

(策定員の職務等)

第11条 策定員は、当該課長の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

2 策定員は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(平19規則18・一部改正)

(基本構想、基本計画及び実施計画案の作成)

第12条 基本構想及び基本計画は、町長が定める方針に従い、策定委員会が長期的かつ総合的に描く都市像案及びその所管に属する事務事業に関して立案した部門別計画案に基づき委員長が総合調整して原案を作成する。

2 実施計画は、基本計画に従いこれを実現するように各課の課長が作成した計画案に基づき企画財政課長が総合調整して原案を作成する。

(平11規則13・平19規則18・一部改正)

(総合計画の策定)

第13条 総合計画は、策定委員会で策定した原案に基づき町長が決定する。ただし、基本構想については、あらかじめ嘉手納町総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(平19規則18・一部改正)

(総合計画策定部会)

第14条 策定委員会は、総合計画に関する基本的事項について調査審議するため、嘉手納町総合計画策定部会（以下「策定部会」という。）を置くことができる。

2 策定部会は、策定員その他の職員のうちから委員長が指名する者をもって組織する。

3 策定部会に部会長及び副部会長を置き、当該策定部会に属する者のうちから委員長が指名する。

4 策定部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。

(平19規則18・全改)

(策定委員及び策定員の任期)

第15条 策定委員及び策定員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。

2 策定委員及び策定員が異動した場合は、その後任の選任は、委員長と副委員長との協議で決め、その任期は、前任者の残任期間とする。

(平11規則13・平19規則18・平23規則4・平25規則24・一部改正)

(策定委員会及び策定部会の庶務)

第16条 策定委員会及び策定部会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平19規則18・追加、平27規則9・一部改正)

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19規則18・旧第16条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年規則第2—1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和63年規則第4号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第13号)

この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則 (平成15年規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

3 嘉手納町まちづくり町民会議 設置規則

○嘉手納町まちづくり町民会議設置規則

平成25年11月18日

規則第42号

改正 平成27年3月19日規則第9号

平成29年8月21日規則第28号

(設置)

第1条 嘉手納町の総合的なまちづくりの基本方針を示す嘉手納町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、町民と協働して推進することを目的として、嘉手納町まちづくり町民会議（以下「町民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 町民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項を検討すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 町民会議は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、公募等により町長が選考した、構成員15名以内で組織する。

- (1) 町内に在住又は在勤する者であること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 嘉手納町のまちづくりに関心があること。
- (4) 町民会議に継続して出席できること。
- (5) 町民会議の趣旨を理解して協力できること。

(平29規則28・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 町民会議に会長及び副会長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、町民会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 町民会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴

くことができる。

(部会)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、調査、研究等をさせるため、部会を置くことができる。

2 構成員は、いずれかの部会に属するものとする。

(準用規定)

第7条 第4条及び第5条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「町民会議」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(任期)

第8条 構成員の任期は、総合計画原案の作成が完了するまでとする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第9条 町民会議に関する庶務は、企画財政課において処理する。

(平27規則9・一部改正)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 嘉手納町まちづくり町民会議

1 第5次総合計画基本構想（原案）に関する提言

保健・医療・福祉・子育て関連について

【町への意見】

- ・老人クラブやシルバー人材活用の活性化、高齢者と児童・生徒との交流を行い、高齢者がいきいきと活躍できる場をつくることを求めます。
- ・障害者サービスの周知を図り、必要なサービスが受けられるようにすることと、サービスを受けるまでに至らない人へのフォローや障害者を支えている家族等への相談支援等を求めます。
- ・障害者の就労場所を増やすことを求めます。
- ・歩道、公共施設、住まいのバリアフリー化を進めることを求めます。
- ・障害者・児への理解や共生社会の考え方を学校の授業や講演会等で普及啓発することを求めます。
- ・保育環境や子どもの医療、子を持つ親への相談支援など子育て支援を充実させるとともに、子どもがそれらのサービスを十分に享受できるよう親への周知を徹底することを求めます。
- ・子どもの貧困に関しては、子ども食堂や学習支援、親の就業支援等を行うことを求めます。
- ・地域で子どもを見守り育てていけるよう、子どもへの声掛け、児童館の利用等を促すことを求めます。
- ・町民一人ひとりが自分に合った生きがいづくりや健康づくりに取り組めるよう、町内の空地の有効利用、サークル活動やコミュニティーセンターの利用方法を周知し、利用促進に取り組むことを求めます。
- ・町民のスポーツ施設利用を向上させるため、利用しやすい環境づくりを求めます。
- ・健康診断の受診率の向上を図るとともに、町民向けの保健セミナーの開催、かかりつけ医の考え方の普及、電話医療相談の周知を求めます。
- ・町民一人ひとりが食生活に関心を持てるよう、様々な切り口で食育を推進することを求めます。
- ・国民健康保険の適正な継続に向けて、保険制度の周知を行うことを求めます。

【町民として出来ること】

- ・日ごろから地域でのあいさつ、声掛けなどふれあう機会をつくることで、見守り体制を構築し、一人暮らしの高齢者や支援が必要な人の助けになるよう心掛けることが大切です。
- ・介護予防に向けた健康づくり（食生活改善、運動等）を推進するとともに、健康診断の受診を徹底することが大切です。

教育・文化関連について

【町への意見】

- ・学校教育については、現在取り組まれている英語力強化事業やガンバリノートに加えて、読書や家庭教育など授業以外の場での学力向上に努めるとともに、学校と地域との交流をさらに増やし、地域をあげて教育の充実を図ることを求めます。
- ・青少年の健全育成のため、地域で子どもの見守りを行うとともに、子どもの手本となる大人達の常識や教養を高める取り組みを求めます。
- ・国内外交流事業の内容を町民に周知して参加を促すとともに、山村留学や海村留学、高齢者交流等の他事例を参考にした新たな交流事業を検討することを求めます。
- ・町文化祭、各自治会公民館まつりをはじめとする生涯学習に関するイベントの情報発信を行い、町民の生涯学習活動を活性化させることを求めます。
- ・生涯学習の拠点としてコミュニティーセンターやスポーツ施設を活用することを求めます。
- ・野國總管やしまくとうば等の歴史・民俗資源を大切にし、それらを活用した歴史学習や観光の活性化に努めることを求めます。
- ・伝統芸能を継承発展させるため、地域イベントの参加者増加を図るとともに、後継者の育成に努めることを求めます。
- ・スポーツ施設利用者増に向けた取り組み（ポイント制導入等）と、新たなスポーツ施設（グランドゴルフ場等）の整備を検討することを求めます。

【町民として出来ること】

- ・本町が平和活動情報を世界に発信する拠点となって写真展示やメッセージ展をはじめとする平和行事や平和学習を通して平和意識の醸成を町民も一体となって取り組んで行くことが大切です。
- ・町民のスポーツ意識を高めるため、生活習慣調査（アンケート調査）の実施、プロスポーツ合宿の誘致を図るとともに、スポーツ実施の機会づくり（ラジオ体操、体操教室、スポレク大会、ミニ運動会等）の呼びかけに力を入れることが大切です。

建設・環境関連について

【町への意見】

- ・屋良城址公園の緑化や、公共用地に限られた土地の中での緑化を図ることを求めます。
- ・省エネ対策として、家庭でのLED化に対する補助の検討を求めます。
- ・道路環境改善のため、一方通行の設定、電柱の地中化、地域巡回バスの運用等に取り組むことを求めます。
- ・急傾斜地の安全対策をはじめ、全体的かつ継続的な安全対策を求めます。
- ・防犯対策として、歩道の街路樹を剪定することによって防犯灯の効果が発揮されるようにすることと、防犯カメラの設置（増設）を行うことを求めます。
- ・ジェット燃料の悪臭や騒音問題などの基地公害問題を抱えており、基地へ要請し公害負荷の低減・防止を呼び掛けることを求めます。
- ・狭隘な町土の有効活用を図る為、町内に点在する防衛局買上げ用地の買い直しや集約等を行い、活用可能な土地を創出するなどの検討を求めます。

【町民として出来ること】

- ・ごみ減量対策として、ごみ分別の一層の徹底、草木チップ化事業の肥料としての活用を徹底することが大切です。
- ・生活公害として海岸のゴミのポイ捨てなどが目立つため、看板設置によるモラル・マナー向上に努めることが大切です。
- ・限られた土地の中で地域の実情に応じた土地利用を促すと同時に、住宅地や産業用地確保のために基地の一部返還を要請することを町民と一体となって行っていくことが大切です。
- ・密集市街地の建替困難で土地の有効活用が難しい場所や緊急車両が通りにくい場所においては、土地所有者や建物所有者が道路の拡張等の町の事業に協力することも大切です。
- ・水道料金、下水道料金が県で2番目に安く、安定した上下水道の供給がなされており、町民の節水活動や自然環境保全の重要性の理解を促し町民一人一人の心がけが大切です。
- ・防災マップの定期的な配布、防災講演会の実施、避難場所の周知等を求めることと合わせて、防災講演会の参加などを行い、町民の防災意識の向上を図ることが大切です。
- ・交通事故県内ワースト上位であるため、交通マナーの啓発活動の参加などにより交通事故防止に努めることが大切です。
- ・一人で悩まず、消費者ホットラインに相談することが大切です。

産業関連について

【町への意見】

- ・のみの市等の新たな販売ルートの確立、販売方法（広報等）の工夫を行うことを求めます。
- ・漁協、JA、商工会各組織の連携強化を求めます。
- ・農水産業の新たな担い手確保のため、小中学校の農水業体験学習や農業関連情報の発信を行うことを求めます。
- ・商店街活性化のため、案内板の設置、商店街循環バスの運行、野國いもにちなんだイベント開催等を実施することを求めます。
- ・レストランや新規店舗が参入できる用地の確保について検討を求めます。
- ・ロータリー広場や観光の場に桜を植えて、「さくらのまちカテナ」を印象づけることを検討することを求めます。
- ・観光客の滞在時間を増加するための工夫を求めます。
- ・嘉手納町民が嘉手納町内の事業所で働けるよう、企業とのマッチングや就職支援（助成金）等の実施を求めます。

【町民として出来ること】

- ・比謝川沿い、海浜公園、道の駅、泡盛イベント等の既存の観光資源を発信していくことが大切です。

行財運営関連について

【町への意見】

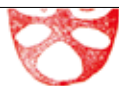
- ・納税意識を高める周知と、源泉の元となる雇用の場を創出することを求めます。
- ・土地や施設の有効活用を図るために、公共・公益施設の共有シェアを推進することを求めます。
- ・個人のプライバシーが完全に守られ、安心して相談・支援が受けられる体制を整備することを求めます。
- ・女性が安心して働けるよう、学童や保育などの子育て環境づくりを進めることを求めます。
- ・男女共同参画やLGBTなどへの理解と意識を高める継続的な啓発活動を実施することを求めます。
- ・様々な世代や分野の人が議論できる場づくり、参加・参画しやすい仕組みづくりを行うことを求めます。
- ・意見や活動などの情報を色々な媒体を利用して、知らせる・知る環境づくりを行うことを求めます。
- ・既存広報誌または各自治会にて独自出版を検討いただき、自治会への寄付金の使途や活動費用の内訳などを町民へ周知することを求めます。

【町民として出来ること】

- ・生活の利便性向上や高齢者等の移動に配慮したコミュニティバス等の導入を求めるとともに、導入後の活用促進を発信し、継続していくことが大切です。
- ・町民や自治会が積極的に参加の呼びかけや活動を知らせる工夫を行うことが大切です。
- ・地域のつながりを大事にするため、コミュニケーションがとれるイベントを実施し参加を促すとともに、転入者が気軽に自治会活動に携われるような仕組みを検討することが大切です。
- ・自治会活動を理解してもらうための広報紙などを作ることが大切です。

5 第5次嘉手納町総合計画策定審議会

1 諮問



嘉企第 467 号
平成30年 8月31日

嘉手納町総合計画審議会会長 殿

嘉手納町長 當山 宏



第5次嘉手納町総合計画について（諮問）

第5次嘉手納町総合計画を策定することについて、嘉手納町総合計画審議会条例（昭和52年嘉手納町条例第30号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

嘉 総 審 第 1 号
平成 30 年 12 月 3 日

嘉手納町長 當山 宏 殿

嘉手納町総合計画審議会
会長 瀬口 浩



第五次嘉手納町総合計画（基本構想）について（答申）

平成 30 年 8 月 31 日付け、嘉企第 467 号において諮問ありました第五次嘉手納町総合計画（基本構想）について、本審議会は、慎重に議論を重ねた結果、別添のとおり提言事項を取り纏めましたので、最大限尊重していただくことをお願い申し上げます。

3 第5次総合計画基本構想（原案）に関する意見・提案

全体について

1. 総合計画の町民への報告・PRの実施方法
2. 町内の保育園がほとんど認可保育所になり、働いていないお母さんが預けられない状況にあるため対応する施策は重要である。
3. めざす姿について、「音楽によるまちづくり」を含めて記載したほうがよい。
4. 図表を示した方が町民に説明しやすいと考える。
5. 議会に関する事を記載する必要があるか検討頂きたい。
6. 基本構想の「目指す姿」の書き方を検討して頂きたい。

総合計画策定について

1. 基本構想原案のため、めざす姿について理想的な在り方を述べていると思うが、具体化方策は基本計画、実施計画で示して頂きたい。

時代の潮流について

1. 安全・安心に関する意味では「防犯」の内容のみを取扱い、「交通」関係はひとつにまとめる等の検討を頂きたい。
2. 計画書の名称について、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」なのか「沖縄21世紀ビジョン基本計画基本構想」なのか、どちらかが正しいのか確認願いたい。

嘉手納町の現状と課題について

1. 交通機能の向上について、高齢になり免許を返納すると買物難民となるので不安があるため、対応する施策は重要である。
2. 外部の方が見た場合でも、分かり易い表現や注釈附記等、留意して頂きたい。

将来像と基本理念について

1. 肝がなさの意味として「おもいやり」や「いたわり」の方が適切かと考えているため方言の意味を再確認頂きたい。
2. 「皆でつくりあげる協働のまちづくり」と「つくる」が2回出ているため、「皆で作り上げる協働のまち」にしたほうがよいと考えるため、検討して頂きたい。

基本目標について

1. 地域文化の継承について、貴重な伝統芸能だけでなく現在注目されている「しまくとぅば」や「民話」などを記載してはどうか検討して頂きたい。
2. 「公共交通の検討」と「新たな交通手段」や「行政運営」と「行財政運営」など、表現を統一できるものは統一する。
3. 男女共同参画社会の推進について、「平等」という文言を加筆してはどうか検討頂きたい。

6 用語解説

あ行	
ICT	ICT (Information and Communication Technology) は「情報通信技術」の略。
インクルーシブ教育	障害のある方が持てる能力を最大限度まで発達させ、活躍できる社会をつくるという目的の下でその推進をはかろうとする教育の仕組み。
インセンティブ	目標を達成するための刺激。誘因。
う蝕	一般には虫歯と呼ばれる。う蝕にかかった歯をう蝕歯またはう歯という。
AI	人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと、または人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのことである。一般に「人工知能」と和訳される。
MR2期	麻疹風疹混合ワクチン（以下、MRワクチン）を用いた定期接種で接種対象者は、第1期が1歳児、第2期が小学校就学前の1年間（幼稚園、保育所等の最年長クラス）にあたる。
LGBT	Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致）の頭文字をとり、セクシュアル・マイノリティー（性的少数者）の一部の人々を指した総称。
エンターテイメント	人々を楽しませる娯楽のこと。
エンパワーメント	障害のある人が、地域の中で暮らすひとりとして自ら選択し、決定する力を身に着けていくこと。
沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）	県内に所在する米軍、自衛隊の使用地及び未利用のその跡地について、県、市町村間の連絡協調を密にしその利・転用の促進を図るとともに米軍基地及び自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図ることにより、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。県及び27市町村で構成。
温室効果ガス	赤外線を吸収する能力をもつ気体のこと。温室効果ガスの主なものとしては、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン、亜酸化窒素、対流圏のオゾン、フロンなどがある。

か行

キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
行政評価	行政活動の目的を明確にし、加えて成果目標を設定し、その活動に対して投入された予算や人件費、成果物等を総括的に勘案しながら評価を行い、その評価結果に基づく改善を次年度以降の行政活動の企画・立案に反映させていく仕組み。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。
交通弱者	自動車中心の社会において、年少者、要介護者、一部の高齢者や障害者など、自分で運転することができず、自家用の交通手段がないため公共交通機関に頼らざるを得ない人。とくに公共交通機関が整備されていないため、買い物など日常的な移動にも不自由を強いられている人をさす。また、交通事故の場合には、自動車（加害者、強者）に対して被害者となりやすい子供や高齢者などの歩行者をさす。
子どもの貧困	必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線（等価可処分所得の中央値の50%）以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況。
こども110番の家	子どもたちの緊急時における避難場所。主に事業所。110番通報及び学校、保護者への連絡や、各種情報の提供を行う。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の6））に基づいた仕組み。
コミュニティソーシャル事業	引きこもりや孤立など社会的孤立、虐待、生活問題、障害、高齢等、何らかの理由により暮らしに不安や支援を必要としている個人や世帯に、自立した生活を支援するため地域の自治会や住民、行政、関係団体や民生委員・児童委員、福祉関係者等とネットワークづくりをおこなっていくこと。
コミュニティソーシャルワーカー	地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要とした考え方。

さ行

三市町連絡協議会 (三連協)	嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、三市町の共通課題について共同で対処することを目的とする。沖縄市、北谷町及び嘉手納町で構成。
社会教育学級	嘉手納町に住所を有する者を含み、組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行う団体。
自主防災組織	主に町内会・自治会が母体となって、地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、そのほか防災関連のNPOなどがその例である。
就労定着数	採用後から勤続年数が6ヶ月経ったものをいう。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
常設人権相談所	法務局沖縄支局内（沖縄人権擁護委員連絡協議会）に設置されている人権相談所。
情報リテラシー	情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。
人生100年時代	「寿命が（100歳前後まで）今後伸びていくにあたって、国・組織・個人がライフコースの見直しを迫られている」という内容を表す。
生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。
生産年齢人口	生産活動の中心となる15歳以上65歳未満の人口。
スポーツ推進委員	市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則に定めるスポーツ事業の実施に係る連絡調整、住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う非常勤職員。
Society5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会として我が国が目指すべき未来社会の姿。

た行

地域コミュニティ	地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。
地域社会の教育力	子どもたちの学びにおいて、優れた影響を与えるであろう地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然等を指し、地域に根付いた教育資源となり得る価値あるものととらえること。
地域主権戦略大綱	地域主権改革を推進していくため、「地域主権戦略大綱」を平成22（2010）年6月22日の閣議において決定。第1から第10までの10項目で構成されている。
地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の包括的な支援・サービス提供体制。
地方分権一括法	平成11（1999）年7月に成立し、平成12（2000）年4月から施行されている。全部で475本の関連法案からなる。コンセプトは、地方分権。もっと地方の力を強くしよう、というねらいから設けられた。この目的から、地方の自主裁量を高め、逆に国の管理を少なくする。
地方分権改革推進法	地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とした日本の法律。平成19（2007）年4月1日施行。施行後3年で効力を失う限時法。
肝ぐる	心の底から湧き出る相手を思いやる心、真心、優しさ、助け合い精神。
ちゅらさん運動	県、警察、市町村、関係機関、県民が総ぐるみで行う防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、将来を担う子ども達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連携と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりのこと。
超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会のさまざまなニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といったさまざまな違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。
テレワーク	組織や企業の戦略的な情報通信技術（ICT）活用により実現することができる、時間や場所にとらわれない新しい働き方。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	「domestic violence」を略して「DV」と呼ばれている。明確な定義はないものの、日本では一般的に「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使われる。

な行	
2項道路	幅員4m未満で、建築基準法施行前から使われていた既存道路で、かつ特定行政庁が道路として指定したもの。
年少人口	15歳未満の人口。
ノーマライゼーション	障害の有無に関わらず、地域に暮らすひとりとしての権利が守られ、ごく当たり前に暮らし続けることを保障する地域社会を実現させる考え方。

は行	
パーソナルサポートセンター (自立相談支援機関)	失業などにより経済的な問題で困っている人、働くことに不安を抱いている人、住む所が無い人等、生活全般にわたる困りごとの相談窓口で、「生活困窮者自立支援法」(平成27年4月施行)に基づき沖縄県が設置している。嘉手納町民は「中部 就職・生活支援パーソナルサポートセンター」で相談することができる。
ビッグデータ	従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。明確な定義があるわけではなく、企業向け情報システムメーカーのマーケティング用語として多用されている。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々。
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人(乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の労働者や主婦)と育児の援助を行いたい人(資格不要だが活動に必要な講習を受ける)が会員となり、会員同士の相互援助活動(連絡、調整等)を手伝う事業のこと。「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、平成27年度からは、「地域子ども子育て支援事業」の1つとして実施している。
フィーダー交通ネットワーク	広域移動を支える基幹軸となる鉄軌道と併せて、フィーダー交通として、LRT、基幹バス等が連携する利便性の高い公共交通ネットワーク。
防衛局による買上げ用地	法律に基づき、飛行場等周辺の一定の区域を対象に、建物等(建物、立木竹、その他土地に定着する物件)の移転又は除却の補償及び土地の買入れを行っている。移転補償等の対象となる区域は、自衛隊や米軍の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施のために生ずる音響による障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域で、第二種区域(第三種区域を含む。以下同じ。)という。移転補償等は、この第二種区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行うものとなる。

ま行	
マッピングシステム	コンピュータを利用して地図や図面を扱うシステムで、水道、ガス事業では図面管理のほか管網計算、管路設計、設備管理統計資料作成等多くの業務で利用されている。
学びのセーフティネットの構築	意欲と能力のある者が高等教育に進学し、安心して学習できる環境を整備する。その際、経済状況にかかわらず、学生の就学機会を確保するため、進学希望者にとって予見可能性を持てる経済的支援を整備する。また、生涯を通じて、高等教育機関で学べる環境づくりを進める。

や行	
有収率	$(\text{年間の料金徴収の対象となった水量} / \text{年間の実績給水量}) \times 100$
養育力	子どもを育てる力。
要配慮者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、災害時要援護者ともいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。
4R	ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ (Refuse 断る)、リデュース (Reduce 減らす)、リユース (Reuse 再利用する)、リサイクル (Recycle 資源を再利用する) の頭文字をとったもの。

ら行	
ライフステージ	人間の一生において節目となる出来事 (出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等) によって区分される生活環境の段階のこと。
レセプト	病院が健康保険などの報酬を公的機関に請求するために提出する書類。診療報酬請求明細書。診療報酬明細書。
老年人口	65歳以上の人口。

7 平成29年度 町民アンケート

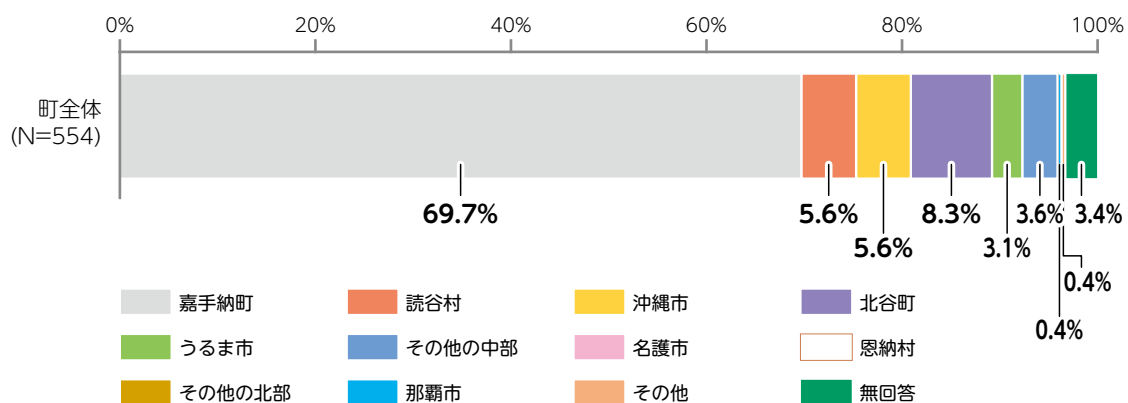
1 調査概要

- ・ 令和元年度からの町政運営の指針となる「第5次嘉手納町総合計画(前期基本計画)」の策定に向け、町民のニーズを踏まえ、町が目指すべき施策の方向性を点検し、重点化すべき施策をとりまとめるため、平成29年度に町民を対象にアンケート調査を実施した。

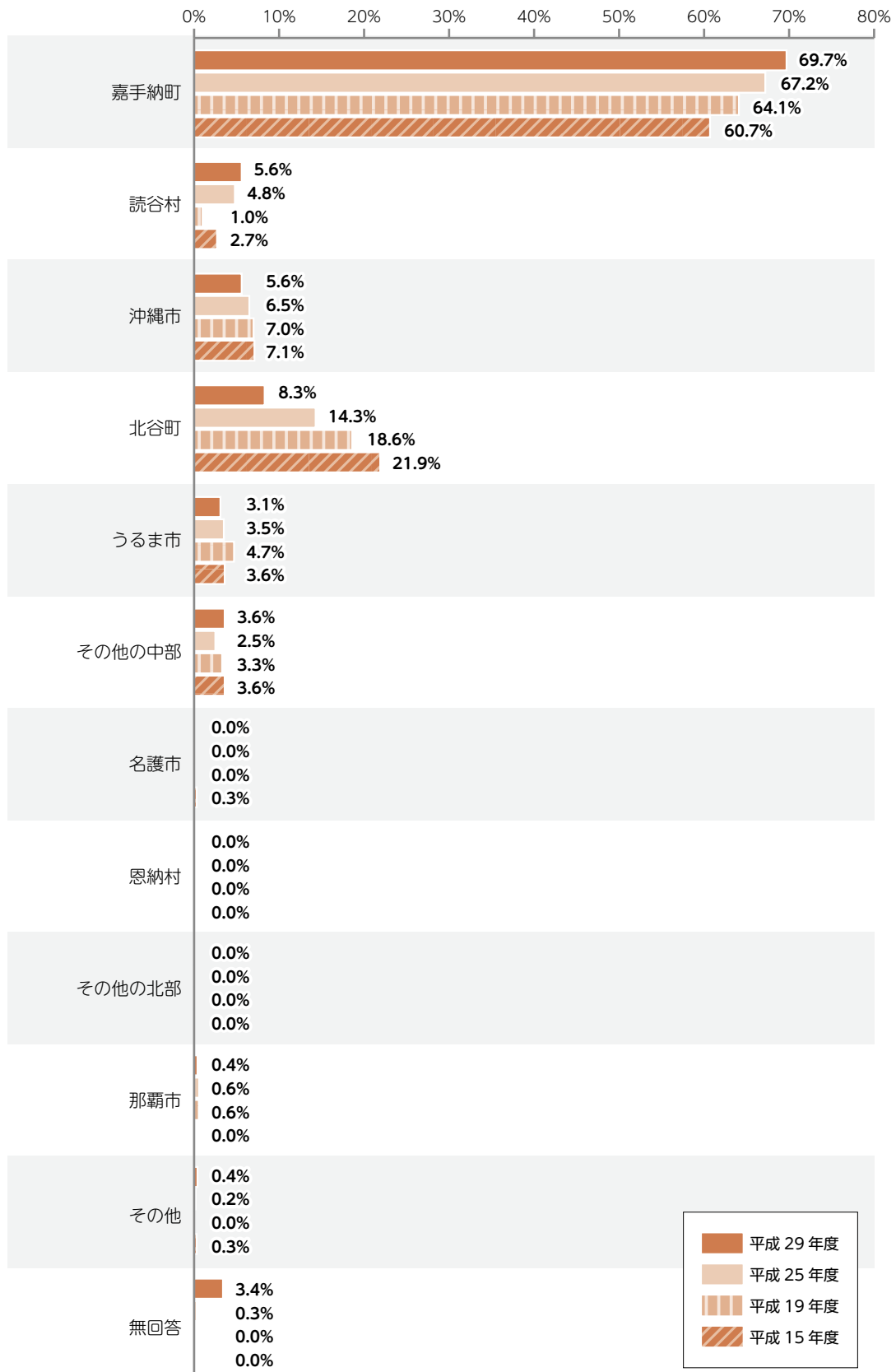
2 調査結果（抜粋）

問2__日常買い物地

- 日用雑貨の買い物は、「嘉手納町」が69.7%で最も多く、町外については拡散しています。
- 前回調査と比較すると、「嘉手納町」での買い物が年々増加していることがうかがえます。反対に、「沖縄市」や「北谷町」での買い物は減少傾向にあります。

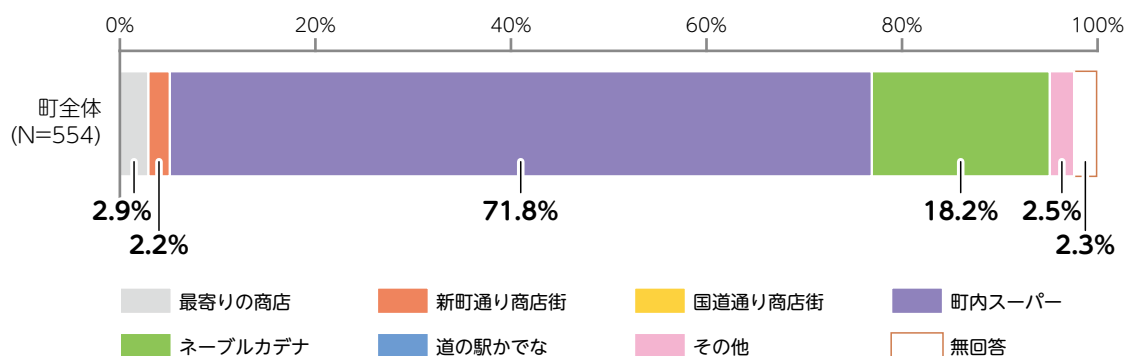


前回調査との比較グラフ

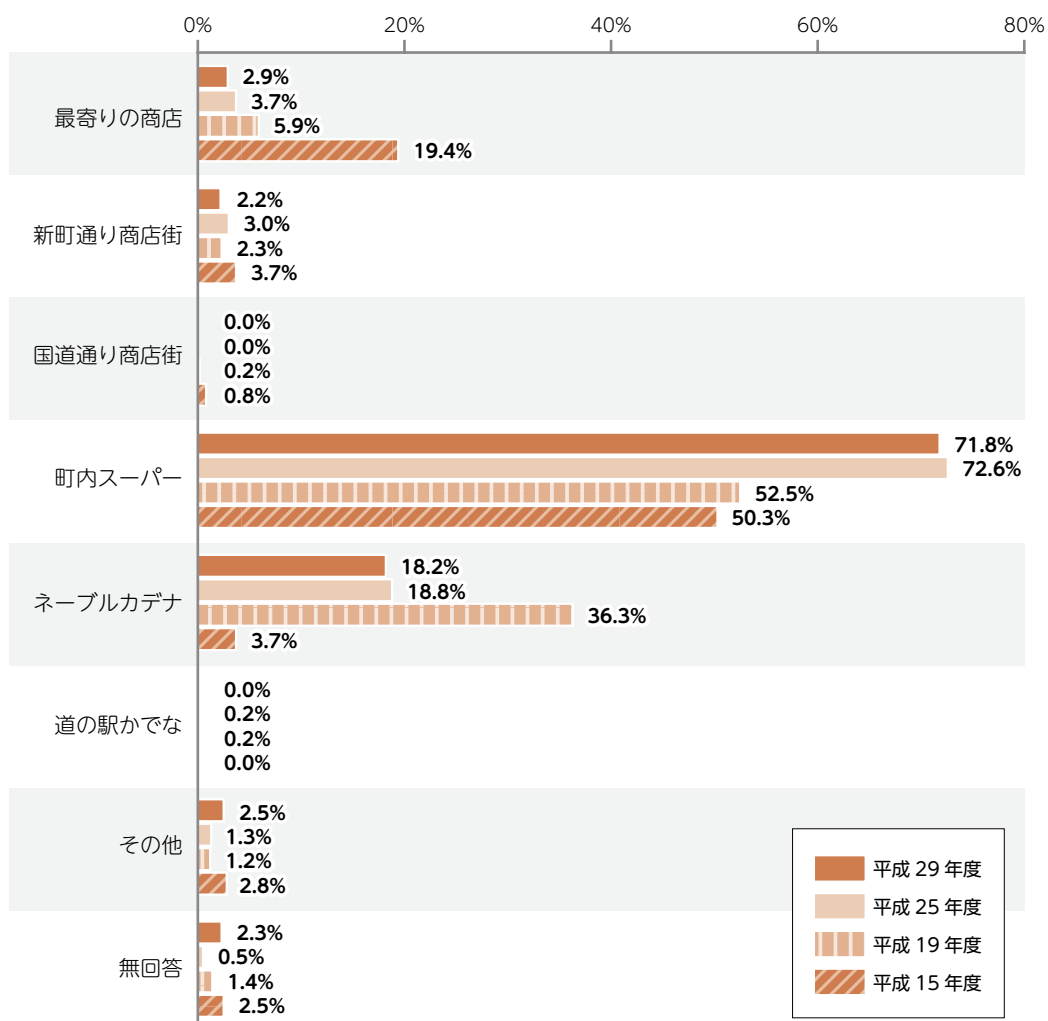


問3 __ 町内の買い物地

- 町内での買い物は、「町内スーパー」が71.8%で最も多く、次いで「ネーブルカテナ」が18.2%となっています。
- 地区別もほぼ同様の傾向を示しています。
- 前回調査と比較すると、前回の平成25年度の調査結果と同様の傾向を示しており、「町内スーパー」と「ネーブルカテナ」で全体の9割を占めています。

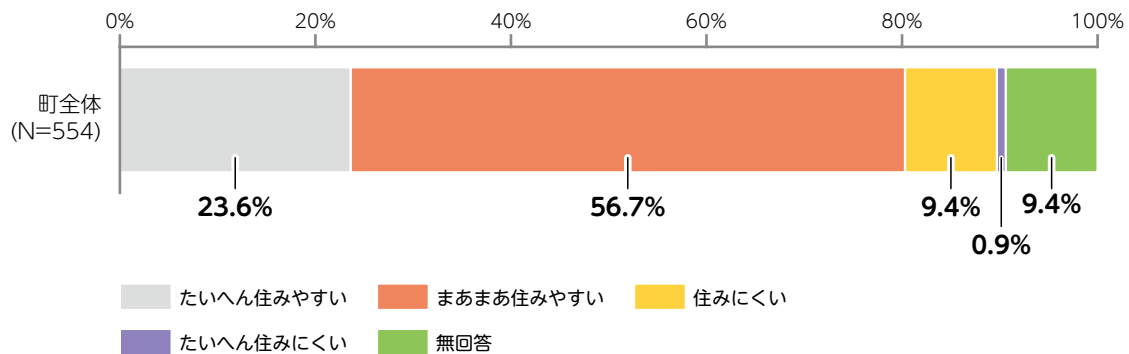


前回調査との比較グラフ

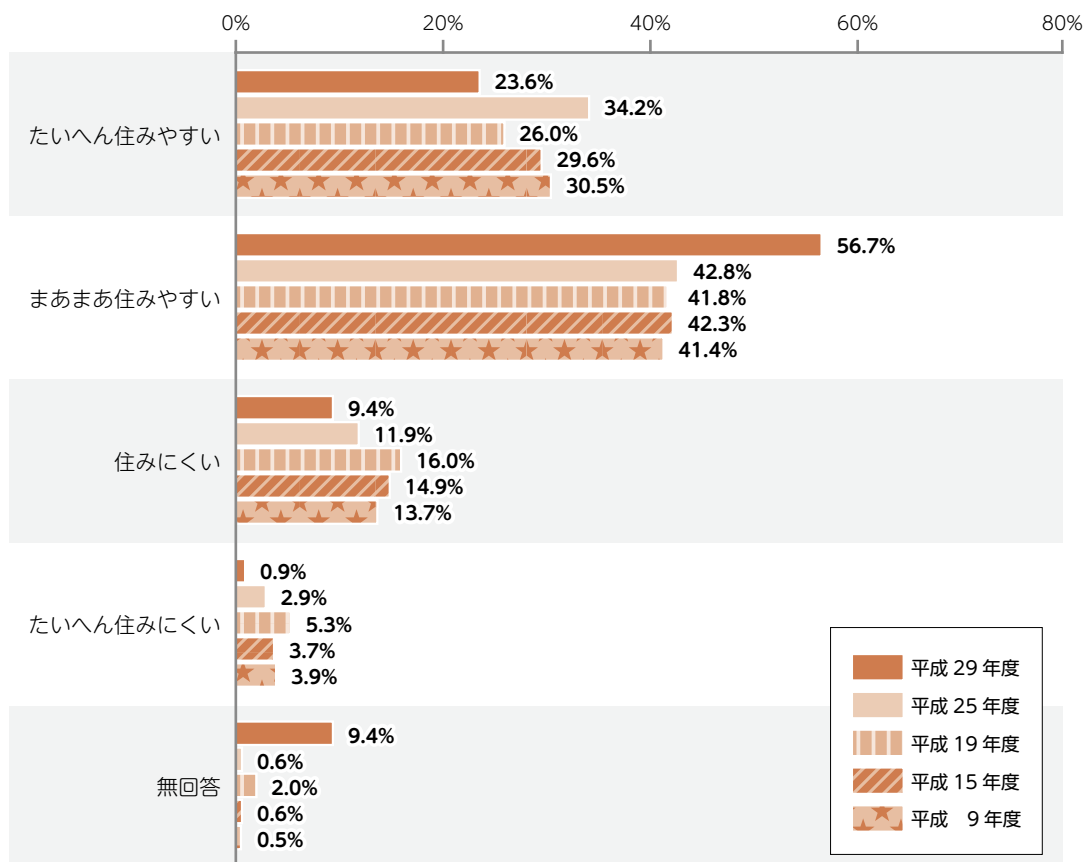


問4_住みやすさ

- 住みやすさについては、「まあまあ住みやすい」が56.7%、「たいへん住みやすい」が23.6%で、約8割の人が住みやすいと思っています。
- 前回調査と比較すると、「たいへん住みやすい」は前回に比べ10.6ポイント減少しているものの「まあまあ住みやすい」が13.9ポイント増加し、住みやすいと感じている方が増えている傾向にあります。

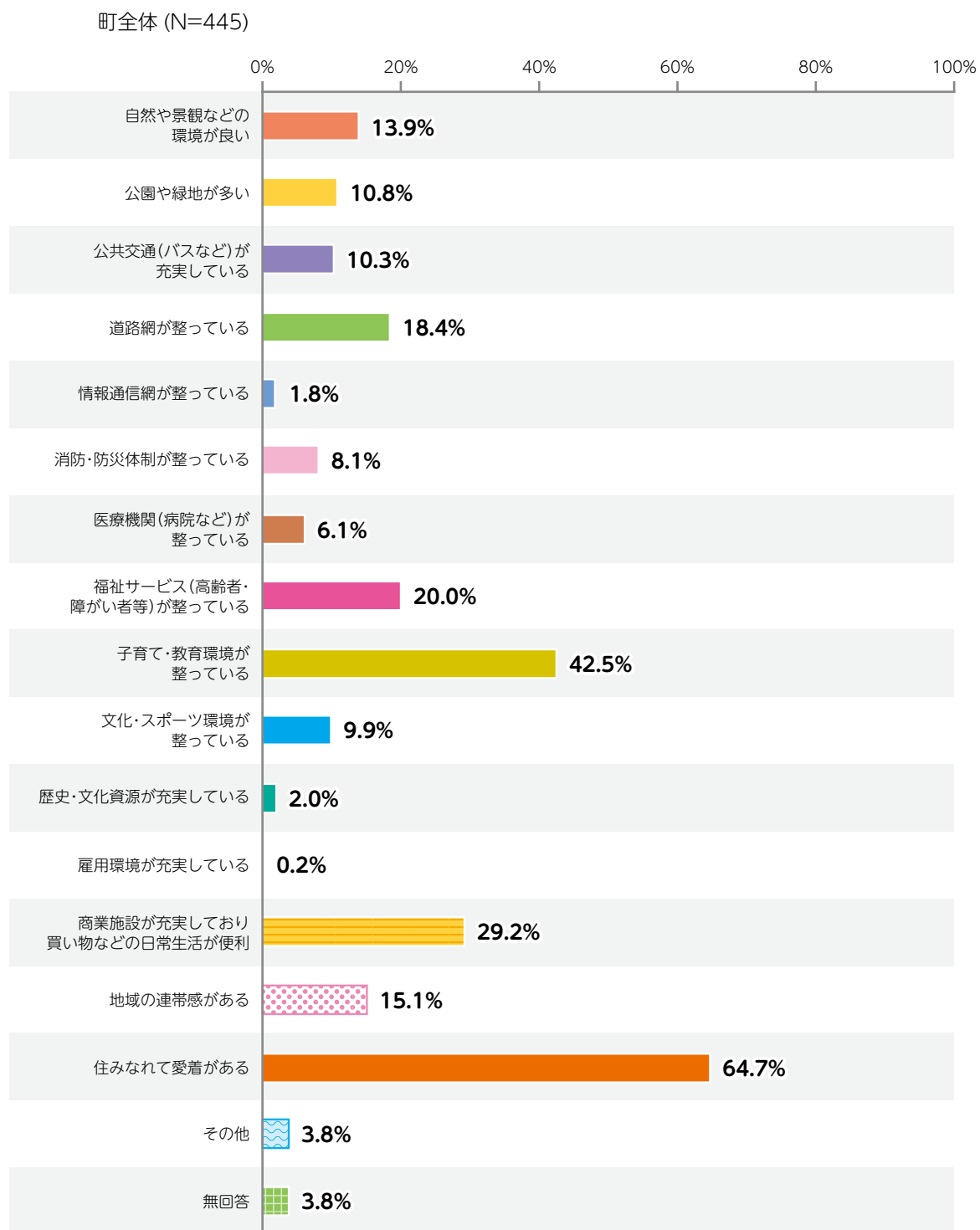


前回調査との比較グラフ



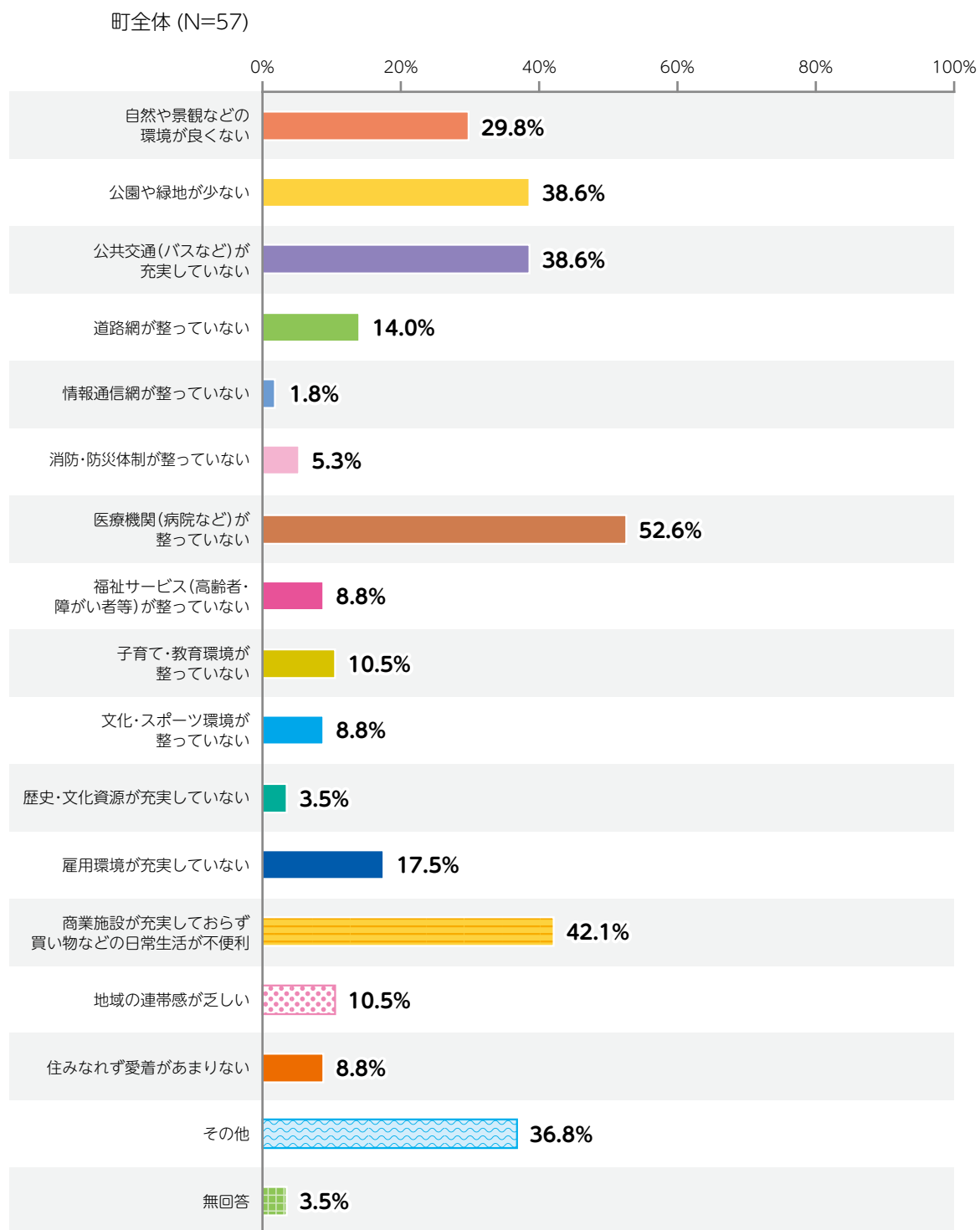
問4-2_住みやすい理由

- 住みやすい理由としては、「住みなれて愛着がある」が64.7%で最も多く、次いで「子育て・教育環境が整っている」が42.5%、「商業施設が充実しており買い物などの日常生活が便利」が29.2%、「福祉サービスが整っている」が20.0%などとなっています。



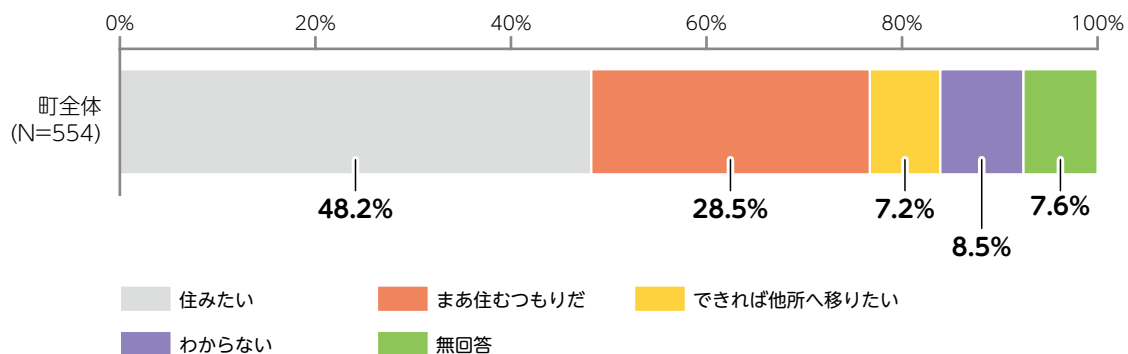
問4-3 住みにくい理由

○ 住みにくい理由としては、「医療機関が整っていない」が52.6%で最も多く、次いで「商業施設が充実しておらず買い物などの日常生活が不便利」が42.1%、「公園や緑地が少ない」と「公共交通(バスなど)が充実していない」が38.6%などとなっています。

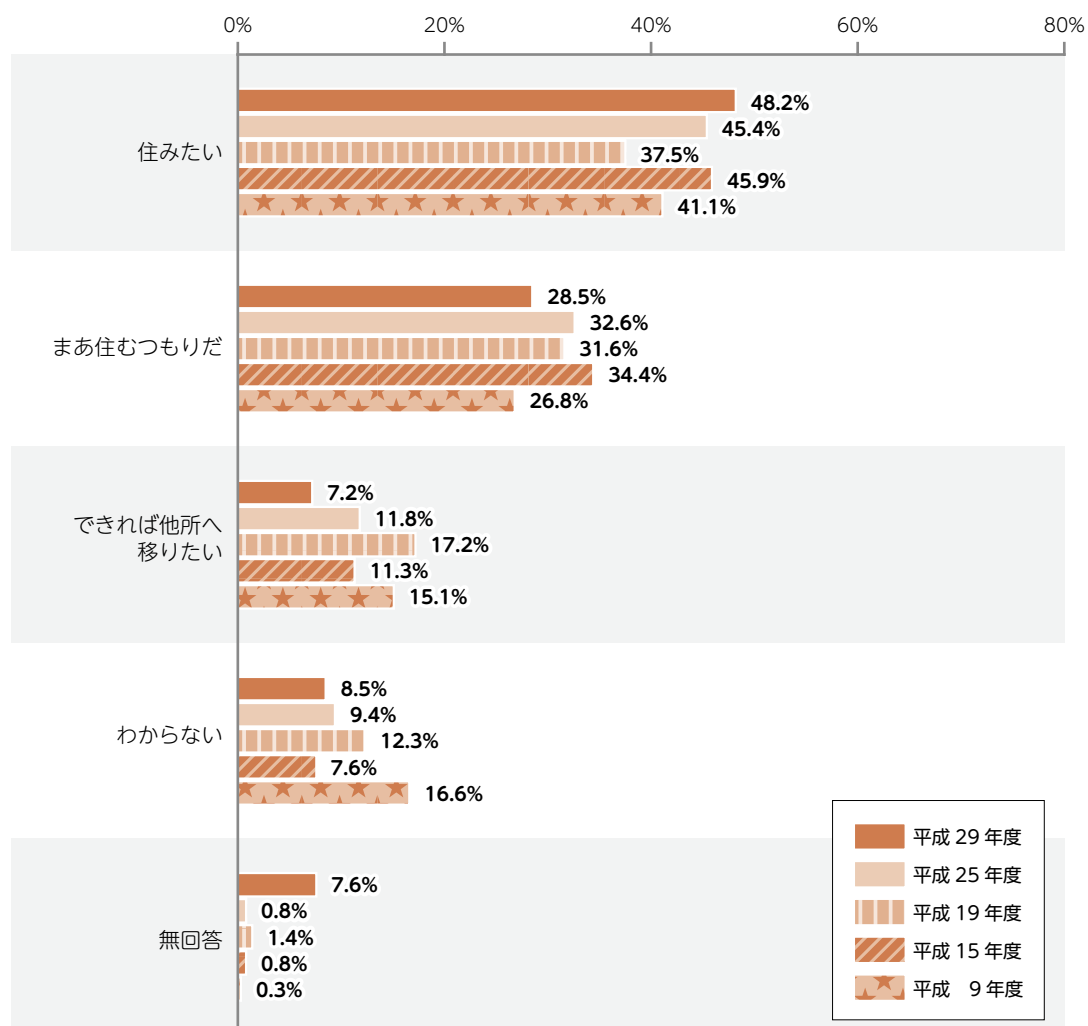


問5 居住継続意向

- 今後の居住意思については、「住みたい」が48.2%、「まあ住むつもりだ」が28.5%で、住み続けたい意向が約8割近くみられます。
- 前回調査と比較すると、「住みたい」が2.8ポイント増え、「できれば他所へ移りたい」が4.6ポイント減少し、今後も住み続けたい方が多い傾向にあることがうかがえます。



前回調査との比較グラフ



問6 分野別取組についての満足度

- 嘉手納町の取組みで高い評価が得られている項目は、
 「⑭下水道・排水設備が充実している」(満足評価54.5%)、
 「⑭ごみ収集やリサイクルなど地域環境への配慮が促進されている」(満足評価52.3%)、
 「①子育て支援が充実している」(満足評価52.2%)、
 「⑦がん検診など予防医療の観点から健康づくりが促進されている」(満足評価45.1%)、
 「⑬消防・救急体制が充実されている」(満足評価45.1%)、
 「⑧学校教育施設が充実している」(満足評価43.1%)などが挙げられています。
- 一方、低い評価の項目は、
 「⑯騒音や悪臭などの公害が少ない」(不満足評価54.3%)、
 「⑧町内での就労機会が多い」(不満足評価37.4%)、
 「⑳地場製品の販売促進や農水産業への支援が充実している」(不満足評価32.1%)、
 「⑨企業誘致や商工業の支援などの取組みが充実している」(不満足評価28.5%)、
 「㉒バスなどの公共交通が充実している」(不満足評価23.5%)などが挙げられています。
- 中でも騒音や悪臭などの公害に対する不満足評価が54.3%で低評価となっており、その要因として嘉手納飛行場があげられます。また、就労機会や農水産業・商工業への支援など経済活動に関する項目の満足度が低い傾向にあり、喫緊の課題と言えます。
- 前回調査と比較すると、「騒音や悪臭などの公害が少ない」が不満足評価22ポイント増えているものの、「子育て支援が充実している」の満足評価が29ポイント増え、全体的に取組みに対する満足評価が上昇傾向にあります。

		1	2	3	4	5	6	全体
		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	
子育て	①子育て支援が充実している	23.6%	28.5%	28.9%	1.8%	0.9%	16.2%	100.0%
	②保育園や幼稚園施設が充実している	17.3%	23.6%	34.1%	6.0%	2.9%	16.1%	100.0%
	③保育サービス、幼児教育の質が高い	10.3%	19.5%	45.7%	4.0%	1.8%	18.8%	100.0%
保健・医療・福祉	④高齢者の介護支援施設が充実している	7.8%	21.3%	47.8%	6.7%	1.8%	14.6%	100.0%
	⑤高齢者サービス(相談・支援等)が充実している	9.2%	19.7%	48.0%	6.3%	2.2%	14.6%	100.0%
	⑥障がい者が安心して生活できる環境づくりが推進されている	5.8%	17.1%	48.7%	9.6%	1.8%	17.0%	100.0%
	⑦がん検診など予防医療の観点から健康づくりが促進されている	15.0%	30.1%	39.4%	3.1%	1.1%	11.4%	100.0%

(注) 網掛け部分は、評価が高い、または評価が低い項目

		1	2	3	4	5	6	全体
		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	
教育・文化	⑧学校教育施設が充実している	17.5%	25.6%	38.1%	3.2%	1.3%	14.3%	100.0%
	⑨学校教育の質が高い	5.4%	22.0%	47.5%	7.2%	1.8%	16.1%	100.0%
	⑩町民の学習活動が推進されている	6.0%	20.6%	50.2%	6.7%	1.6%	15.0%	100.0%
	⑪町民の文化活動が推進されている	6.0%	25.5%	49.6%	5.2%	1.4%	12.3%	100.0%
安心・環境	⑫災害に強いまちづくりが推進されている	4.7%	15.5%	48.4%	13.2%	2.7%	15.5%	100.0%
	⑬消防・救急体制が充実されている	15.3%	29.8%	37.5%	3.1%	1.3%	13.0%	100.0%
	⑭ごみ収集やリサイクルなど地域環境への配慮が促進されている	20.0%	32.3%	33.4%	4.7%	1.1%	8.5%	100.0%
	⑮街の景観や身近な自然の美しさがある	8.1%	21.5%	42.8%	13.2%	2.2%	12.3%	100.0%
	⑯騒音や悪臭などの公害が少ない	4.7%	7.4%	22.2%	24.0%	30.3%	11.4%	100.0%
産業・経済	⑰商業施設が身近にあり買い物などの利便性が高い	14.1%	27.4%	29.8%	14.1%	5.1%	9.6%	100.0%
	⑱町内での就労機会が多い	2.0%	5.8%	37.7%	23.6%	13.7%	17.1%	100.0%
	⑲企業誘致や商工業の支援などの取組みが充実している	2.3%	9.2%	43.7%	19.5%	9.0%	16.2%	100.0%
	⑳地場産品の販売促進や農水産業への支援が充実している	1.8%	8.3%	43.0%	23.3%	8.8%	14.8%	100.0%
都市基盤	㉑緑地や公園などが充実している	7.0%	17.7%	40.6%	15.0%	7.4%	12.3%	100.0%
	㉒バスなどの公共交通が充実している	4.2%	14.6%	43.9%	17.1%	6.3%	13.9%	100.0%
	㉓幹線道路や生活道路網の整備が充実している	7.4%	21.3%	42.4%	12.5%	4.0%	12.5%	100.0%
	㉔下水道・排水設備が充実している	28.3%	26.2%	34.3%	2.9%	1.1%	7.2%	100.0%

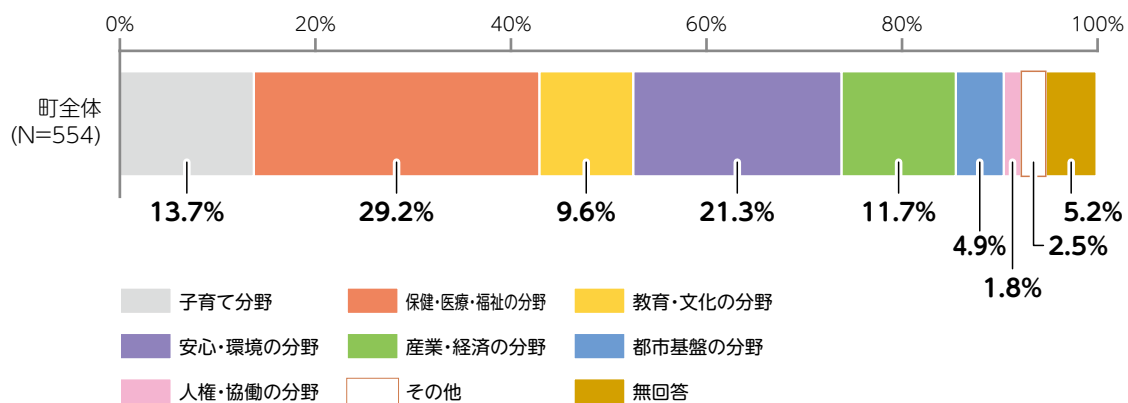
(注) 網掛け部分は、評価が高い、または評価が低い項目

		1	2	3	4	5	6	全体
		満足	やや満足	普通	やや不満	不満	無回答	
人権・協働	②⑤人権の尊重と差別の解消が推進されている	6.5%	15.0%	56.0%	5.4%	3.2%	13.9%	100.0%
	②⑥男女共同参画が推進されている	4.3%	13.4%	59.7%	5.1%	1.3%	16.2%	100.0%
	②⑦まちづくりへの町民の参加が推進されている	4.9%	18.6%	53.6%	7.6%	1.4%	13.9%	100.0%
	②⑧地域のコミュニケーション活動が活発に行われている	8.8%	24.0%	50.0%	6.1%	1.3%	9.7%	100.0%
	②⑨必要とする町政情報が十分得られている	5.6%	20.9%	47.5%	10.5%	2.7%	12.8%	100.0%

(注) 網掛け部分は、評価が高い、または評価が低い項目

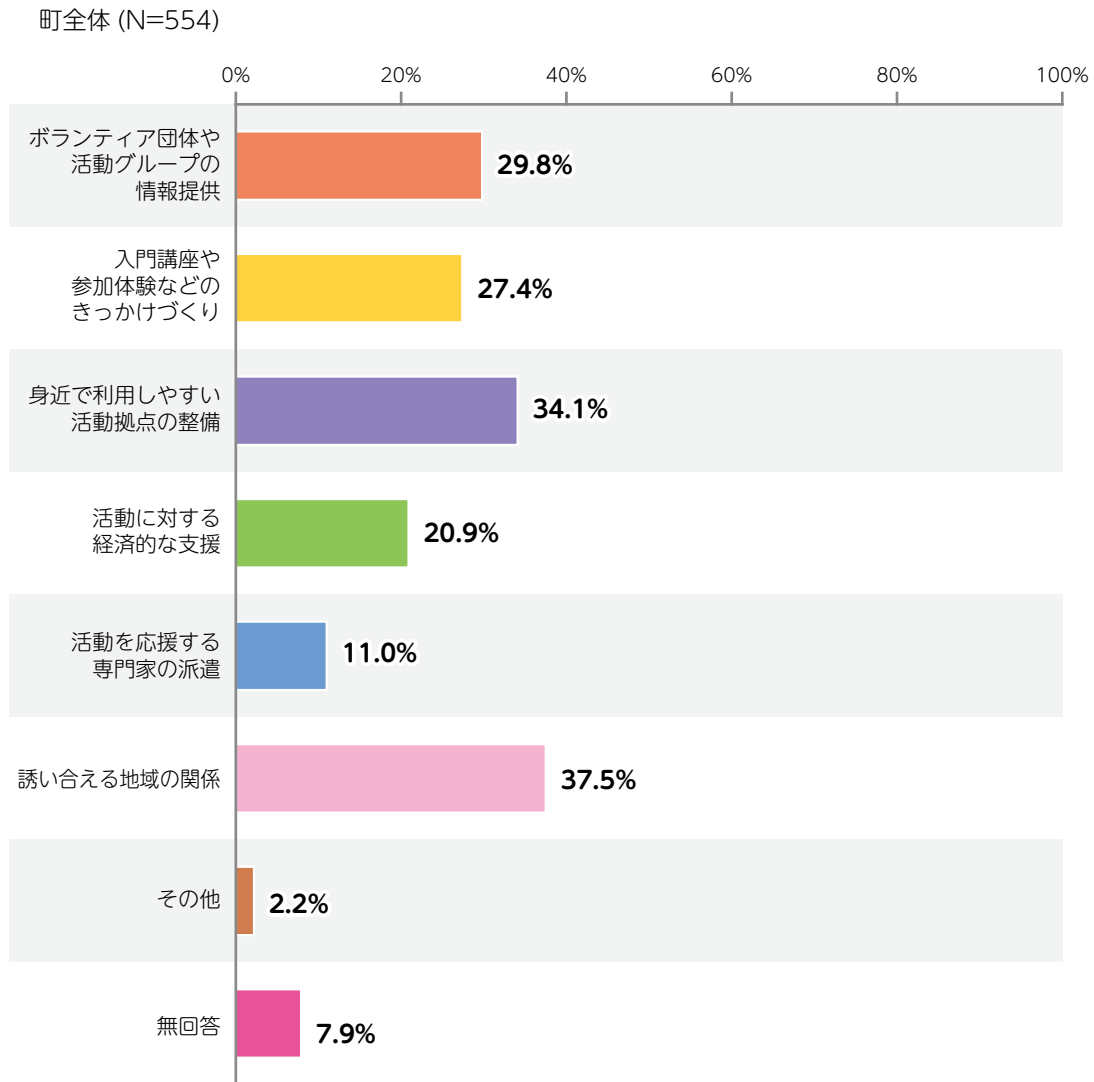
問7_優先的取組

- まちづくり施策で優先的に取り組んでほしい分野は、「保健・医療・福祉の分野」が29.2%で最も多く、次いで「安心・環境の分野」が21.3%、「子育て分野」が13.7%、「産業・経済の分野」の11.7%などとなっています。



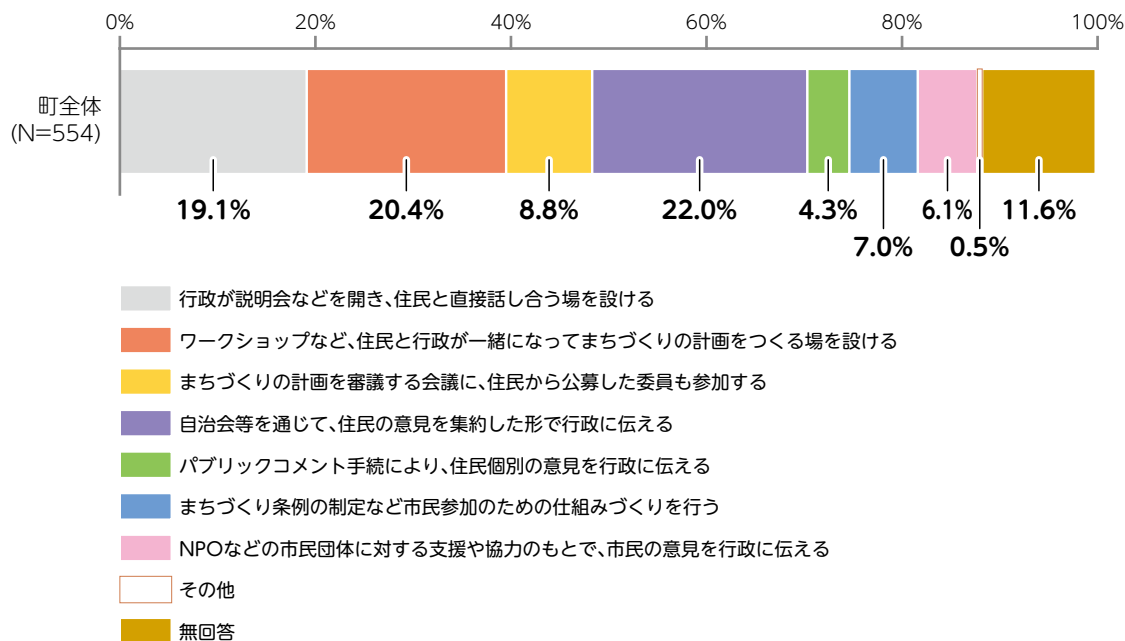
問26 地域活動等の活性化方策について

- 地域活動やボランティア活動の活性化策については、「誘い合える地域の関係」が37.5%で最も多く、次いで「身近で利用しやすい活動拠点の整備」が34.1%、「ボランティア団体や活動グループの情報提供」が29.8%、「入門講座や参加体験などのきっかけづくり」が27.4%などとなっています。



問29_まちづくり協働の方法について

- 「自治会等を通じて、住民の意見を集約した形で行政に伝える」が22.0%で最も多く、次いで「ワークショップなど、住民と行政が一緒になってまちづくりの計画をつくる場を設ける」が20.4%、「行政が説明会などを開き、住民と直接話し合う場を設ける」が19.1%などとなっています。



問33_嘉手納町のまちづくり像について

- 嘉手納町のまちづくり像については、「子どもからお年寄りまで、健康に暮らせて福祉が充実した「健康と福祉のまち」」が61.4%で最も多く、次いで「子育てと教育環境が充実した「子育てと教育のまち」」が44.0%、「防災・防犯対策が充実した「安全・安心のまち」」が29.2%、「公園や緑が多く、公害が少なく暮らしやすい「快適な住環境のまち」」が28.5%、「地元の産業や商店街が活気にあふれた「活力ある産業のまち」」が25.1%などとなっています。
- アンケート調査全体を通して、「福祉・医療・保健」や「子育て」といったキーワードに強い関心があることがうかがえます。

第5次嘉手納町総合計画 〈前期基本計画〉

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

TEL (098) 956-1111

FAX (098) 956-9508



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

